

第十五類 保安 第十二章 湯屋、温泉、游泳

警察官署ハ必要ト認メタルトキハ前項ノ外相當ノ準備ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第八條 水浴場設置者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
一 洪水若ハ風波ノ爲危険ノ虞アルトキハ水浴セシムヘカラス

二 水浴場ニ於テ酒類ヲ販賣シ又ハ販賣セシムヘカラス

三 水浴場内ニハ塵芥若ハ不潔物ヲ留滞セシムヘカラス

四 酩酊者及浴衣若ハ半股引(横濱市ニ於テハ女ハ浴衣及半股引)ヲ着用セサル者ハ水浴セシムヘカラス

五 男女混浴セシムヘカラス但シ十二歳未満ノ者及第十一條第六號ノ附添人ハ此ノ限リニ在ラス

第九條 休憩所若ハ更衣所ニシテ温浴場又ハ便所ヲ設ケルトキハ男女ヲ區分シ見透ササル裝置ヲ爲スヘシ

第十條 休憩所若ハ更衣所ニ於テ飲酒シ又ハ酒類ヲ販賣シ若ハ販賣セシムヘカラス

第十一條 水浴者ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 同浴者ノ妨害トナルヘキ所業ヲ爲スヘカラス

二 水浴場ニ於テ犬猫等ヲ水浴セシムヘカラス

三 浴衣若ハ半股引(横濱市ニ於テハ女ハ浴衣及半股引)ヲ着用セシテ水浴シ又ハ水浴場ノ近傍ヲ徘徊スヘカラス

四 水浴場ニ於テ飲酒スヘカラス

五 酩酊シテ水浴スヘカラス

六 幼者、老衰者、病衰者ハ附添人ナクシテ水浴スヘカラス

七 第一條第一項第一號ノ水浴場及混浴ヲ禁シタル場所ニ於テ男女混浴スヘカラス但シ十二歳未満ノ者及前號ノ附添人ハ此ノ限リニ在ラス

第十二條 水浴場若ハ其ノ附近ニ汚物、瓦石、魚骨、貝殻、陶器及硝子器ノ破片等ヲ投棄シ又ハ汚水ヲ注入スヘカラス

第十三條 水浴場、休憩所、更衣所ノ設置者ハ第十條第十一條第十二條ノ規定及料金ヲ賭易キ場所ニ揭示スヘシ

第十四條 本則ニ違背シタル者ハ三十日未満ノ拘留又ハ二十日未満ノ科料ニ處ス

●游泳禁止箇所

(明治三十七年八月九日) 縣令第五十二號

(沿革)明治四一年九月縣令第七八號改正

第一條 左ノ場所ニ於テ游泳スルコトヲ禁ス

一 横濱市内各川筋

一 横濱市内田町海岸

一 横濱市谷戸橋下川尻ヨリ西北辨天橋下川尻ニ至ル海岸

一 税關臨時工部埋立地周圍海岸

一 西波止場棧橋附近

一 横濱市七軒町三千五百六十七番地先ヨリ瀧下町三千五百五十八番地先ニ至ル船入堀全部

百五十八番地先ニ至ル船入堀全部

一 久良岐郡屏風ヶ浦村字瀧頭以南瀧頭波止場ニ至ル堀川筋五百三十七間

一 鎌倉郡川口村片瀨川尻中央ヨリ東西海岸百間

一 鎌倉郡鎌倉町亂橋材木座滑川尻千九百十九番地先ヨリ以東九百十七番地先ニ至ル海岸二百四十間

一 足柄下郡酒匂村酒匂小字大濱酒匂川尻ヨリ東百二十間

一 足柄下郡早川村早川々尻

第二條 前條ニ違反シタル者ハ二十圓未満ノ科料ニ處ス

第十三章 廣告物、金品醜集

●廣告物取締法施行規則

(明治四十四年九月五日) 縣令第五十八號

廣告物取締法施行規則左ノ通之ヲ定ム

廣告物取締法施行規則

第一條 左記ノ地域ニ於テハ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ禁止ス但シ市街ヲ形成シタル地域ハ此限ニ在ラス

一 公園

二 社寺境内

三 鎌倉郡川口村ノ内大字江ノ島大字片瀨腰越津村鎌倉町

四 足柄下郡湯本村溫泉村箱根町元箱根村宮城野村仙石原

第十五類 保安 第十三章 廣告物、金品醜集

村野湯村土肥村ノ内大字宮上

五 前各號ノ地域ヨリ展望シ得ラルヘキ場所

前項ノ規定ハ第二號ノ地域ニ於テ祭典法要説教其ノ他事務ノ爲ニスル廣告物ノ表示ニハ之ヲ適用セス

第一項各號ノ地域ニ於テ公益ノ爲ニスルモノ若ハ自家用ニシテ店頭等ニ表示スルモノハ許可スルコトアルヘシ

第二條 左記ノ地域ニ於テ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ爲サントスル者ハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ公益ノ爲ニスルモノ若ハ自家用ニシテ店頭等ニ表示スル廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ニシテ第一條各號ノ地域ニ設置セムトスルトキ亦同シ

一 鐵道輕便鐵道及軌道條例ニ依リ敷設シタル軌道線路沿

二 第一條禁止地域中ノ市街ヲ形成シタル地域

三 横濱市横須賀市

四 橋樹郡川崎町高座郡藤澤町ノ内大字鶴沼三浦郡田越村

葉山村中郡大磯町足柄下郡小田原町國府津町

五 前各號ノ地域ヨリ展望シ得ラルヘキ地域

前項ノ出願ヲ爲ストキハ願人ノ住所氏名設置場所廣告物ノ形狀性質之カ施設方法存立ノ期間ヲ具シ其ノ場所他ノ所有

又ハ管理ニ係ルトキハ其ノ承諾書ヲ添付スヘシ

第三條 本則ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第一條 本則ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

本則施行前ノ廣告物設置物件ニシテ第一條ニ該當スルモノハ本則施行ノ日ヨリ一ケ年以内ニ除却スヘシ
 本則施行前ノ廣告物設置物件ニシテ第二條ニ該當スルモノハ本則施行ノ日ヨリ二ケ月以内ニ所轄警察官署ニ出願許可ヲ受クヘシ其ノ許可ヲ得サルモノハ前項ノ期間内ニ除却スヘシ

●廣告物取締法取扱手續

(明治四十四年九月十二日)
 (訓令第四十五號)

警察署 警察分署

廣告物取締法取扱手續左ノ通之ヲ定ム

- 第一條 廣告物取締法及之カ施行規則ニ依リ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置許否禁止制限其ノ他必要ナル處分ヲ爲ストキハ本手續ノ標準ニ據ルヘシ
- 第二條 左記各號ノ一ニ抵觸スルモノハ許可ヲ爲スヘカラス其ノ既設ニ係ルモノハ除却處分ヲ爲スヘシ
- 一 構造上危險ノ虞アルモノ
 - 二 人物其ノ他ノ圖畫若ハ文字形狀等異様ニ涉リ人ノ惡感若ハ嫌厭ノ念ヲ惹起セシムヘキモノ
 - 三 偉人豪傑等ノ肖像ヲ惡用スルモノ
 - 四 花柳病等ニ關スル廣告ニシテ其ノ表示形狀等ノ惡感若ハ嫌厭ノ念ヲ惹起セシムヘキモノ

五 屋上等ニ設置スルモノ

六 施行規則第二條第一項第二號乃至第四號ノ場所ニ於テ建造物等ノ周圍ヲ廣告物掲出場所ニ充テ若ハ街路沿ノ空地等ヲ利用シ諸種ノ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ爲シ又ハ形狀意匠ノ不體裁ニ涉ルモノニシテ市街ノ美觀ヲ損スルノ虞アルモノ

七 前各號ノ外美觀又ハ風致ヲ損スルノ虞アルモノ

前項第四號ノ物件ニシテ店舗ニ掲出シ其ノ表示形狀惡感若ハ嫌厭ノ念ヲ惹起セシメサルモノ及第五號ノ物件ニシテ形狀意匠ノ不體裁ニ涉リ市街ノ美觀ヲ害セサルモノハ特ニ許可スルコトヲ得

施行規則第一條第三項ノ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ニシテ第一項ノ標準ニ抵觸セサルモノハ特ニ許可スルコトヲ得

- 第三條 左記ノモノハ出願許可ヲ受クルヲ要セス但シ前條ノ標準ニ抵觸スルモノハ設置セシムヘカラス
- 一 業務上必要ナル廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ニシテ自家ニ掲出スルモノ
 - 二 慣例ニ依ルモノ又ハ祭典其ノ他儀式等ニシテ一時限リノモノ
- 第四條 廣告物取締法第三條ニ據ル處分及同法施行規則ニ據リ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置許否又ハ除却其ノ他必要ナル處分ヲ爲ストキハ警察長ニ稟議スヘシ

同一事項ニシテ既ニ稟議ノ上處分シタル先例アルモノハ稟議ヲ省略シ施行シタル後之ヲ報告スヘシ

●金品醜集者取締規則

(明治四十年八月二十七日)
 (縣令第八十四號)

(沿革)明治四一年九月縣令第七八號、四二年六月同第五〇號改正

金品醜集者取締規則左ノ通之ヲ定ム

金品醜集者取締規則

- 第一條 本則ハ祭祀、教育、慈善其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス寄附又ハ物品販賣其ノ他之ニ類スル演藝諸興行等ノ方法ニ依リ金品ノ醜集ヲ爲ス者ニ適用ス但シ他ノ法令ニ別段ノ規定アルモノハ其ノ規定ニ從フ
- 第二條 災害事變等ニ當リ公法人ニ於テ取扱フ義捐金ノ醜集ニ對シテハ本則ヲ適用セス
- 第三條 金品ノ醜集ヲ爲サムトスルモノニシテ其ノ醜集ノ關係カ一警察署分署ノ管内ニ止ルモノハ其ノ地ノ所轄警察署分署其ノ他ノ場合ニ在リテハ總テ當廳ニ願出認可ヲ受クヘシ
- 第四條 前條ノ願書ニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ
- 一、願人ノ原籍、住所、氏名、年齢並其ノ履歷ノ大要但シ代理人ヲ以テ出願スルトキハ委任狀ヲ添付スヘシ
 - 二、醜集ノ目的

- 三、醜集ノ方法
 - 四、醜集金額又ハ數量
 - 五、醜集區域
 - 六、醜集期間
- 前項法人ノ出願ニ係ルトキハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者氏名ヲ記シ定款ヲ添付スヘシ
- 第五條 前條各號ニ掲クル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ當該官廳ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 金品醜集ノ認可ヲ受ケタル者他人ヲシテ其ノ醜集ニ從事セシムトスルトキハ其ノ原籍、住所、氏名、年齢及其ノ醜集地域並履歷ノ大要ヲ具シ當該官廳ニ願出認可ヲ受クヘシ
- 第七條 金品醜集ノ期間滿了シタルトキハ十日以内ニ計算書ヲ當該官廳ニ差出スヘシ
- 第八條 事實ヲ虛構誇張シ若ハ強テ應募ヲ勸誘スヘカラス
- 第九條 當該官廳ハ何時ニテモ吏員ヲシテ金品醜集ニ關スル書類ヲ検査シ又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ
- 第十條 本則ニ違背シ又ハ公安秩序ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ認可ヲ取消スコトアルヘシ
- 第十一條 本則ニ違背シタルモノハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十日未滿ノ科料ニ處ス
- 第十二條 法人ニシテ本則ニ違背シタルトキハ前條ノ處罰ヲ其ノ代表者ニ科ス

第十四章 遺失物

●遺失物法取扱手續

(明治三十二年五月十三日)
廳訓第一百八號

(沿革)明治四十二年一月訓令第三號改正

警察署 警察分署

遺失物法取扱手續左ノ通之ヲ定ム

右訓令ス

遺失物法取扱手續

第一條 遺失物法第一條ニ依リ拾得物ヲ差出シタル者タルトキハ拾得ノ場所、日時、物件ノ名稱、種類、數量、形狀、模樣等ヲ取調ヘ第一號様式ノ拾得物臺帳ニ記入シ差出人ニ署名捺印セシメ若シ署名スル能ハサルカ又ハ印形所持セサルトキハ其ノ事由ヲ記シ置クヘシ其ノ署名スル能ハサル場合ハ受付ヲ爲シタル者ニ於テ代書スヘキモノトス但シ代人ヲ以テ差出シタルトキハ其ノ代人ナルコトヲ附記スヘシ書面ヲ以テ届出タルトキハ式ノ如ク臺帳ニ記入シ届書ノ欄外ニ第何號記入済ト記シ置クヘシ

臺帳ニ記入済ノ上ハ第二號様式ニ依リ領收證ヲ下付スヘシ但シ法第四條但書ニ依リ警察官吏稅務官吏公ノ法人其ノ他職務上拾得又ハ差押ヘタルモノハ領收證下付ヲ要セス

前各項ノ手續ヲ終リタルトキハ速ニ細則第一條ニ依リ公告

ヲ爲スヘシ

第二條 巡查駐在所及派出所ニ於テ前條ノ拾得物件ヲ受ケタルトキハ第三號様式ニ依リ假受領臺帳ニ記入シ第五號様式ニ依リ假領收證ヲ附與シ第四號様式ニ依リ所屬警察官署ニ物件ヲ添ヘ報告スヘシ但シ拾得物ハ巡查駐在所ニ於テハ一時安全ナル場所ニ保管シ置キ運クモ五日目毎ニ巡查派出所ニ於テハ毎日所屬警察官署ニ送達スヘシ

前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ第一條ノ手續ニ依リ臺帳ニ記入シ假領收證ハ申出ニ依リ引換フヘシ

第三條 前二條ノ場合ニ於テ其ノ物件又ハ價格ノ僅少ナルカ又ハ拾得者ノ住所遠隔ナルトキハ遺失物法第七條ニ依リ拾得物ニ關スル權利ヲ拋棄シ義務ヲ免ルルノ申告ヲ爲シ得ル規程アルコトヲ知ラシメ其ノ申立アリタルトキハ事由ヲ臺帳ニ記入シ置クヘシ但シ巡查駐在所及派出所ニ於テハ假受領臺帳ニ事由ヲ記入シ所屬警察官署ヘノ報告書ニ附記スヘシ

第四條 拾得ノ物件ヲ差出シタルトキハ其ノ拾得地ノ所轄タルトキハ否トニ拘ハラズ之ヲ受理シ細則第一條ノ手續ヲ爲シ一面關係ノ警察官署ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル警察官署ハ細則第一條ニ準シ揭示場ニ公告スヘシ但シ新聞ニ公告ヲ爲ストキハ其ノ期間ハ三日以内トス

第五條 鐵道停車場ニ於ケル多數ノ拾得物件ニ關シテハ便宜

臺帳及受領ノ手續ヲ別ニシ整理スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ他ノ拾得物ト混同セサル様取扱フヘシ

第六條 拾得者ニシテ領收證ヲ喪失シタルトキハ事實相違ナキモノニ限り更ニ普通紙ヲ用キテ臺帳ト割印シタル領收證ヲ下付シ臺帳ニ事由ヲ記載シ捺印スヘシ其ノ假領收證ニ係ルトキハ本證書ヲ下付スヘシ

第七條 保管スヘキ物件ハ年次番號(臺帳ノ番號ト同一)ヲ記シタル標札(木札又ハ厚紙札)ヲ付シ之ヲ一括ニ緊束シ置クヘシ保管ノ場所ハ堅固ナル鎖鑰付ノ箱又ハ戸柵トシ開閉ノトキハ一名以上ノ立會アルヲ要ス

重寶又ハ高價ノ物品若ハ貴重小形ノ物品ハ署長及主任者ニ於テ別ニ嚴緘ヲ加ヘ紛亂ノ恐レナキ場所ニ藏置スヘシ

第八條 細則第一條中貴重ノ物件トアリ同第三條中高價ノ物件トアルハ大凡其ノ價格參拾圓以上ノモノトス其ノ價格ノ評定スヘカラサルモノト雖モ特ニ尊重スヘキ性質ノモノト認ムルトキハ貴重品ニ準シテ取扱フヘシ但シ假令參拾圓以上ノ價格ト認ムルモ保管費公告費ヲ償フニ足ラサルモノト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 家畜ノ類又ハ長大若ハ重量ナル物品ハ拾得者又ハ其ノ他ニ保管セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ保管請書ヲ徴シ置キ臺帳ニハ其ノ事由ヲ記入シ置クヘシ

巡查駐在所ニ於テ滅失又ハ毀損ノ虞アルカ又ハ保管ニ不相當ノ費用若ハ手数ヲ要スル拾得物ヲ受ケタルトキハ速ニ所

第十五類 保安 第十四章 遺失物

屬署長ニ報告シ指揮ヲ受クヘシ

巡查派出所ニ於テハ現品ヲ直ニ所屬署ニ送致スヘシ

第十條 拾得物ニシテ微細無價ノ物件ト認ムルトキハ報勞金ヲ算出スル能ハサルニ付拾得者ニ通告セスシテ處分スルコトアルヘキ旨申渡シ置キ臺帳欄外ニ其ノ旨ヲ記録シ署長ニ捺印スヘシ

巡查駐在所又ハ派出所ニ於テ前項ノ取扱ヲ爲シタルトキハ報告書ニ附記スヘシ

第十一條 私ニ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ノ拾得者ニハ遺失者アレハ遺失物法第四條ニ依リ報勞金ヲ給セシメ其ノ遺失者カ適法ノ所有所持者ナルトキハ返還ノ手續ヲ爲シ否ラサルトキハ法令ノ規定ニ照ラシ處分スヘシ

第十二條 遺失物法第十五條ニ依リ國庫ニ歸屬スヘキ物件ハ保管期限ヲ過キタル後三十日以内ニ左ノ區別ニ從ヒ處分スヘシ

- 一 賣却スヘキ物件ハ別ニ定ムル方法ニ從ヒ處分スルコト
- 二 各種ノ印紙切手郵便葉書ハ二人以上立會ノ上燒棄スルコト
- 三 印影又ハ印類ハ印面ヲ磨滅スルコト
- 四 勳章從軍記章赤十字社員章其ノ他ノ章ハ其ノ下附シタル衙署又ハ社ニ交付スルコト

前項第三號ノ規定ハ拾得者ニ給スル場合ニモ適用ス

第十三條 遺失物法第十一條ニ依リ犯罪者ノ置去リタル物件

一何々 何 個
一何々
以上
右受領致置候也
明治何年何月何日

何警察(分)署長

警部 氏

名

印官

凡例
一番號ハ毎年之ヲ改ムヘシ
二臺帳及領收證ノ番號ハ同一トス
三滿期下付濟ニ付返納シタル領收證ハ一括トシ三ケ年間保存スヘシ
四各欄記入シ能ハサル事項ハ備考ニ附記スヘシ

拾得者ノ注意

- 一 拾得物件ハ警察官署ニ於テ十四日間公告ヲ爲シタル後一ケ年ヲ經過スレハ拾得者ニ給ス但シ遺失物法第一條第一項但書ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 二 拾得物件ニシテ滅失又ハ毀損ノ虞アルカ又ハ保管ニ不相當ノ費用若ハ手数ヲ要スルトキハ賣却シテ代金ヲ保管スルコトアルヘシ
- 三 拾得物件ノ保管費公告費其ノ他必要ナル費用ハ物件ノ返還ヲ受クル者又ハ物件ノ所有權ヲ取得シ之ヲ引

第二號

様式裏面

取ル者ノ負擔トス

- 四 拾得者ハ拾得物件ニ關スル一切ノ權利ヲ拋棄シ義務ヲ免ルルコトヲ得又物件ノ返還ヲ受クヘキ者モ權利ヲ拋棄シ報勞金其ノ他ノ費用ヲ免ルルコトヲ得
- 五 警察官署ニ於テ保管シタル拾得物件ニシテ交付ヲ受クル者ナキトキハ其ノ所有權國庫ニ歸屬ス
- 六 此ノ領收證ヲ有スル者住所ヲ移轉シタルトキハ届出ヘシ

表書ノ物品領收仕候也
明治何年何月何日

氏 名

第一號樣式裏面

第三號樣式 (表面)

第何號

拾得物

一衣類(地質色合) 何枚

住 所

拾得者

氏

名

假受領臺帳

一時計 (種類番號) 何個
 一金何程 以上
 右何年何月何日何時何處ニ於テ拾得ス

第四號樣式

印

第何號

拾得物報告書

住所

拾得者

氏

名

一衣類 () 何枚

一時計 () 何個

一金何程 以上

第五號樣式

印

第何號

拾得物假受領證

住所

拾得者

氏

名

一衣類 () 何枚

一時計 () 何個
一金何程 以上

右假ニ受領シ現品ハ何警察(分)署ニ送致ス但シ本書ハ追テ本證書ト引換ヲ要ス
 明治何年何月何日
 何警察(分)署
 何地巡查駐在所又ハ何地派出所
 巡查 氏 名

巡查 氏 名

凡例

- 一 此ノ臺帳ハ巡查駐在所又ハ派出所ニ備フ
- 二 臺帳ノ表紙ニハ(拾得物假受領臺帳)ト記シ何地駐在所又ハ何地派出所ノ名稱ヲ記シ置クヘシ
- 三 番號三通トモ同一トス
- 四 本表ニアルハ取扱巡查ノ認印トス
- 五 長大又ハ重量ノ物品ハ拾得者又ハ其ノ他ノ者ニ保管セシメ其ノ事由ヲ報告書ニ附記シ保管請書ヲ添付スヘシ

拾得者ノ心得

- 一 本書ハ二ヶ月以内ニ成ルヘク現品送致シアル警察官署ニ本證書ト引換方請求スヘシ但シ遠隔ノ地ハ郵便切手ヲ添ヘ郵便ヲ以テ請求スルモ妨ケナシ
- 二 本書ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ疏明シ本證書ヲ受取ルヘシ
- 三 法令ノ規定ニ依リ所有所持スルコトヲ禁シタル物件ナルトキハ本證書ヲ下付セス
- 四 表書ノ物件ハ受領ノ日ヨリ五日以内ニ所屬警察官署ニ送致シ置クモノトス

第五號樣式裏面

面裏式樣號四第

表書ノ物品明治何年何月何日何時何市何町何字何地ニ於テ拾得シタルニ付假受領證附與致置候間現品相添
此段及報告候也

明治何年何月何日

何地巡查駐在所(又ハ何地巡查派出所)

巡查 氏 名

警察(分)署長殿

面裏式樣號三第

表書ノ物件ハ明治何年何月何日所屬署ニ送致ス(又ハ何郡市何町村何字何番地何ノ誰ニ一時保管セシメア
リ)

取扱巡查 氏 名

●遺失物拾得物届出方

(明治二十年三月七日) 告示第二十三號

自今金圓物品ヲ遺失又ハ拾得セシトキハ其員數模樣及日時場
所等ヲ最寄警察署又ハ分署巡查派出所若クハ交番所ヘ口述又
ハ郵便葉書ヲ以テ届出ルコトヲ得但拾得ニ係ル物品ハ持參ス
ルノ郵便ニ付スル等便宜送致スルコトヲ得

第十五章 外國人

●外國人居住届ニ關スル取扱

心得

(明治三十二年七月十二日) 廳訓第四百七十七號

警察署 警察分署

明治三十二年七月内務省令第三十二號宿泊届其他ノ件中外國人
居住届ニ關スル取扱心得左ノ通之ヲ定ム
右訓令ス

外國人居住届ニ關スル取扱心得

第一條 省令第三條第四條第五條第八條ニ於ケル届及請求書
認メ方指示ヲ乞フモノアルトキハ別紙第一號乃至第四號様
第一號(省令第三條)

明治 年 月 日 居住 届

届出人 連署人

式ヲ示スヘシ但シ様式ニ適セサル届及請求書ヲ差出ス者ア
ルモ事ニ妨ケナキ限リハ之ヲ受理スヘシ
第二條 省令第七條ノ登錄ハ別紙第五號様式ニ依リ一戸一號
トシ僕婢ハ其號内ニ記載スヘシ後日其家族僕婢トナリタル
者アルトキハ順次其號内ニ記載スルモノトス但シ記載事項
各人同一ナルモノハ之ヲ省略スルモ妨ケナシ
第三條 前條登錄簿ハ「アルハベツト」別ケノ索引ヲ附スヘシ
第四條 甲警察官署所轄内ヨリ乙警察官署所轄内ニ移轉シタ
ル外國人アルトキハ甲乙警察署ハ相互通知スヘシ
第五條 省令第八條ニ依リ登錄簿ノ謄本若ハ抄本ヲ交付スル
トキハ別紙第六號様式ニ據リ調製スヘシ
第六條 省令第三條第四條第五條ニ關スル届出ヲ怠ル者アル
コトヲ發見スルモ其正當ノ事由アリト認ムルモノハ可成將
來ヲ訓誨スルニ止メ懇篤ノ取扱ヲ爲スヘシ
第七條 警察官署ハ登錄簿ノ外視察簿(用紙ハ要視察人名)ヲ
備ヘ置キ取締上注意スヘキ事項ヲ可成詳密ニ記載スルヲ要
ス但シ要視察内規ニ關スルモノニシテ重複ニ渉ルモノハ之
ヲ除ク

第十五類 保安 第十五章 外國人

警察署御中

居住所		居住年月日		氏名	前居住所	外國ニ於ケル住所	職	業	生年月日	國籍	櫛柄

第二號(省令第四條)

移轉届

明治 年 月 日

警察署御中

郡市 届村町 出人

移轉年月日	移	轉	先	移	轉	者	氏	名

移轉者ノ欄ニハ全戸移轉ノトキハ全戸移轉ト記スヘシ
移轉先ノ欄ニハ移轉地ノ府縣郡市町村番地ヲ記スヘシ

第三號(省令第五條)

變更届

明治 年 月 日

警察署御中

郡市 届村町 出人

變更月日	舊	姓名	國籍	新	姓名	國籍

第四號(省令第八條)

收入
印紙

登録ノ(謄本)(抄本)(閱覽)請求書

一登録簿ノ閱覽(登録ノ「謄本」又ハ「抄本」)
右請求仕候也

明治 年 月 日

警察署御中

郡市 届村町 請求人

第五號(省令第七條)

第十五類 保安 第十五章 外國人

第六號(省令第八條)

(登録ノ「謄本」抄本)ノ末尾ニ左ノ如ク記スヘシ
右登録ノ謄本(抄本)請求ニ依リ之ヲ交付ス

警察署長

明治 警察 年 月 日

警察 何

某 職印

● 外國人ノ居住及勞働ニ關スル件

(明治三十二年八月三日)

縣令第五十八號

明治三十二年七月勅令第三百五十二號及同年同月內務省令第四十二號ニ依リ農業、漁業、鑛業、土木、建築、製造、運輸、輓車、仲仕業其ノ他雜役ニ關スル勞働ニ從事スル者ニシテ從前ノ居留地及雜居地以外ニ於テ居住シ又ハ右ノ勞働業務ニ從事スルコトノ許可ヲ得ムトスル者ハ其ノ國籍、現住所、氏名、年齡、業務ノ種類及就業又ハ居住ノ場所ヲ記シタル書面ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ出願スヘシ

第十六章 幼者、精神病者

● 幼兒監護規則

(明治三十六年七月七日)

縣令第四十八號

(沿革)明治四一年九月縣令第七八號改正
幼兒監護規則左ノ通之ヲ定ム

幼兒監護規則

- 第一條 本則ニ於テ幼兒ト稱スルハ七歳未満ノ小兒ヲ謂フ
- 第二條 養育料添へ金其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ金錢其ノ他ノ利益ヲ受ケ又ハ受クルノ約束ヲ以テ他人ノ幼兒ヲ養育シ又ハ養育シタル者ハ左ノ事項ヲ具シ十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ離縁復籍若ハ委託ヲ辭シタルトキ及ヒ其ノ住所ニ異同ヲ生シタルトキ亦同シ
- 一 幼兒ノ實父母(實父母ナキトキハ)ノ住所氏名
- 二 幼兒ノ氏名生年月
- 三 養育料手数料添へ金其ノ他授受金品ノ種類數量價格前項ノ届書ハ巡查派出所又ハ巡查駐在所ニ差出スコトヲ得
- 第三條 養育人養父母及ヒ幼兒ノ實父母又ハ保育者ハ養育ノ方法若ハ幼兒ノ状態ニ付警察官ノ尋問アリタルトキハ明ニ應答スヘシ
- 第四條 警察官ハ必要ト認メタルトキハ養育人又ハ養父母ニ對シ幼兒ヲシテ醫師ノ診察ヲ受ケシムヘキコトヲ命スルコトヲ得
- 第五條 幼兒死亡シタルトキハ其ノ養育人養父母ハ書面又ハ口頭ヲ以テ速ニ所轄警察官署又ハ巡查派出所若ハ巡查駐在所ニ届出ヘシ
- 第六條 本則第二條第三條第五條ニ違背シタル者又ハ第四條ノ命令ニ違背シタル者ハ二十圓未満ノ科料ニ處ス

附則

第七條 本則施行前ヨリ養育シ又ハ養子シタル幼兒ニシテ本則第二條ニ該當スルモノハ明治三十六年八月三十日迄ニ第二條ノ届出ヲ爲スヘシ
本條ニ違背シタル者ニハ第六條ノ罰則ヲ適用ス

● 精神病者監護法取扱手續

(明治三十四年一月三十一日)

廳訓第六號

警察部 警察署 警察分署

精神病者監護法取扱手續左ノ通之ヲ定ム
右訓令ス

精神病者監護法取扱手續

- 第一條 精神病者監護法施行規則(以下單ニ規)第三條第一項ノ願書又ハ届書ヲ受理シタルトキハ左ノ各號ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ但シ私宅監置室ノ構造ハ其ノ坪數一坪半天井ノ高サハ六尺以上ノ標準ニ據ラシメ其ノ以下ナルトキハ本條第四號ニ依リ殊ニ精査副申スルヲ要ス
- 一 願届人ノ住所氏名身分年齡ハ相違ナキヤ否ヤ
- 二 願届人ハ精神病者監護法(以下單ニ法ト稱ス)第一條第二項各號中ノ順位者ナルヤ否ヤ
- 三 發病年月日經過ノ狀況及主治醫ノ有無
- 四 私宅監置室ノ構造設備書ニハ郡市町村字番地坪數便所及天井床下ノ高サ等ヲ記入シアルヤ否ヤ
- 五 私宅監置室ノ構造設備及管理ハ規則第八條ノ規定ニ適

第十五類 保安 第十六章 幼者、精神病者

- 應スルヤ否ヤ
- 六 監護ノ方法場所構造等ハ健康ヲ害スルノ虞ナキヤ否ヤ
- 七 法第三條第一項但書及規則第四條第一項ニ依リ監置シタルモノニ付テハ其ノ年月日
- 第三條 規則第一條同第二條ノ届書ヲ受理シタルトキハ規定ノ期間ヲ經過セサルヤ否ヤヲ調査シ進達スヘシ
- 第四條 規則第三條第二項ノ届書ヲ受理シタルトキハ速ニ臨檢スヘシ
- 第五條 規則第四條第一項ノ願書ヲ受理シタルトキハ前第一條ノ各號ヲ調査シ不都合ナシト認ムルトキハ許可スヘシ此ノ場合ニ於テハ同則第二項ノ出願期間ヲ愆ラサル様指示シ置クヘシ
- 第六條 規則第七條第一項ノ届書ヲ受理シタルトキハ事實ヲ調査シ進達スヘシ但シ死亡ノ届出ニ付テハ其ノ死因及法第五條規定ノ期間ヲ經過セサルヤ否ヤ法第四條ノ届書及法第八條第四項ノ願書ハ前第一條ノ各號中異動ヲ生シタル事項ヲ調査スヘシ
- 第七條 規則第九條ノ願書ヲ受理シタルトキハ同則規定ノ事項ヲ調査シ意見ヲ具シ進達スヘシ
- 第八條 法第六條同第八條三項ニ該當スル事實アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳細ニ報告スヘシ
- 第九條 法第七條第一項ノ處分ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ其ノ實況ヲ詳具シ意見ヲ付シ上申スヘシ

第十五類 保安 第十七章 感化、出獄人

第十條 自宅監置ヲ許可シタル場合ハ踏査ヲ遂ケ不都合ナシト認ムルトキハ其ノ使用ヲ許可スヘシ

第十一條 自宅ニ監置シタル精神病者ハ毎月二回以上病院ニ監置シタル精神病者ハ二箇月間ニ一回必ス臨檢シ其ノ病況ノ概要ヲ臺帳ニ記入スヘシ

此ノ場合ニ於テ法第十一條規定ノ必要ヲ認メ尋問ヲ爲シ又ハ檢診ヲ爲サシメタルトキハ其ノ顛末ヲ報告シ同時ニ臺帳ニ記入スヘシ

第十二條 警察部警察署警察分署ハ別紙様式ノ臺帳ヲ備ヘ置キ異動アル毎ニ加除訂正スヘシ

第十三條 明治三十三年六月勅令第二百八十二號ニ依リ市町村長ヨリ精神病者監置ノ同意ヲ求メ來リタルトキハ事實ヲ調査シ適當ト認メタルトキハ書面ヲ以テ之ニ同意シ同時ニ其ノ旨報告スヘシ其ノ通知ニ接シタルトキ亦同シ

第十四條 既ニ許可シタル監置室ニシテ前第一條但書ノ構造ニ適合セサルモノハ漸次改造セシムヘシ

(臺帳様式)

病者ノ住所氏名 身分職業年齢	病名	發病年月日	監置ノ場所

監置ノ年月日	監置室ノ坪數	治癒若ハ死亡ノ年月日	監護義務者住所氏名身分職業年齢	備考

精神病者監護費用取扱手續

(明治四十四年五月九日) 訓令第二十八號

郡役所 市役所 町村役場

精神病者監護費用取扱手續左ノ通定ム

精神病者監護費用取扱手續

精神病者ノ監護ニ要スル費用ノ種目及限度其他取扱手續ハ明治四十四年三月神奈川縣訓令第十五號行旅病人行旅死亡人取扱手續ヲ準用ス

第十七章 感化、出獄人

代用感化院

(明治四十二年五月七日) 告示第一百十一號

私立幼年保護會女子感化部横濱市根岸町根岸家庭學園ヲ本縣

代用感化院ニ指定ス

神奈川縣薰育院規則ヲ代用感化院ニ準用方

(明治四十二年五月七日) 縣令第三十五號

明治三十六年五月神奈川縣令第三十六號神奈川縣薰育院規則ハ代用感化院ニ之ヲ準用ス

神奈川縣薰育院規則

(明治三十六年五月十九日) 縣令第三十六號

(沿革) 明治四一年五月縣令第四六號、四三年六月同第五五號、大正元年一二月同第一九號改正

神奈川縣薰育院規則左ノ通之ヲ定ム

第一章 職員ノ組織職務

第一條 神奈川縣薰育院ニ左ノ職員ヲ置ク

- 院長 一人
- 族長 若干人
- 助手 若干人
- 教師 若干人

第二條 院長ハ知事ノ監督ヲ承ケ院生ノ感化、教育其ノ他院務ヲ掌理シ所屬職員ヲ統督ス

第十五類 保安 第十七章 感化、出獄人

第三條 院長事故アルトキハ上席族長其ノ職務ヲ代理ス

第四條 族長ハ院長ノ命ヲ承ケ院生ノ取締及感化、教育其ノ他庶務ニ從事ス

第五條 助手ハ院長ノ命ヲ承ケ族長ノ職務ヲ助ク

第六條 教師ハ院長ノ命ヲ承ケ專ラ院生ノ感化、教育ニ從事ス

第二章 院生ノ入院退院

第七條 (削除)

第八條 行政廳ニ於テ感化法第五條第一號ニ該當スヘキ者ト認メ同法第十條ニ依リ具申書ヲ知事ニ提出セムトスルトキハ左ノ書類ヲ添付シ院長ヲ經由スヘシ

一 本人ノ住所、氏名、年齢及經歷、操行並現在ノ境遇等ニ關スル調書

二 親權ヲ行フ父母又ハ後見人ノ住所、氏名、身分、職業及經歷、操行等ニ關スル調書

三 戶籍謄本

院長ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シテ知事ニ進達スヘシ

第九條 親權ヲ行フ父母又ハ後見人ニ於テ感化法第五條第二號及第三號ニ掲タル者ノ入院願書ヲ知事ニ提出セムトスルトキハ其ノ第二號該當者ニ在テハ戶籍謄本、第三號該當者ニ在テハ裁判決定書ノ外戶籍謄本及裁判所ニ提出シタル申請書ノ謄本ヲ添付シ院長ヲ經由スヘシ

第十五類保安 第十七章 感化、出獄人

院長ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シテ知事ニ進達スヘシ

第十條 入院命令書ハ感化法第五條第一號該當者ニ在テハ第八條ノ具申書ヲ提出シタル行政廳ヲ經同條第二號及第三號該當者ニ在テハ親權ヲ行フ父母又ハ後見人ヲ經テ之ヲ本人ニ交付ス

第十一條 院長ニ於テ感化法施行規則第一條第四項ノ通知ヲ受ケタルトキハ入院命令書指定ノ期限内ニ引取ノ手續ヲ爲スヘシ

第十二條 感化法第十二條ニ依リ親族又ハ後見人ヨリ退院願書ヲ知事ニ提出セムトスルトキハ院長ヲ經由スヘシ

院長ニ於テ前項ノ書類ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シテ知事ニ進達スヘシ

第十三條 院長ニ於テ感化法第七條ニ依リ假退院ヲ要スル者ト認メタルトキハ條件調書ヲ添付シ其ノ旨知事ニ具申スヘシ

知事ニ於テ假退院ヲ命スルトキハ遵守スヘキ條件ヲ詳記シタル假退院命令書ヲ作り院長ヲ經テ之ヲ本人ニ交付ス

第十四條 前條ニ依リ假退院命令書ヲ交付シタルトキハ院長ハ感化法第五條第一號該當者ニ在テハ其ノ旨直ニ所轄警察署長ニ同條第二號及第三號該當者ニ在テハ親權ヲ行フ父母又ハ後見人ニ通知スヘシ

第十五條 前條ノ通知ヲ受ケタル警察署長若ハ親權ヲ行フ父

母又ハ後見人ハ本人ノ操行等ヲ監視シ其ノ狀況ヲ十日毎ニ院長ニ報告スヘシ但シ假退院命令書指定ノ條件ニ違背シタル者アルトキハ其ノ旨直ニ院長ニ報告スヘシ

院長ニ於テ復院ヲ要スル者ト認メタルトキハ其ノ旨直ニ知事ニ具申スヘシ

第十六條 院長ニ於テ退院ヲ要スル者ト認メタルトキハ成績調書ヲ添付シ其ノ旨知事ニ具申スヘシ

第十七條 知事ニ於テ退院ヲ命スルトキハ退院命令書ヲ作り院長ヲ經テ之ヲ本人ニ交付ス

第十七條ノ二 (削除)

第十七條ノ三 左ノ場合ニ於テハ院長ハ直ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ

一 入院、假退院、復院又ハ退院ノ手續ヲ了シタルトキ

二 院生ノ死亡又ハ逃亡若ハ逃亡者ノ歸院シタルトキ

第三章 院生ノ教化及在院費

第十八條 院生ノ教化ハ家族の組織ノ方法ニ依リ且學齡中ノモノニ在テハ尋常小學校ノ教科目及其ノ補習、學齡ヲ過キタルモノニ在テハ處世上適切ノ學科目ヲ教授シ又工業農業園藝等ノ實科ヲ課スルモノトス

第十九條 前條教化ニ關スル細則ハ知事ノ認可ヲ得テ院長之ヲ定ム

第二十條 感化法施行規則第六條但書ニ依リ院長ニ於テ管外委託教化ノ認可ヲ知事ニ申請セムトスルトキハ左ノ書類ヲ

テ院長之ヲ定ム 薰育院農產物處分規程

(大正三年四月十七日) (縣令第二十九號)

添付スヘシ

一 本人ノ成績調書

二 被委託者公私ノ施設ナルトキハ其ノ位置、名稱及業務ノ狀況並代表者ノ住所、氏名、身分、職業又私人ナルトキハ其ノ住所、氏名、身分、職務、資産及經歷、操行等ニ關スル調書

三 委託ノ條件

第二十一條 感化法施行規則第六條ニ依リ院長ニ於テ院生ヲ公私ノ施設又ハ私人ニ託シ教育ヲ施サシメ又ハ勞務ニ就カシメタルトキハ其ノ旨直ニ知事ニ報告シ同時ニ親族又ハ後見人ニ通知スヘシ其ノ之ヲ止メタルトキ亦同シ

第二十二條 院生ノ懲戒及檢束ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第二十三條 院生ノ衣食及療養ニ關スル實費ハ感化法第十一條ニ依リ扶養義務者ヨリ徴收ス

前項在院費ハ院長ニ於テ其ノ月分ノ實費ヲ計算シ每翌月十日限徴收スヘシ

院長ニ於テ在院費ノ一部又ハ全部ヲ免除スヘキ事由アリト認メタル者アルトキハ知事ニ具申シテ指揮ヲ請フヘシ

第四章 院內ノ諸規程

第二十四條 處務細則其ノ他院內ノ諸規程ハ知事ノ認可ヲ得

農產物處分規程

第一條 薰育院所屬耕地ヨリ生スル產物ハ族長、助手、農業手、院生ノ食料ニ充ツヘシ

前項ノ產物ニシテ尙餘剩アルトキハ之ヲ賣却シテ食料品ノ購入ニ充テ若ハ他ノ食料品ト交換スルコトヲ得

第二條 產物ノ處分ニ就テハ左ノ帳簿ヲ設備シ其ノ出納ヲ明カニスヘシ

一 農產物出納簿 (第一様式)

一 現金出納簿 (第二様式)

第三條 第一條第二項ノ場合ニ於テ產物ノ賣却ヲ要スルトキハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ賣却シ現金ハ院長名ヲ以テ直ニ銀行預金トナスヘシ

第四條 食料品ヲ購入シタルトキハ債主ノ領收證書ヲ徴シ院長之ヲ保管スヘシ但金額壹圓未滿ノ購入品ニシテ債主ノ領收證書ヲ徴シ難キ事情アルモノハ此限ニアラス

院長	族長	年月日	摘要	單位	受	拂	領收者印	殘
----	----	-----	----	----	---	---	------	---

第十五類保安 第十七章 感化、出獄人

第十五類 保安 第十七章 感化、出獄人

大正三年 同月一日	大麥(何々)受入	合	一、〇〇〇	一、〇〇〇
同月十日	賄用トシテ交付		一五〇	八五〇
同月十日	大麥一斗何程ノ割合ニテ 何某へ賣却		八〇〇	〇五〇
同月十二日	魚類(又ハ何々)ト交換ノ 爲メ大麥何某へ交付		〇五〇	〇
同月十二日	魚類(又ハ何々)大麥ト交 換受入	尾	一〇	一〇

三〇〇

備考
一本簿ハ各家族毎ニ調製スルコトヲ得
二本簿ハ連年使用スルコトヲ得ルモ一ケ年度毎ニ其區分ヲ明ニスヘシ
三領收者ノ印ヲ徴スルコト能ハサルトキハ其旨附記スヘシ
現金出納簿

年 月 日	摘	要	受	拂	残
大正三年 四月十日	何家族大麥何斗何升賣拂代	何 某 納	五〇〇〇		五〇〇〇
同月十五日	何家族用トシテ白米(又ハ何々)何程購 入代	何 某 渡		三〇〇〇	二〇〇〇

備考
本簿ハ連年使用スルコトヲ得ルモ一ケ年度毎ニ區分合計ヲ附スヘシ
出獄人保護規程左ノ通定▲

●出獄人保護規程

(大正元年九月三十日)
訓令第十號

郡役所 市役所 警察署 同分署 町村役場

出獄人保護規程左ノ通定▲
第一條 警察官署長又ハ市町村長ニ於テ監獄法施行規則第百六十九條ノ規定ニ依リ通報ヲ受ケタルトキ若ハ出獄人中保

護ノ必要アリト認ムルモノアルトキハ本規程ニ依リ之ヲ保護スヘシ

第二條 市町村長ハ出獄人ノ父兄、親戚、故舊ヲ指定シ若ハ各種救濟事業、矯風團體、青年會、寺院、教會、教育家、其ノ他篤志者等ニ囑託シ出獄人保護教導ノ任ニ當ラシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ保護者ヲシテ隔月一回被保護者ノ生活狀態及改悛情況等ニ關スル通告ヲ爲サシムヘシ

第三條 市町村長ハ常ニ被保護者ノ行狀生活狀態ニ注意シ若シ必要アル場合ハ之ニ戒飭ヲ加フルハ勿論、居所周旋、生業扶助、職業紹介等ニ關シテハ特ニ相當ノ便宜ヲ計ルヘシ

第四條 警察官署長ハ市町村長ニ於テ第二條及第三條ノ規定ニ依リ保護戒飭紹介等ヲ爲ス場合ニハ之ニ助力スヘシ

第五條 市町村長又ハ保護監督ノ囑託ヲ受ケタル者ハ被保護者ニシテ作業賞與金又ハ領置金ヲ有スル者アルトキハ必要ナル支出ヲ除ク外之ヲ貯金セシメ以テ濫費ヲ制スルコトニ努ムヘシ

第六條 市町村長又ハ保護者ハ被保護者ヨリ前條ノ貯金拂戻ノ請求アリタルトキハ其ノ用途ヲ取調ヘ已ムヲ得サルモノト認ムルニアラサレハ其ノ請求ニ應スルコトヲ得ス

第十五類 保安 第十八章 司法

●神奈川縣警察犯處罰令

(明治四十一年九月三十日)
縣令第七十九號

第十條 警察官署長及市町村長ハ被保護者ノ身上ニ關シ必要ト認メタル事項ハ互ニ之ヲ通報スヘシ
第八條 市町村長ハ被保護者名簿ヲ調製シ保護ニ關スル事項ヲ記入スヘシ
第九條 市町村長ハ被保護者中將來保護ヲ要セスト認ムルニ至リタル者ニ對シテハ警察官署長ト協議ノ上其ノ保護ヲ解除スルコトヲ得
第十條 市町村長ハ被保護者ニシテ他ノ市町村ニ轉任シタルモノアルトキハ保護名簿ノ謄本及第五條第二項ニヨル保管ノ貯金通帳ヲ轉住地ノ市町村長ニ送付スヘシ
第十一條 被保護者中行狀不良ニシテ改悛ノ實ナキ者アルトキハ之ヲ典獄ニ通報シ改過遷善ニツキ其ノ援助ヲ求ムヘシ
第十二條 郡長ハ出獄人ノ保護ニ關シ市町村長ヲ監督スヘシ
第十三條 市町村長ハ出獄人保護成績ニ關シ毎年六月十二月末日調査ヲ以テ翌月十五日迄ニ其ノ成績ヲ知事ニ報告スヘシ
第十四條 他府縣ヨリ轉入シタル出獄人ニ關シテハ本規程ヲ準用ス

第十五類 保安 第十八章 司法

神奈川縣警察犯處罰令左ノ通之ヲ定ム

警察犯處罰令

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十日未滿ノ科料ニ處ス
 - 一 人ノ驚愕スヘキ噪鬧ヲ爲シタル者
 - 二 劇場、寄席等ニ入りテ入場料ヲ支拂ハサル者
 - 三 營業者ノ承諾ナクシテ無錢ニテ遊興又ハ飲食ヲ爲シタル者
 - 四 渡船橋梁其ノ他通行錢ヲ支拂フヘキ場所ニ於テ其ノ定價ヲ出サスシテ通行シタル者
- 第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十日未滿ノ科料ニ處ス
 - 一 鬪牛、鬪犬又ハ鬪鷄ヲ爲シタル者
 - 二 稚兒ニ名籍札ヲ附セスシテ道路ニ迷ハシメ又ハ看護ヲ怠リテ危險ノ場所ニ出入セシメタル者
 - 三 路上ニ於テ藥能ヲ爲シ制止ヲ肯セサル者
 - 四 人ノ畜養スル禽獸ヲ濫リニ毆打シタル者
但シ告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ス
 - 五 家屋、道路、園圃、空地、溝渠、下水若ハ河川等ヘ塵芥又ハ瓦礫等ヲ投棄シタル者
 - 六 貸座敷又ハ宿屋等ニ於テ原籍住所氏名ヲ詐稱シタル者
 - 七 波止場、建造物軒下、道路等ニ集合シ制止ヲ肯セサル者

- 八 諸車其ノ他ノ物件ニ道路ヲ毀損スヘキ施設ヲ爲シテ使用シタル者
 - 九 街路ノ河川又ハ其ノ海岸沿ニ在ル棧橋若ハ船舶ニ於テ顯ハニ屎尿ヲ爲シタル者
- 附則
本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治十四年十二月第二十三號神奈川縣違警罪ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

●拘留日數科料及罰金ノ金額
並縣令違反行爲ノ教唆又ハ
幫助シタル者處罰ノ件

(明治四十一年九月三十日)
縣令第七十八號

縣令中拘留又ハ科料ニ處スルノ規定アルモノハ總テ三十日未滿ノ拘留二十日未滿ノ科料ニ罰金若ハ科料ニノミ處スルノ規定アルモノハ二十日未滿ノ科料ニ處スト改ム
縣令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ヲ照シ之ヲ罰ス但シ情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

附則
本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●違警罪即決處分手續

(明治二十六年十一月二十八日)
廳訓第二百二十六號

警察部 警察署 警察分署

違警罪即決處分手續別紙之通相定ム

但明治十八年九月三十日已第四十號違警罪處分手續ハ廢止ス

右訓令ス

違警罪即決處分手續

- 第一條 警察官吏(違警罪)ノ犯人ヲ認知シタルトキハ被告人ノ住所、氏名、年齢、身分、職業、罪狀、犯罪ノ場所、日時及同一ノ區裁判所管轄内ニ於ケル(違警罪)前科ノ有無若シアレハ言渡ヲ聽取告發スヘシ但シ被告人ニハ告發スルシタル官署名旨ヲ示シ置クヘシ若シ住所氏名ニアルカ逃走又ハ證憑埋滅ノ虞アリト思量スル場合ニ於テハ被告人ヲ警察官署ニ引致シテ告發スヘシ(第一號書式)
- 第二條 (違警罪)ノ告發ヲ受ケタルトキ事實ノ明瞭ナルモノハ可成被告人ヲ呼出スコトナク速ニ即決ノ言渡ヲ爲スヘシ(第二號書式)
- 第三條 被告人ノ呼出ヲ要スルトキハ出頭ノ日時並ニ代人ヲ以テ出頭セシメ得ヘキコト及被告事件ヲ記シタル書面ヲ以テ通知スヘシ但シ遠隔ノ地ニ在テハ郵便葉書ヲ用フヘシ若シ被告人他ノ管轄内ニ居住スルトキハ訊問スヘキ事項ヲ明示シテ其所管ノ警察官署ニ囑託スヘシ
- 第四條 被告人調席ノ儘即決言渡ヲナシタルトキハ其言渡書

第十五類 保安 第十八章 司法

- ヲ所屬使丁又ハ便宜ノ方法ヲ以テ住所若クハ所在地ニ送致スヘシ被告人所轄内ニ居住セサルトキハ其言渡書ヲ送達及執行方ヲ所管ノ警察官署ニ囑託スヘシ
- 第五條 即決言渡ノ確定シタルモノ拘留ニ係ルトキハ監獄署アラサル地ハ所屬留置所ニ於テ執行スヘシ
- 第六條 科料、假納科料、拘留保證金ハ會計上ノ規定ニ依リ取扱フヘシ
- 第七條 正式裁判請求ノ申立ヲ受ケタルトキハ一件書類ニ送致目錄ヲ附シ區裁判所檢事ヘ送致スヘシ但シ即決例第九條科料金ノ假納若クハ第十條保證金ヲ差出サシメ又ハ留置ヲ命シタルトキハ送致書ニ其旨ヲ附記スヘシ(第三號書式)
- 第八條 即決例第九條第十條ニ依ル留置ハ命令書ヲ發シ直ニ執行スヘシ(第四號書式)
- 第九條 科料ハ即決例第九條ニ依リ假納セシムルノ外ハ(刑法第三十條)ニ準スルモノトス(第四號書式)
- 第十條 當事者ヨリ即決言渡書ノ謄本ヲ請求スルトキハ直ニ下付スヘシ但シ謄本ニハ正本ニ依リ謄寫シタルコトヲ記シ署名捺印スヘシ
- 第十一條 (刑法第四百二十七號第十)及明治十九年内務省令第十九號第一條乃至第四條ノ違犯者ヲ即決シ其裁判確定シタルトキハ其都府縣人本籍地ノ市町村役場ヘ通知スヘシ
- 第十二條 陸軍現役下士兵卒豫備後備兵ニシテ對シ即決處分ヲ召集中亦同シ

右ノ理由ナルヲ以テ被告某ヲ何日ノ拘留(又ハ何程ノ科料)ニ
處ス
但シ此言渡ニ對シ正式裁判ヲ請求スルハ三日内(又ハ言渡
ノ送達アリタルヨリ五日內)トス

告發書

住所身分職業(旅行先等ニテ宿所
アル者ハ其宿泊所)
氏 年 名 印

(違警罪前科ノ有無)

右之者 年 月 日 時何處ニ於テ何々ノ現行ヲ認知ス此所
爲ハ何々ノ「違警罪」ナルヲ以テ(又ハ何々ニ付本人引致ノ上)
及告發候也

年 月 日

詰所

官 氏 名 印

某警察署長(又ハ分署長)

官 氏 名 宛

(第二號)

即決言渡書

住所身分職業

氏 年 名 印

右者 年 月 日 時何處ニ於テ何々ヲ爲シタルモノトス其
證據ハ何々ナリ(又ハ認定ス)此所爲ハ何々(法律規則ノ明文
及加減ノ情狀ヲ掲ク)ニ依リ處斷スヘキモノナリ

右ノ理由ナルヲ以テ被告某ヲ何日ノ拘留(又ハ何程ノ科料)ニ
處ス
但シ此言渡ニ對シ正式裁判ヲ請求スルハ三日内(又ハ言渡
ノ送達アリタルヨリ五日內)トス

年 月 日 署 印

年 月 日 署 印

某警察署長(又ハ分署長)

官 氏 名 印

(免訴、無罪、管轄違ヒ等ノ言渡モ右ノ書式(但書ヲ
ニ做フモノトス)

(第三號)

送致書

住所身分職業

氏 年 名 印

年 名 印

某警察署長(又ハ分署長)

官 氏 名 宛

(第二號)

即決言渡書

住所身分職業

氏 年 名 印

右者 年 月 日 時何處ニ於テ何々ヲ爲シタルモノトス其
證據ハ何々ナリ(又ハ認定ス)此所爲ハ何々(法律規則ノ明文
及加減ノ情狀ヲ掲ク)ニ依リ處斷スヘキモノナリ

年 月 日 署 印

某警察署長(分署長)

官 氏 名 印

某區裁判所 檢察氏 名 宛

- 一 正式裁判ノ請求書
- 一 逕査某ノ告發書
- 一 即決言渡書
- 一 何々

何 一 一 一
通 通 通 通

(第四號)

命令書

住所身分職業

氏 年 名 印

右 年 月 日 科料何圓錢ニ(又ハ拘留何日ニ)處シタル處科
料ヲ假納セサル(又ハ保證金ヲ差出サ、ル)ニ付違警罪即決例
第九條(第十條)ニ依リ何日間留置ヲ命ス
(又ハ右 年 月 日 科料何圓錢ニ處シタル處限内納完セサ
ルニ付「刑法第三十條」ニ依リ拘留何日ニ換フ)

年 月 日 署 印

某警察署長(分署長)

官 氏 名 印

留置場看守規則

(明治三十一年七月十五日)
廳訓第三百二十一號

(沿革)明治三十一年一〇月廳訓第一六九號改正

第十五類保安 第十八章 司法

警察署 警察分署
警察署警察分署所屬留置場看守規則左ノ通之ヲ定ム
右訓令ス

留置場看守規則

第一條 警察署警察分署所屬ノ留置場ニ留置スル刑事被告人
又ハ(換刑禁錮)十日以下ノ者及拘留囚ノ看守ハ此ノ規則ニ
依ルヘシ但シ監獄署所在地ニ在リテハ「換刑禁錮」及拘留ノ
囚人ハ成ルヘク監獄署ニ送致スヘシ

第二條 留置場ノ看守擔當員ハ在署逕査ノ内ヨリ署長之ヲ命
スヘシ

第三條 新ニ入場者アルトキハ署長又ハ主任立會ノ上身體衣
服及所持金品ヲ檢査シ附錄様式ニ據リ記入捺印セシメ所持
金品ハ會計法規ニ據リ管理シ其出場スルトキハ押送ニ付ス
ルモノハ該規則ニ據リ取扱ヒ裁判所ニ送致シ又ハ放還スル
モノハ之ヲ本人ニ下渡シ署名捺印セシムヘシ婦女ノ身體檢
査ハ裸體ト爲スコトヲ得ス若シ必要アルトキハ看守者ハ署
長ノ指揮ヲ受クヘシ

第四條 留置場ニ於テハ拘留囚及禁錮囚ト刑事被告人並ニ男
女又ハ共犯ヲ區別スヘシ

第五條 留置場入口ニハ在場者ノ氏名ヲ記シタル票札ヲ掲ク
ヘシ但シ要犯疑獄其他共犯アルトキハ番號票ヲ以テ區別ス
ヘシ

第六條 留置場ノ看守人員ハ在場者ノ多寡所犯ノ輕重ニ因リ

適宜増減スヘシ

第十條 在場者ニハ左ニ掲クルモノ、外著用又ハ携帯セシムヘカラス

一 衣類

二 三尺帶

三 紐付足袋

四 手巾

五 紙

第八條 左ニ掲クル物品ハ在場者ニ貸與スルモノトス但シ布團蚊帳ニシテ其差入ヲ許シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 布團

二 蚊帳

三 木枕

第九條 留置場ノ看守者ハ一時間一回以上巡視スヘシ

看守者交代ノトキハ在場人員留置場鎖鑰其他ノ器具竝ニ房內異狀ノ有無ヲ點檢スルハ勿論特ニ注意スヘキ事項ハ詳細引繼ヲ爲スヘシ

第十條 所屬署長又ハ其ノ代理者ハ一日二回以上留置場ヲ巡視シ其内一回ハ必ス房内ヲ檢査スヘシ

第十一條 署長又ハ主任ノ指揮アルニアラサレハ在場者ヲ出入セシムルコトヲ得ス

第十二條 四十八時間以上在場スル者ハ成ルヘク毎日一時間以內留置場外ニ於テ運動セシムヘシ

第十三條 入場者ヲ便用又ハ運動ノ爲メ出場セシムルトキハ看守者ハ必ス附添フヘシ

第十四條 留置場ニハ左ノ事項ヲ揭示シ入場者ニハ之ヲ諷聞セ置クヘシ

一 同房者ハ互ニ和順ヲ主トシ謹慎スルコト

二 起居ヲ端正ニシ晝間臥床スヘカラサルコト

三 毎日二回以上房室ヲ掃除スルコト

四 窓壁又ハ其他ノ物件ヲ汚損セサルコト

五 不淨器ノ外ヘハ痰唾ヲ爲スヘカラサルコト

六 晝夜ニ拘ハラヌ同房者ト談話又ハ放歌喧噪若クハ高聲ニ誦讀シ又ハ鄰室ト通聲交談ヲ爲サ、ルコト

七 許可ヲ得サル物品ヲ所持シ或ハ勝負ヲ争ヒ又ハ他人ニ汚辱ヲ被ラシムル如キ所爲ヲ爲サ、ルコト

八 同房ニ病人アルトキハ之ヲ看守者ニ申告シ交互切實ニ看護スルコト

第十五條 在場者ノ請求事項ハ署長又ハ主任ノ指揮ヲ受ケ看守者ニ於テ隨意ニ取捨スルヲ得ス

第十六條 在場者疾病ニ罹リタルトキハ署長ハ速ニ醫療ヲ加ヘ病勢ノ模様ニ由リテハ親族ニ通知シ又ハ之レニ引渡スコトヲ得

第十七條 在場者傳染病ニ罹リタルトキハ其豫防消毒隔離ハ適法ノ手續ニ依リ處置スヘシ

第十八條 刑事被告人ハ左ノ物品ニ限り差入ヲ許可スルコト

ヲ得但シ同時ニ同一ノ物品差入ヲ願出ル者數人アルトキハ

一人一度一品ニ限ルヘシ

一 寢具衣服手拭ノ類

二 修身ニ關スル書類

三 用紙

四 飲食物ニシテ酒煙草ヲ除キ炊煮ヲ要セサル一人一食ノ量

第十九條 差入品ハ差入人ノ面前ニ於テ署長又ハ主任之ヲ檢査シ異狀ナキヲ認メタル後ニアラサレハ場内ニ入ル、ヲ得

第二十條 在場者ノ信書ハ署長又ハ主任ニ於テ檢閱シタルモノニアラサレハ授受セシムヘカラス

信書ヲ檢閱スルハ先ツ直行順讀シ次ニ斜讀又ハ横讀シ不正不長ノ文意ナキヤ否ヲ詳査スヘシ

第二十一條 在場者ニ接見ヲ請フ者アルトキハ事情已ムヲ得サルモノニ限り晝間ニ於テ三十分間以內之ヲ許スコトヲ

署長印

留置場名簿用紙

番號罪(刑)名	立會人認印	取調主任印	屬籍住所
第何號(禁錮何日) (何々ノ罪) (拘留何日)	Ⓜ	Ⓜ	氏 名
第十五類保安 第十八章 司法			年 齡

得 接見ノ場合ハ主任又ハ命ヲ受ケタル看守者之レニ立會フヘシ

第二十二條 在場者ニ給與スル飲食物ハ其都度看守者ニ於テ檢査シ署長ハ時々之ヲ檢査スヘシ

第二十三條 在場者死亡シタルトキハ囚人ハ(監獄則施行細則)ニ據リ刑事被告人ハ押送ニ關スル規定ニ據リ取扱フヘシ

前項遺骸ノ下付ヲ許シタルトキハ其請取人ヲシテ留置場名簿備考欄ニ署名捺印セシメ又ハ請書ヲ徴シ引渡スヘシ

第二十四條 變災ニ遭遇スルトキハ其狀況ニ由リ速ニ避災ノ措置ヲ爲スヘシ其變災甚シク押送ノ違ナキ場合ハ一時解放スルコトヲ得

第二十五條 留置場ノ鎖鑰ハ一定ノ場所ニ置キ看守者之ヲ管

守スヘシ

第十五類 保安 第十八章 司法

但右名籍ニ少異アルモ此者ニ適合セリト推考セラル、モノアレハ其者ノ事項御取調記入有之度候
 明治何年何月何日
 何縣何市町村役場御中

横濱地方裁判所檢事局

氏名	本字	姓	三枝	名	睦																														
	假名	サ イ ク サ ア キ ラ																																	
生年月日	明治元年一月一日																																		
身分職業	平民 農業 縣會議員 何村長																																		
住所	何府縣何市郡町村何番地																																		
出生地	何府縣何市郡町村何番地																																		
本籍	何府縣何市郡町村何番地																																		
軍籍位																																			
勳恩給之有無	何々																																		
戸主始メ其家族ノ氏名年齢及其區別ノ概況																																			
<table border="1"> <tr> <td>戸主</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> </tr> <tr> <td>父</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> </tr> <tr> <td>母</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> </tr> <tr> <td>兄</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> </tr> <tr> <td>妹</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> <td>何</td> </tr> </table>						戸主	何	何	何	何	何	父	何	何	何	何	何	母	何	何	何	何	何	兄	何	何	何	何	何	妹	何	何	何	何	何
戸主	何	何	何	何	何																														
父	何	何	何	何	何																														
母	何	何	何	何	何																														
兄	何	何	何	何	何																														
妹	何	何	何	何	何																														
前科年月日及罪名刑名刑期裁判所名																																			
<table border="1"> <tr> <td>前科</td> <td>明治何年何月何日何廳</td> </tr> <tr> <td>及</td> <td>ニテ何々罪重禁錮何月</td> </tr> <tr> <td>罪</td> <td>監視何月</td> </tr> <tr> <td>刑名</td> <td>同年何月何日何廳ニテ</td> </tr> <tr> <td>刑期</td> <td>何々罪重禁錮何月監視</td> </tr> <tr> <td>裁判所名</td> <td>何月</td> </tr> </table>						前科	明治何年何月何日何廳	及	ニテ何々罪重禁錮何月	罪	監視何月	刑名	同年何月何日何廳ニテ	刑期	何々罪重禁錮何月監視	裁判所名	何月																		
前科	明治何年何月何日何廳																																		
及	ニテ何々罪重禁錮何月																																		
罪	監視何月																																		
刑名	同年何月何日何廳ニテ																																		
刑期	何々罪重禁錮何月監視																																		
裁判所名	何月																																		
本人ノ在否																																			
<table border="1"> <tr> <td>在</td> <td>目下在宅シ居レリ</td> </tr> <tr> <td>不在</td> <td>目下逃亡シテ所在不明</td> </tr> </table>						在	目下在宅シ居レリ	不在	目下逃亡シテ所在不明																										
在	目下在宅シ居レリ																																		
不在	目下逃亡シテ所在不明																																		

何月何日領收

市町村長ノ本紙ヲ受取タル月日ナリ

右記入ノ事項相違無之候也

明治何年何月何日

横濱地方裁判所檢事局御中

何縣何市町村役場

第二書式

右犯罪事件取調上必要ニ付左ノ廉々御取調各項記入ノ上全紙ノ儘至急何々地方裁判所檢事局へ回送有之度候也
 但右名籍ニ少異アルモ此者ニ適合セリト推考セラル、モノアレハ其者ノ事項御取調記入有之度候

明治何年何月何日

何縣何市町村役場御中

何府縣何市郡區町村番地身分職業

何 某

明治何年何月何日生

何憲警兵屯所署



何月何日領收

市町村長ノ本紙ヲ受取タル月日ナリ

第十五類 保安 第十八章 司法

氏名	三枝 名 隆
本字	
姓名	
生年月日	明治元年一月一日
身分營業	平民 農業 縣會議員 何村長
住所	何府縣何市郡町村何番地
出生地	何府縣何市郡町村何番地
本籍	何府縣何市郡町村何番地
軍籍位	
勳恩給之有無	何々
戸主	父戸主同人
母	何年何月何日生
兄	何年何月何日生
妹	何年何月何日生
前科	明治何年何月何日何廳 ニテ何々罪重禁錮何月 監視何月
及日	同年何月何日何廳ニテ 何々罪重禁錮何月監視 何月
刑名	何々
期日	何々
裁判所	何々
本人	目下在宅シ居レリ 目下逃走シテ所在不明
否在	

右記入ノ事項相違無之候也

明治何年何月何日

何々地方 裁判所檢察事局御中

何府縣何市町村役場

刑ノ執行猶豫者取扱規程

(明治四十一年十月六日 訓令第五十八號)

(沿革)大正元年八月訓令第五號改正
明治三十八年五月神奈川縣訓令第十三號刑ノ執行猶豫者取扱規程

警察署 警察分署

程左ノ通改正ス

第一條 關係官衙ヨリ刑ノ執行猶豫者ノ通知アリタルトキハ其ノ犯人ニ對シ執行猶豫ノ言渡取消ノ原因存在スルヤ否ヲ注意シ其ノ原因アルコトヲ覺知シタルトキハ直ニ之ヲ其ノ所在地ノ地方裁判所檢察事局ニ通知スヘシ

第二條 刑ノ執行猶豫者移轉シ又ハ死亡シタルトキ若ハ先行不明外國旅行等ノ爲視察ヲ加フル能ハサル事故ノ生シタルコトヲ覺知シタルトキ又ハ犯人猶豫期間内ニ陸海軍軍人軍屬ト爲リタルトキハ之ヲ所轄地方裁判所檢察事局ニ通知スヘシ

第三條 刑ノ執行猶豫者ニ對シテハ神奈川縣内訓第六號要視察人取扱心得ニ依リ之ヲ視察シ軍法會議ニ於テ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニシテ陸軍刑法第八條第一號乃至第三號第五號第九條第一項第二號又ハ海軍刑法第八條第一號第二號第九條第一項第二號ニ記載シタル身分ヲ失ヒタル者ニ付テハ其ノ名簿ヲ普通裁判所ニ於テ宣告ヲ受ケタル者ト區別シ「イロハ」別索引ヲ附シ犯人住所ヲ轉シタル場合ニ於

テ之ヲ檢察事局ニ通知スルト同時ニ其ノ名簿寫ヲ轉住地警察官署ニ送付スヘシ

刑ノ執行停止者取扱規程

(明治四十一年十月六日 訓令第五十七號)

警察署 警察分署

刑ノ執行停止者取扱規程左ノ通之ヲ定ム

第一條 刑ノ執行ヲ停止セラレタル者ニ付キ檢察事ヨリ其ノ執行停止事故ノ通知ヲ受ケタルトキハ所轄警察官署ハ常ニ其ノ事故ノ存續スルヤ否ヲ視察シ其ノ事故止ミタルトキハ直ニ之ヲ執行停止ヲ爲シタル檢察事局ニ通知スヘシ

第二條 刑ノ執行停止者死亡逃走其ノ他視察上重要ノ事故發生シタルトキハ直ニ之ヲ執行停止ヲ爲シタル檢察事局ニ通知スヘシ

第三條 警察官署ハ別記様式ニ依リ刑ノ執行停止者ノ名簿ヲ備ヘ其ノ視察ノ用ニ供スヘシ

通知檢察事局名	及年月日	原籍住所
言渡裁判所名		身分職業
罪名		氏名年齢
		言渡當時
		住所

刑名刑期	住所
執行停止ノ事故	他ノ
執行停止取消	動
事由及年月日	
視察上ノ摘要	

●囚人及刑事被告人押送規則
竝細則取扱手續

(明治三十一年二月二十四日)
廳訓第二十五號

(沿革)明治三十一年四月廳訓第八〇號、同年九月同第一五四號、同年一月二月同第二〇二號、三五年四月同第四二號、同年五月同第五五號改正

警察署 警察分署
囚人及刑事被告人押送規則竝細則取扱手續左ノ通之ヲ定ム
右訓令ス

第一條 囚人及刑事被告人ノ押送ハ囚人及刑事被告人押送規則竝ニ同細則ニ據ルノ外此ノ取扱手續ニ從フヘシ

第二條 汽車電車鐵道馬車汽船等ノ便アル地方間ノ押送ハ目的地迄乘車又ハ乘船セシメ疾病死亡其他已ムヲ得サル場合ノ外途中下車又ハ下船セシムヘカラス
他管ニ涉ルモノハ鄰府縣最近ノ警察官署(東京府ハ芝警察署)迄押送スヘシ

第三條 囚人及刑事被告人ハ押送狀ニ關スル書類中身體ヲ拘束スル適法ノ書類アルニアラサレハ之ヲ授受スヘカラス

第四條 押送ハ成ルヘク速ニ之ヲ爲シ一時ニ數人ヲ淹留シテ押送ニ付スルヲ得ス

第五條 押送スヘキ囚人刑事被告人ノ員數ハ一時ニ凡ソ十名以内トシ押送官吏一名ニ被押送者五名ヲ超ヘシムヘカラス但シ逃走暴行又ハ劫奪其他重要ノ關係アリト認ムル者ニ對シテハ押送官吏ノ人員ヲ増加シ警戒ヲ嚴ニスヘシ

第六條 遞傳押送ニ付スル者アルトキハ豫メ次ニ交付ヲ受クヘキ官署ニ其人員等ヲ通知スヘシ
前項ノ通知書ニハ逃走暴行其他危險ノ虞アルトキハ其事項ヲ附記シ置クヘシ

第七條 左ニ掲クル者ノ押送ハ成ルヘク舟車馬ヲ用フヘシ但シ貨錢仕拂ニ付テハ領收證ヲ徴シ當該官吏ニ於テ證明スヘシ

一 老人虛弱者其ノ他歩行ニ耐ヘサル者
二 逃走暴行又ハ劫奪セラル、虞アル者
三 至急押送ヲ要スル者

四 土地ノ狀況其ノ他已ムヲ得サル事情アル者

第八條 共犯ノ刑事被告人ニシテ通謀ノ虞アル場合ハ各別ニ押送スヘシ但シ已ムヲ得サル場合ニ於テ同時ニ押送スルトキハ戒護ヲ嚴ニシ通謀ノ弊ナカラシムヘシ其ノ宿泊セシムル場合ニ於テモ亦同シ

第九條 押送途中ノ休憩ハ豫テ其ノ場所ヲ定メ置キ成ルヘク豫定以外ノ場所ニ休憩セシムヘカラス其ノ飲食用便等ヲ爲ス場合ニ於テモ亦同シ

第十條 被押送者ノ戒具ハ手錠又ハ腰繩トス其ノ戒具ヲ用キタルトキハ成ルヘク外形ニ露出セサル様注意スヘシ但シ拘留換刑禁錮ノ囚人又ハ脫艦脫營ノ軍人軍屬ハ戒具ヲ用フル限ニ在ラス

第十一條 囚人刑事被告人押送途中ニ於テ疾病ニ罹リ押送ス

第十五類保安 第十八章 司法

ル能ハサルトキハ全慈マテ最寄留置場ニ於テ醫療ヲ加ヘ其ノ旨發送官署及最後ニ送付ヲ受クヘキ官署ニ通知スヘシ
傳染病ニ罹リタル者ハ其ノ發見地ニ於テ適法ノ豫防消毒隔離法ヲ施行スヘシ

第十二條 押送途中ハ嚴肅ヲ旨トシ無用ノ談話ヲ禁スヘシ

第十三條 押送途中ハ面會ヲ許シ又ハ自家親戚其ノ他家宅ニ立寄ラシムヘカラス

第十四條 押送者ハ何レノ場合ニ於テモ歩行中押送者ノ左側ニ一步ヲ隔テ付添フヘシ
押送者二人以上ナルトキハ被押送者ニ分屬スヘシ

第十五條 押送中齋谷嶮路橋梁河海岸等ノ通過又ハ舟車上下ノ際若クハ飲食用便其ノ他自由ヲ望ムトキハ逃走ヲ謀ルノ虞アルモノニ付押送者ハ概ネ左ノ事項ヲ遵守スヘシ
一 間道其ノ他逃走ヲ容易ニスヘキ地ヲ通行セサルコト
二 汽車ニ頼ルトキハ鐵道係員ニ告ケ成ルヘク公衆ト前後シテ乘車スルコト
三 乗船ノトキハ船長ニ告ケ成ルヘク乗客ノ雜踏セサル場所ニ座席ヲ占ムルコト
四 歩行ノ際ハ被押送者ヲ道端ニシ押送者ハ危險ナキ一方ニ附添フコト

第十六條 押送中市街ヲ通行スルトキハ成ルヘク衆人雜踏ノ地ヲ避クヘシ

第十七條 被押送者ト同時ニ送ルヘキ金品ハ各押送官署ニ於

第十五類 保安 第十九章 雜則

二一六

テ現金及物品會計ニ關スル諸規定ニ從ヒ帳簿ニ之ヲ記入シ其ノ授受ハ保管轉換ノ手續ヲ爲スヘシ

第十八條 被押送者死亡シタルトキハ細則第十一條第二項ノ手續ヲ爲スノ外死者ノ遺族ニ通知シ二十四時間ヲ過クルモ遺骸ノ下附ヲ申出テサルトキハ其地ノ共葬墓地ニ假埋葬ノ手續ヲ爲スヘシ

假埋葬費額ノ制限ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第十九條 押送規則並ニ細則及此ノ取扱手續ハ「懲治人」別房留置人ニ對シテモ之ヲ準用スルモノトス

囚人及刑事被告人押送途中 賄料及假埋葬費等支辨方

(明治三十一年五月三十一日) 廳訓第三百三號

囚人及刑事被告人押送途中ニ於ケル賄料及假埋葬等ノ費用ハ左ノ各項ニ依リ支辨スヘシ

- 一 警察署又ハ警察分署以外ニ宿泊セシメタル場合ニ於ケル食料及宿泊料ハ左ノ如シ
- 一 臥具點燈料等宿泊ノ費用一夜金八錢以内
- 一 食費 一回金八錢以内
- 一 假埋葬ニ關スル費用左ノ如シ 金五十錢以内
- 一 棺 一個

- 一 棒 一本 金五錢以内
- 一 杖 二本 一本ニ付金五厘以内
- 一 繩 二房 一房ニ付金壹錢以内
- 一 墓標 一本 金五錢以内
- 一 死體運搬及穴堀人夫四人一人ニ付金參拾錢以内

第十九章 雜則

海草燃燒取締規則

(明治三十七年四月二十七日) 縣令第三十六號

(沿革) 明治四一年縣令第七八號改正 海草燃燒取締規則左ノ通之ヲ定ム

海草燃燒取締規則

- 第一條 灰ヲ棄取スルノ目的ヲ以テ海草ヲ燃燒セムトスル者ハ本則ノ規定ニ遵據スヘシ
- 第二條 海草ノ燃燒ハ住屋ヲ距ル三十間以上ノ場所ニシテ午後十時ヨリ翌日午前五時ニ至ル間ニ於テスヘシ
- 第三條 前條ノ場合ニ於テモ風向ニヨリ煤烟又ハ臭氣ノ住屋ニ及フ虞アルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス
- 第四條 土地ノ狀況ニ依リ警察官署ノ許可ヲ得ルトキハ第二條第三條ノ規定ニ據ラサルコトヲ得
- 第五條 煤烟又ハ臭氣ヲ防クヘキ相當設備ヲ爲シ警察官署ノ

許可ヲ得タル者ハ第二條第三條ノ規定ニ據ラサルコトヲ得

第六條 警察官署ハ必要ト認ムルトキハ軌道ニ接近シタル場所ニ於テ燃燒スルコトヲ禁シ又ハ第二條ノ時限ノ短縮ヲ命スルコトヲ得

第七條 警察官署ハ交通其ノ他公益上必要ト認ムルトキハ海濱ニ於テ海草ヲ堆積スルコトヲ制限スルコトヲ得

第八條 本則ニ違背シタル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

古墳發掘ニ關スル件

(明治三十三年十一月三十日) 布達甲第二百七號

上世以來御陵墓所在未定之分目今取調中ニ付口碑流傳之場所ハ勿論縱令人民私有地タリトモ古墳ト相見候地ハ猥リニ發掘不相成候條自然風雨等之爲メ石槨土器其他古物等露出シ又ハ開墾中不圖古墳ニ堀當リ候様ノ次第有之候ハ、由緒口碑ノ有無ニ不拘凡テ詳細ナル繪圖面ヲ製シ其地名並近傍ノ字等ヲモ取調可届出此旨布達候事

第十六類 衛生

第一章 醫師、產婆、看護婦

●醫師法施行細則

(明治三十九年十一月二十七日)
縣令第六十三號

醫師法施行細則左ノ通之ヲ定ム

第一條 明治三十九年内務省令第二十七號醫師法施行規則ニ依リ提出スヘキ書類ハ市役所又ハ町村役場ヲ經由スヘシ但シ規則第九條ノ届出ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 醫師法施行規則第七條ノ移轉届ニシテ他管内ヨリ轉入ニ係ル者ハ免狀及免狀寫竝ニ履歷書ヲ添付スヘシ

●齒科醫師法施行細則

(明治三十九年十一月二十七日)
縣令第六十四號

齒科醫師法施行細則左ノ通之ヲ定ム

第一條 明治三十九年内務省令第二十八號齒科醫師法施行規則ニ依リ提出スヘキ書類ハ市役所又ハ町村役場ヲ經由スヘシ

第二條 齒科醫師法施行規則第七條ノ移轉届ニシテ他管内ヨリ轉入ニ係ル者ハ免狀及免狀寫竝ニ履歷書ヲ添付スヘシ

●醫師法齒科醫師法施行規則

第十六類 衛生 第一章 醫師、產婆、看護婦

竝同細則取扱手續

(明治三十九年十一月二十七日)
訓令第三十六號

醫師法齒科醫師法施行規則竝ニ同細則取扱手續左ノ通之ヲ定ム
郡役所 警察署 警察分署 市役所 町村役場

第一條 市役所及町村役場ニ於テ醫師法施行規則又ハ齒科醫師法施行規則ニ依リ提出セシ書類ヲ受理シタルトキハ市ハ直ニ町村ニアリテハ郡役所ヲ經由シ木廳ニ進達スヘシ

第二條 郡役所若ハ市役所ニ於テ醫師法施行規則第二條及齒科醫師法施行規則第二條ノ書類ヲ受理シタルトキハ免狀ト其ノ寫トヲ照合シ不都合ナシト認ムルトキハ書類ニ其ノ旨ヲ記入ノ上進達シ免狀ハ本人ニ還付ノ手續ヲ爲スヘシ

第三條 警察署長分署長ニ於テ醫師法第十條又ハ齒科醫師法第十條ノ處分ヲ必要ト認ムヘキ事實ヲ發見シタルトキハ其ノ事實ヲ詳具シ知事ニ上申スヘシ

●醫術開業願書添付書類照査

(明治二十七年二月五日)
訓令第十號

(沿革)明治三〇年六月訓令第四一號改正

郡役所 市役所
左ノ願書ニ添附ノ試験及第證書及學說合格承認證書寫ハ本書ト照査シ郡市長ニ於テ其餘白ニ認印ヲ押捺ノ上差出スヘシ

- 一 醫術開業免狀下附願
- 二 醫術開業後期試驗願
- 三 醫術開業實地試驗願
- 四 藥劑師免狀下附願
- 五 藥劑師實地試驗願

● 死亡診斷書、死體檢按書、死產證及死胎檢按書書式

(明治三十三年十二月十八日)
(縣令第七十五號)

本年內務省令第四十一號ニ依リ醫師ニ於テ作爲スヘキ死亡診斷書、死體檢按書及醫師又ハ產婆ノ作爲スヘキ死產證書、死胎檢按書ニ並其ノ記載方ハ左ノ各項ニ據ルヘシ

第一 死亡診斷書、死體檢按書

樣式

- 一 氏名
- 二 男女ノ別
- 三 出生ノ年月日
- 四 職業 死亡者ノ職業
家計ノ主ナル職業
- 五 病死(自殺其ノ他ノ變死、中毒ノ區別)

- 一 戶籍上ノ氏名ヲ記スヘシ自殺者、變死者等ニ在テ若シ氏名明カナラサルトキハ不詳ト記スヘシ
- 二 經久ノ死體ニシテ男女ノ區別明瞭ナラサルトキハ不詳ト記スヘシ
- 三 自殺者、變死者等ニシテ出生ノ年月明瞭ナラサルトキハ推定年齡何歳ト記シ若シ推定シ能ハサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ
- 四 死亡者家計ノ主働者ナル場合ニ於テハ死亡者ノ職業ノミヲ記シ死亡者若シ幼者、老者、婦女等ニシテ一定ノ職業ナキ場合ニ於テハ家計ノ主ナル職業ヲ記シ死亡者ノ職業無シト記スヘシ又死亡者一定ノ職業アルモ他家計ノ主働者アル場合ニ於テハ死亡者ノ職業ト家計ノ主ナル職業

記載方

年月日 住 所 醫師 何某 印

- トヲ併記スヘシ
- 總テ職業名ハ商又ハ工等單一ノ汎稱ニ據ラスシテ何商又ハ何工等成ルヘク細密ニ記スヘシ
- 五 病死ナルヤ自殺ナルヤ若ハ自殺以外ノ變死ナルヤ中毒ナルヤノ別ヲ記スヘシ
- 六 病死ノ場合ニ於テハ其ノ死因トナリタル病名ノ外何等ノ事項ヲモ記スヘカラス

樣式

- 九 スヘシ若シ自殺者、變死者等ニ在テ死亡ノ時明瞭ナラサルトキハ推定セル年月日時ヲ記スヘシ此ノ場合ニハ推定ノ二字ヲ冠スルヲ要ス
- 死亡ノ場所ハ郡、市、區、町村、大字名及番地(番戶、番屋敷)ヲ記スヘシ若シ自殺者、變死者等ニシテ漂著セル死體ナルトキハ其ノ漂著シタル場所ヲ記スヘシ此ノ場合ニハ其下ニ漂著ト記スルヲ要ス

第二 死產證書、死胎檢按書

死產證書(死胎檢按書)

- 同時ニ二種以上ノ疾病ニ侵サレ死亡シタル者ニシテ一ノ原病アリテ他ハ繼發病若ハ胎後病ナルトキハ其ノ原病名ノミヲ記シ又各種獨立ノ疾病ナルトキハ主トシテ死亡ノ原因トナリタル病名ノミヲ記スヘシ若シ以上ノ區別ヲ爲シ能ハサルトキハ各種ノ病名ヲ併記スヘシ
- 全ク死因タル病名ヲ推定シ能ハサルトキハ不詳ト記スヘシ
- 自殺者ニ在テハ其ノ自殺ノ手段例ヘハ縊死、刃傷、入水等ノ別ヲ記スヘシ
- 自殺以外ノ變死者及中毒者ニ在テハ其ノ種類例ヘハ溺死、壓死、燒死、他殺、河豚中毒、「アルコール」中毒等ノ別ヲ記スヘシ
- 七 病死者ニ在テハ死因トナリタルノ疾病發病年月日ヲ記スヘシ若シ明瞭ナラサルトキハ推定セル年月日ヲ記スヘシ又全ク推定シ能ハサル場合ニ於テハ不詳ト記スヘシ
- 八 病死、自殺、變死、中毒ニ拘ハラズ死亡ノ年月日時ヲ記

一 父ノ氏名(私生子ノ場合ハ母ノ氏名)

二 父ノ出生ノ年月日(私生子ノ場合ニ)

三 母ノ出生ノ年月日

四 父ノ職業(私生子ノ場合ニ在テハ母ノ職業)

五 妊娠ノ月數

六 分娩ノ年月日時

七 分娩ノ場所

八 死胎ノ男女ノ別

九 死胎ノ嫡出子、庶子、私生子ノ別

右證明(檢按)候也

年 月 日 住 所 醫師(產婆) 何某 印

記載方

- 一 死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其ノ父ノ氏名ヲ記スヘシ若シ私生子ナルトキハ其ノ母ノ氏名ヲ記スヘシ
- 二 死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其ノ父ノ出生ノ年月日ヲ記スヘシ
- 三 死胎ノ何タルニ拘ハラズ其ノ母ノ出生ノ年月日ヲ記スヘシ
- 四 死胎ノ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルトキハ其ノ父ノ職業ヲ記スヘシ若シ私生子ナルトキハ其ノ母ノ職業ヲ記スヘシ總テ職業名ハ商又ハ工等單一ノ汎稱ニ據ラスシテ何商又ハ何工等成ルヘク細密ニ記スヘシ
- 五 妊娠ノ月數ハ受孕ヨリ分娩ニ至ル妊娠ノ經過ニシテ死胎ハ約四週日ヲ一月ト看做シタル第幾月目ニ該當スルカヲ記スヘシ
- 六 分娩ノ年月日時ヲ記スヘシ若シ明瞭ナラサルトキハ推定シタル年月日時ヲ記スヘシ此ノ場合ニハ推定ノ二字ヲ冠セシムルヲ要ス
- 七 分娩ノ場所ハ郡、市、區、町村、大字名及番地(番戶、番屋敷)ヲ記スヘシ
- 八 死胎ノ男女孰レニ屬スルカヲ記スヘシ若シ鬼胎等ニ在テ男女ノ區別ヲ爲シ能ハサル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ添テ不詳ヲ記スヘシ
- 九 死胎ハ嫡出子ナルカ又ハ庶子ナルカ若ハ私生子ナルカノ別ヲ記スヘシ

狂犬病患者届書式

(明治三十五年五月二十日) 縣令第四十二號

醫師ニ於テ狂犬病(恐水病)患者ヲ診斷シ若ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキハ左記書式ニ依リ届書ヲ作成シ三日以内ニ所轄警察署又ハ巡查駐在所若ハ巡查派出所ニ差出スヘシ其ノ轉歸ノ場合亦同シ

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

(書式)

狂犬病患者届

- 一 患者死者ノ住所、職業、氏名、年齢
 - 一 被咬傷ノ月日
 - 一 被咬傷ノ部位、局部ノ症候及當時ノ處置
 - 一 發病月日
 - 一 轉歸月日
 - 一 診斷(檢案)月日
- 右及御届候也
明治何年何月何日

住 所 醫 師 氏 名 印

何警察(分)署長氏名殿

中毒患者届出ニ關スル規定

(明治四十年一月二十九日) 縣令第十三號

(沿革)明治四一年九月縣令第七八號改正

中毒患者届出ニ關スル規定左ノ通之ヲ定メ明治十五年三月本縣布達甲第五十三號ハ廢止ス

醫師ハ藥物若ハ飲食物其ノ他ヨリ來ル急性中毒者ヲ診斷シ又ハ其ノ死體ヲ檢按シタルトキハ患者若ハ死者ノ住所、氏名、職業、年齢、中毒日時、診檢日時、中毒物品ノ名稱並ニ症狀ヲ記シ速ニ所轄警察官署ヲ經由シ知事ニ届出ヘシ

前項ノ中毒物品ニシテ其ノ性状不明ナルトキハ現品ヲ添付スヘシ

死體解剖出願方

(明治十七年三月十二日) 布達甲第十三號

死體解剖ノ儀ハ是迄當廳へ出願ノ上差許シ來リ候處今後死者ノ遺書及其親屬醫師熟談ノ書面(遺書ナキモノハ親屬醫師連テ醫師)ヲ以テ所轄警察署へ願出許可ヲ受クヘシ此旨相達候事

警察醫職務規程

(明治四十四年三月三十一日) 訓令第十六號

第一條 警察醫ハ警察部ニ屬シ左ノ事務ヲ執行處理スルモノトス

- 一 娼妓及密賣淫者ノ健康診斷
- 二 娼妓及密賣淫者ノ疾病治療
- 三 傳染病豫防及種痘ニ關スル事務
- 四 地方病ノ調査ニ關スル事務
- 五 トラホーム、花柳病、肺結核、癩ノ豫防ニ關スル事務
- 六 精神病者ノ監護ニ關スル事務
- 七 變死傷者ノ檢視ニ關スル事務
- 八 傷病者ノ救護ニ關スル事務
- 九 巡查ノ採用退職並ニ病氣缺勤ニ關スル診斷
- 十 右ノ外警察部長ニ於テ命シタル事項

第二條 警察醫ノ勤務時間ハ一般官吏ノ例ニ依ル但シ緊急ノ事務ニ付テハ休職若ハ退職後ト雖臨時服務スヘシ

第三條 警察醫ハ左ノ區別ニ依リ配置ス

配 置 在 勤 地 管 轄 地 城

第一區	警 察 部	横須賀市
第二區	横須賀警察署	横須賀市
第三區	鎌倉警察署	鎌倉市
第四區	藤澤警察署	藤澤市
第五區	大磯警察署	大磯町
第六區	厚木警察署	厚木市
第七區	小田原警察署	小田原市
眞金町病院	眞金町病院	眞金町、青木町
横須賀病院	横須賀病院	横須賀市公郷、三浦郡浦賀町
藤澤病院	藤澤病院	藤澤市、高座郡藤澤町
三崎病院	三崎病院	中郡平塚町、大磯町、足柄下郡小田原町
吉野病院	吉野病院	津久井郡吉野町
檢 診 係 警 察 部	眞金町、横須賀及藤澤各病院ノ所管區域	

第四條 各警察署ノ事務分擔ヲ定ムル左ノ如シ但シ警察部長ニ於テ必要ト認ムルトキハ臨時分擔事務ヲ變更シ若ハ兼務ヲ命スルコトヲ得

第一區乃至第七區受持員ハ第一條第三號以下ノ事項病院在

勤員ハ第一條第二號及第十號ノ事項

檢診係員ハ第一條第一號及第十號ノ事項

第五條 警察官署ニ在勤スル警察署長ノ指揮ヲ受クルノ外尙其ノ執行ニ關スル事務ノ順序方法等ハ總テ所轄警

察官署長ト(第一區以外ハ當該郡)協商スヘシ

第六條 警察官署ニ在勤スル警察署長ハ第一條ニ列記セル事項ニ屬スル警察官署ノ事務ニ關與スルモノトス

第七條 警察署ニ於テ第一條ノ事務ヲ取扱ヒタルトキハ別ニ報告ノ定メアルモノヲ除ク外其ノ都度警察部長ニ報告スヘシ

第八條 警察病院在勤ノ警察署長ハ本規程ノ外警察病院職務規程ニ依リ服務スヘシ

附 則

本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年五月五號 神奈川縣訓令第三十六號 縣警務規程ハ之ヲ廢止ス

●産婆試験受験人心得

(明治三十三年五月十五日)
告示第九十一號

産婆試験受験人心得左ノ通之ヲ定ム

産婆試験受験人心得

第一條 産婆試験ハ毎年二回之ヲ舉行ス但シ其ノ期日及場所ハ一ヶ月前之ヲ告示ス

第二條 産婆試験ヲ受ケムトスル者ハ別記第一號乃至第二號書式ニ依ヒ毎年三月及九月中ニ郡市役所ヲ經テ願書ヲ當廳ヘ差出スヘシ

第三條 産婆試験ノ願書ヲ受理セラレタル者ハ試験舉行ノ期

日一日前ニ受験地ニ到着シ其ノ宿所氏名ヲ試験場ニ届出ス

第四條 受験人ハ筆墨及實印ヲ持參スヘシ但シ書籍書類其ノ他試験ノ材料トナルヘキモノヲ携帶シテ試験場ニ入ルヲ許サス

第五條 學說試験ニ合格シタル者ニハ其ノ試験ヲ終ヘタル日ヨリ一週日以内ニ更ニ實地試験ノ時日ヲ通知ス

第六條 試験ニ合格セサル者ニハ總テ通知ヲ爲ササルモノトス

第七條 受験人遅刻シテ其ノ日ノ問題ヲ既ニ發表シタル後ニ到着シタル者ハ試験場ニ入ルヲ許サス

第八條 受験人一科以上缺席スル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

(第一號書式)

産婆試験願

住所(寄留ナレハ本籍ヲ併記スヘシ) 族 籍 氏 名

生年月日

私儀本年第何回産婆試験相受度別紙履歴書相添此段奉願候也

年 月 日

右 氏 名

神奈川縣知事宛

町村長奥印

第十六類 衛生 第一章 醫師、產婆、看護婦

履歷書

一 修業ノ場所及其ノ年月ヲ記スルコト
一 墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪禁錮以上ノ刑ニ處セラ
ルヘキ罪ヲ犯シタル者又ハ試験ニ關スル規程ニ違背シ
タルコトノ有無ヲ記スルコト
右ノ通相違無之候也

右 氏 名
(本人自署捺印)

証人
產婆(醫師) 氏 名
同 氏 名

(第二號書式)

產婆試驗願

住所(寄留ナレハ本籍ヲ併記スヘシ)
族籍 氏 名
生年月日

私儀本年第何回產婆試驗實地試驗相受度別紙履歷書並ニ證明
書相添此段奉願候也

年 月 日 右 氏 名
神奈川縣知事宛 町村長奥印

履歷書

一 修業ノ場所及其ノ年月日ヲ記スルコト
一 學說試驗ヲ受ケタル地方廳名及其ノ年月ヲ記スルコ
ト
一 墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪禁錮以上ノ刑ニ處セラ
ルヘキ罪ヲ犯シタル者又ハ試験ニ關スル規程ニ違背シ
タルコトノ有無ヲ記スルコト
右ノ通相違無之候也

右 氏 名

看護婦取締規則

(明治三十七年三月二十二日)
(縣令第二十三號)

(沿革)明治四一年九月縣令第七八號改正
看護婦取締規則左ノ通之ヲ定ム

看護婦取締規則
第一條 本廳又ハ他廳府縣ノ免狀ヲ有スル者ニ非サレハ看護
婦ノ業ヲ營ムコトヲ得ス
第二條 看護婦免狀ハ本則ノ規定ニ依リ看護婦試驗ニ合格シ
タル者ニ非サレハ之ヲ授與セス但シ官公立學校病院若ハ之
ニ準スヘキ看護婦養成所ニ於テ看護ニ關スル學術ヲ修了シ
タル者又ハ他廳府縣ニ於テ看護婦試驗ニ及第シタル者ハ其
ノ證書ヲ審認シ體格検査ヲ行ヒ學術試驗ヲ要セスシテ免狀

ヲ授與スルコトアルヘシ

第三條 左ニ該當スル者ハ看護婦タルコトヲ得ス
一 十七歳未満ノ者
二 精神病、肺結核其ノ他嫌惡スヘキ疾患アル者
三 素行不良ノ者

第四條 第二條但書ニ依リ看護婦免狀ヲ受ケムトスル者ハ履
歷書ニ其ノ資格ヲ證明スヘキ書類ヲ添ヘ郡市役所ヲ經由本
廳ニ願出ツヘシ

第五條 他廳府縣ノ免狀ヲ有シ本縣内ニ於テ看護婦ノ業ヲ營
マムトスル者ハ其ノ免狀ノ寫ヲ添ヘ開業前本廳ニ届出ツヘ
シ

第六條 看護婦他廳府縣ニ轉住シ若ハ廢業シタルトキハ本人
ヨリ失踪又ハ死亡シタルトキハ戶籍法ニ依ル義務者ヨリ十
日以内ニ免狀ヲ返納スヘシ

第七條 第五條ノ届出者ニシテ本縣内ニ於ケル營業ヲ廢止シ
タルトキハ十日以内ニ本廳ニ届出ツヘシ其ノ失踪又ハ死亡
シタルトキハ戶籍法ニ依ル義務者ヨリ十日以内ニ届出ツヘ
シ

第八條 看護婦免狀ヲ毀損亡失シ若ハ住所氏名ニ異動ヲ生シ
タルトキハ其ノ事由ヲ具シ郡市役所ヲ經由十日以内ニ本廳
ニ願出テ免狀ノ再下付又ハ書換ヲ請フヘシ

第九條 開業休業又ハ復業シタルトキハ十日以内ニ本廳ニ届
出ツヘシ

第十六類 衛生 第一章 醫師、產婆、看護婦

第十六類 衛生 第一章 醫師、產婆、看護婦

第十條 看護婦ハ故ナクシテ患者看護ノ依頼ヲ拒ムコトヲ得
ス

第十一條 看護婦ハ業務從事中白色ノ被服ヲ着用スヘシ但シ
私人ノ宅ニ就キ看護ニ從事スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 看護婦ハ同時ニ傳染病患者ト他ノ患者トヲ看護ス
ヘカラス

第十三條 看護婦ハ患者ノ處置ニ關シテハ總テ醫師ノ指揮ニ
從フヘシ

第十四條 看護婦ハ主治醫師ノ指揮ヲ受ケスシテ患者ニ藥劑ヲ
授與シ又ハ治療ヲ施スコトヲ得ス

第十五條 看護婦ハ其ノ業務上知得シタル陰私ヲ漏告スルコ
トヲ得ス

第十六條 看護婦會ヲ組織シタルトキハ左ノ各號ヲ具シ十日
以内ニ本廳ニ届出ツヘシ其ノ廢止又ハ各號ノ事項ニ異動ア
リタルトキ亦同シ

第十七條 看護婦試驗ヲ受ケムトスル者ハ毎年三月十五日及
九月十五日迄ニ願書ニ履歷書及修業證書添ヘ郡市役所ヲ經
由本廳ニ願出ヘシ但シ修業證書ハ修業所ノ所長醫師若ハ看

一 位置
二 名稱
三 會則
四 役員氏名
五 會員住所氏名

第十六類 衛生 第一章 醫師、產婆、看護婦

看護婦ノ證明アルヲ要ス

第十八條 試験ハ毎年四月及十月本廳ニ於テ之ヲ行フ其ノ日時ハ一ヶ月前之ヲ告示ス但シ必要ニ際シテハ臨時試験ヲ行フコトアルヘシ

第十九條 試験ハ筆答及口答トス其ノ科目左ノ如シ但シ體格検査ニ合格シタル者ニ非サレハ本條ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

學說

一 解剖生理及衛生ノ大略

二 看護法

三 救急處置

四 傳染病豫防消毒方法

實地

五 消毒藥劑ノ調製方法

六 綑帶救急處置消毒方法

第二十條 試験ニ合格シタル者ニハ看護婦免狀ヲ交付ス

第二十一條 左記各號ノ一ニ該當シタルトキハ其ノ業ヲ禁止シ若ハ一ヶ年以内停止スルコトアルヘシ

一 第三條第二號又ハ第三號ニ該當スルトキ

二 看護婦ノ義務ニ背キタルトキ

三 業務上不正ノ行爲アリタルトキ

第二十二條 本廳ノ看護婦免狀ヲ有スル者前條ノ禁止處分ヲ受ケタルトキハ本廳ニ免狀ヲ返納スヘシ停止處分ヲ受ケタルトキハ其ノ事由ヲ免狀ニ裏書シ處分解除ノ後再ヒ免狀ヲ下付ス

ルトキハ其ノ事由ヲ免狀ニ裏書シ處分解除ノ後再ヒ免狀ヲ下付ス

第二十三條 第二十一條ノ處分ヲ爲シタル後ト雖本人ノ行狀ヲ勘査シ其ノ處分ヲ解除スルコトアルヘシ

第二十四條 看護婦免狀ヲ有シ五ヶ年以上業務ニ従事セサルトキハ免狀ノ效ヲ失フモノトス此ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ免狀ヲ本廳ニ返納スヘシ

第二十五條 第一條第五條第六條第七條第八條第九條第十條第十三條第十四條第十五條第十六條ニ違背シタル者又ハ業務禁止ヲ受ケタルニ拘ラス若ハ業務停止中營業シタル者又ハ業務禁止ヲ受ケテ免狀ヲ返納セサル者ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

附則

第二十六條 本則施行以前一ヶ年以上看護婦ノ業ニ従事シタル者本則施行後三ヶ月以内ニ届出ツルトキハ本則施行後一ヶ年以内第一條ノ規程ニ據ラス看護婦タルコトヲ得

第二十七條 本則施行以前三ヶ年以上看護婦ノ業ニ従事シ仍ホ引續キ營業ヲナサムトスル者ハ此ノ際出願ニ依リ本廳ニ於テ適當ト認ムル者ニ限り學術試験ヲ要セスシテ免狀ヲ下付スルコトアルヘシ

第二十八條 病院ニ於テ履使スル看護婦ハ院内ニ限り當分ノ内本則ニ據ラサルコトヲ得

第二十九條 本則ハ明治三十七年六月一日ヨリ施行ス

●看護婦取締規則取扱手續

(明治三十七年六月二十五日) 應訓第四十六號

(沿革) 明治三十九年三月應訓第六號、四〇年一月同第二號改正

看護婦取締規則取扱手續左ノ通之ヲ定ム
右訓令ス

警察部

第一章 處務規程

第一條 警察部ニ別記第一號様式ノ看護婦名簿ヲ備置キ異動アル毎ニ之カ加除訂正ヲナスヘシ

第二條 規則第二條但書ニ依ル看護婦學終了ノ者ニシテ其終業年限一ヶ年ニ滿サル者ニハ免狀ヲ授與スルコトヲ得ス

體格検査ハ試験委員ヲシテ之ヲ行ハシメ其授與スル免狀ハ別記第二號様式ニ據ルヘシ

第三條 規則第十六條ニ依ル看護婦會ノ組織及其廢止又ハ異動ノ届出ハ設立者ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ

第四條 規則第二十條ニ依リ試験合格者ニ授與スル看護婦免狀ハ別記第三號様式ニ據ルヘシ

第五條 他廳府縣ノ看護婦免狀ヲ有スル者ニ對シ規則第二十一條ニ依リ禁止ノ處分ヲ爲シタル場合ニ於テ其事由ヲ記シ速カニ當該廳府縣ニ通報スヘシ

第十六類 衛生 第一章 醫師、產婆、看護婦

第六條 規則第二十六條ニ依リ看護婦營業ノ届出アリタルトキハ事實ヲ審査シ其資格アリト認ムル者ハ看護婦名簿ニ登錄スヘシ

第七條 規則第二十七條ニ依ル出願者アルトキハ其資格ヲ審査シ別記第四號様式ノ看護婦免狀ヲ下付スヘシ

第八條 規則第八條ニ依リ免狀ノ再下付又ハ書換ヲ請フ者アルトキハ事實ヲ審査シ其事由ヲ裏書シ年月日記入ノ上主任之ニ認印シ下付スヘシ但シ免狀面ハ下付當時ト異ナラサルヲ要ス

第二章 試験ニ關スル規程

第九條 當廳ニ左ノ職員ヲ置キ警察部ニ屬セシメ看護婦試験ニ關スル事務ヲ掌理セシム

試驗委員長 一名

試驗委員 四名

書記 一名

第十條 看護婦試験委員長ハ(警部長)ヲ以テ之ニ充テ警察部衛生課長ヲ試驗委員トシ其他ハ知事之ヲ任命若ハ囑託ス

看護婦試験委員ハ當廳ノ官吏タル者ヲ除クノ外其任期ヲ二ヶ年トス但シ任期滿了後更ニ任命若ハ囑託スルコトアルヘシ

第十一條 看護婦試験書記ハ警察部衛生課員ヨリ知事之ヲ命ス

第十二條 看護婦試験委員長ハ部下ノ職員ヲ指揮監督シ其事

第十六類 衛生 第一章 醫師、產婆、看護婦

務監理ノ責ニ任ス

第十三條 看護婦試験委員ハ每期試験開始前學說及實地試験ノ問題ヲ撰擇シ委員長ニ提出シ決定ヲ受クヘシ

第十四條 看護婦試験委員ハ試験終了後其成績ヲ調査シ別記第四號書式ノ報告書ヲ作成シ之ヲ委員長ニ提出スヘシ

第十五條 看護婦試験委員長ハ委員ノ提出セル報告書ヲ審査シ意見ヲ付シ知事ニ上申スヘシ

第十六條 看護婦試験委員ハ委員長ノ指揮ヲ受ケ學說及實地ノ試験ヲ掌ル

第十七條 看護婦試験書記ハ委員長ノ指揮ニ從ヒ試験ニ關スル一切ノ庶務ヲ掌ル

第十八條 看護婦試験委員長事故アルトキハ其事務ハ委員タル警察部衛生課長ニ於テ代理スヘシ

第十九條 看護婦試験委員及書記ニ手當ヲ給スルコトアルヘシ

第二十條 體格検査ハ左ノ各號ニ適合スル者ヲ以テ合格トス但シ検査上必要ト認ムルトキハ體ノ中部以上ニ限り脱衣セシムルコトヲ得

一 體質善良ニシテ左ニ掲クル疾病又ハ缺所アラサル者
精神病、肺結核、癩病、梅毒、傳染性皮膚病、傳染性眼病、癩癧及腋臭ノ甚シキ者

四肢完具セサル者但看護婦ノ業務ニ支障ナシト認ムル者ハ此限ニ在ラス

十 答案作成ハ一問一時間トス但シ同時ニ二問以上ヲ與フルトキハ各時間流用セシムルヲ妨ケス

十一 答案完成ノモノアルトキハ其席ニ臨ミ記入洩又ハ不足オキヤ否ヤヲ取調ヘ答案及用紙ノ殘餘等ヲ受取り試験場外ニ退出セシムルコト

十二 時間盡クレハ直ニ擱筆セシムルコト

十三 一科目以上缺席ノ者ハ次ノ科目ニ就キ試験ヲ受ケシメサルコト

十四 試験場ニ於テハ不正又ハ不都合ノ行爲アル者ハ之ヲ退場セシムヘシ

第二十二條 一科目以上缺席ノ者及退場ヲ命シタル者ニハ其期ノ試験ヲ受ケシムヘカラス

第二十三條 試験成績採點法左ノ如シ

一 學說試験實地試験ハ一科目ノ滿點ヲ十點トシ各科五點以上ヲ得總得點數ヲ通算シ一科目平均六點以上ヲ得タルモノヲ合格トス

(様式ハ略之)

看護婦受驗人心得

(明治三十七年六月二十一日) 告示第五百五十四號

看護婦受驗人心得左ノ通之ヲ定ム

看護婦受驗人心得

第一條 看護婦試験ハ毎年四月行フモノヲ第一回トシ十月行

第十六類 衛生 第一章 醫師、產婆、看護婦

顯著ナル疾病アルニアラサルモ全身諸機關ノ著ルシク衰弱シ看護婦ノ業務ニ堪ヘスト認ムル者

二 視力二分ノ一以上ノ者

三 聽力六尺ノ距離ニ於テ低語ヲ聽識シ得ル者

四 言語應答明瞭ナル者

第二十一條 體格検査及試験ノ日數時間並其手續方法ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 體格検査一日學說試験三日實地試験一日トス

二 試験ハ毎日午後一時ヨリ同四時迄トス

三 時機ニ依リ其指定日時ヲ變更スルコトヲ得此場合ニ於テハ豫メ受驗人ニ通告スルモノトス

四 試験開始前日迄ニ別記第六號様式ノ證票ヲ受驗人ニ交付スルコト

五 試験委員以下定刻三十分前ニ出場シ番號札及答案用紙ヲ受驗人席ニ配付スヘキコト

六 受驗人著席ノ上受驗人心得ノ要旨ヲ説示シ特ニ答案作成ニ關スル注意ヲ與フヘキコト

七 定刻ニ至ラハ直ニ問題ヲ配付シ其後出頭シタル受驗人アルモ入場ヲ許ササルコト

八 試験委員ハ時々試験場内ヲ巡視シ受驗人ノ行動ニ注意スヘキコト

九 受驗人中止ムヲ得サル事故アリテ試験場外ニ出ツルコトヲ許可シタルトキハ必ス之ニ附添フヘシ

フモノヲ第二回トス

第二條 看護婦試験ヲ受ケムトスル者ハ別記書式ニ倣ヒ願書及添付書類ヲ完備シ看護婦取締規則第十七條所定ノ期日ヲ誤ラス其ノ住所地ヲ管轄スル郡市役所ヲ經由當廳ニ差出スヘシ

第三條 看護婦試験願ヲ差出シタル者ハ試験開始一日前受驗地ニ於ケル宿所ヲ警察部衛生課ニ届出テ受驗證票ヲ受領スヘシ

第四條 試験當日ハ墨池毛筆ヲ用意シ定刻三十分前警察部ニ出頭スヘシ

第五條 體格検査及學說實地試験ノ日數時間ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ時機ニ依リ其ノ日時ヲ變更スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ豫メ通告スルモノトス

一 體格検査一日學說試験三日實地試験一日トス

二 時間毎日午後一時ヨリ四時迄トス

第六條 書籍及書類等ヲ携帶シ試験場ニ入ルコトヲ得ス

第七條 問題發表後ハ如何ナル事由アリト雖試験場ニ入ルコトヲ許サス

第八條 試験場ニ於テハ靜肅ヲ旨トシテ互ニ言語ヲ交ヘ又ハ喧噪スヘカラス

第九條 定時ニ至ラハ直ニ問題ヲ配付ス

第十條 學說試験ハ一問ニ付一時間トス同時ニ二問以上ヲ與フルトキハ其ノ時間ハ流用スルヲ妨ケス

第十六類 衛生 第一章 醫師、產婆、看護婦

- 第十一條 答案ハ一問題毎ニ之ヲ別紙ニ記シ必ス受験番號、科目名及問題番號ヲ記シ決シテ氏名ヲ記スヘカラス
- 第十二條 答案完成シタルトキハ舉手シテ其ノ意ヲ通シ試験委員ノ來ルヲ待チ答案及用紙ノ殘餘反古ヲ差出シ直ニ退場スヘシ
- 第十三條 答案ヲ作成シ能ハサルモノト雖用紙ニ科目名、問題番號及受験番號ヲ記シ之ヲ差出スヘシ
- 第十四條 答案提出時間盡クレハ直ニ擱筆スヘシ
- 第十五條 受験中ハ試験委員ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其ノ席ヲ離ルルコトヲ得ス
- 第十六條 不正又ハ不都合ノ行爲アルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ
- 第十七條 一科目以上缺席ノ者及前條ニ據リ退場ヲ命セラレタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス
- 第十八條 試験ニ合格シタル者ニハ免狀ヲ下附ス合格セサル者ニハ何等通知ヲ爲ササルモノトス

看護婦試驗願

本籍地
現住所
族籍
氏名
生年月

私儀本年第何回看護婦試驗相受度別紙履歷書及修業證相添此段出願候也

明治何年何月何日
神奈川縣知事氏名殿
履歷書

右
氏名

一 何年何月某學校ニ入學何年何月何科卒業
一 何年何月何地ニ在ル某看護婦修業所又ハ養成所ニ入り何年何月卒業
一 何年何月ヨリ何年何月迄何地ニ在テ看護婦ノ業務ニ從事セリ
一 規則第三條第二號ノ疾患アル者ニアラス
一 賞罰ヲ受ケタル事由及年月日 (賞罰ヲ受ケタルコトナシ)キトキハ其ノ旨ヲ記ス

右之通相違無之候也
明治何年何月何日

修業證
氏名印
族籍
氏名

所 (看護婦養成所) (官公私立ノ區別及所) (ニ於テ看護ニ關スル學說ヲ修了シ卒業證書) (又ハ修業證書證明書) ヲ受ク

右相違ナキヲ證明ス

某學校長 (病院長) (看護婦修業所長) 又ハ養成所長 (醫師又ハ看護婦)

明治何年何月何日 氏名印

第二章 病院、健康診斷、衛生試驗

警察病院規則

(明治四十四年四月一日) 縣令第二十七號

(沿革) 大正三年三月縣令第一九號改正 警察病院規則左ノ通之ヲ定ム

警察病院規則

第一條 警察病院ハ左記疾患ノ娼妓及密賣淫者ヲ收容治療スル所トス

- 一、花柳病並其ノ疑似症
- 二、傳染性皮膚病、眼病及其ノ疑似症
- 三、結核性疾患ノ疑アル者

第二條 警察病院ノ名稱並其ノ所管貸座敷地域ハ左ノ如シ

第十六類 衛生 第二章 病院、健康診斷、衛生試驗

名稱

所管地域

神奈川縣眞金町病院 橫濱市眞金町
同 市永樂町
同 市青木町
同 市川崎町
同 市保土ヶ谷町

神奈川縣橫須賀病院 橫須賀市公郷
三浦郡浦賀町

神奈川縣藤澤病院 高座郡藤澤町
鎌倉郡戸塚町
中郡平塚町
同 郡大磯町
足柄下郡小田原町

神奈川縣藤澤病院 津久井郡吉野驛
三浦郡三崎町

神奈川縣吉野病院 津久井郡吉野驛

娼妓ノ入院患者ニ對スル賄及藥餌ハ之ヲ給與ス

入院患者ハ許可ナクシテ院外ニ出ツルヲ得ス

入院患者其ノ親族ノ疾病危篤又ハ死亡其ノ他止ヲ得サル事故ニ依リ一時出院セムトスルモノハ所轄警察官署ノ外出證ヲ得テ院長ニ申出ツヘシ

入院患者ニ面會セムトスル者ハ事務所ニ申出醫員又ハ事務員ノ指揮ヲ受クヘシ但シ患者ノ治療上若ハ病院取締上支障アリト認ムルトキハ面會ヲ許ササルコトアルヘシ

入院患者危篤ナルトキハ娼妓ニ在リテハ速ニ其ノ寄寓セル貸座敷主ニ通報シ若シ死亡シタルトキハ直ニ貸座敷主ニ引渡シ密賣淫者ニ在リテハ所轄警察官署ニ通報シ若シ

死亡シタルトキハ引渡シノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ都度患者氏名及病名ヲ所轄警察官署及三業取締ニ通報スヘシ

第八條 本則第一條第一號ヲ除ク疾患ニシテ容易ニ快復ノ望ナキモノ又ハ併發疾患重症ニシテ特別ノ治療ヲ受ケムトスルモノハ退院セシムルコトヲ得

第九條 入院患者治療シタルトキハ娼妓ニ在リテハ其ノ旨三業取締ニ密賣淫者ニ在リテハ所轄警察官署ニ通告スヘシ

前項ノ場合ニ於テ三業取締又ハ警察官署ヨリ通告ヲ受ケタルモノハ即時出頭シテ本人ノ引渡シヲ受クヘシ

第十條 本則第四條ニ違背シ若ハ第六條ノ場合ニ於テ醫員又ハ事務員ノ指揮ニ従ハサルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

本則ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十三年十一月十一日 神奈川縣令第六十八號娼妓病院規則其ノ他從來ノ規定ニシテ本則ニ牴觸スルモノハ之ヲ廢止ス

警察病院職務規程並處務細則

(明治四十四年四月四日訓令第十七號)

警察署 警察病院

警察病院職務規程並處務細則左ノ通之ヲ定ム

第一章 職務規程

第一條 警察病院ニ左ノ職員ヲ置ク

- 一、院長 一人
- 一、醫員 若干
- 一、調劑員 若干
- 一、事務員 若干

醫員、調劑員ヲ置カサル病院ニ於テハ醫員、調劑員ノ事務ハ院長之ヲ處理ス

第二條 院長ハ醫員以下ヲ指揮監督シ院務ヲ監理ス

第三條 醫員ハ院長ノ指揮ヲ承ケ左ノ事務ヲ分掌ス

- 一、入院患者ノ治療ニ關スルコト
- 一、病床日誌、處方箋、處方箋ニ關スルコト
- 一、入院患者ノ食品監督ニ關スルコト
- 一、看護婦執務上ノ監督ニ關スルコト
- 一、病室ノ清潔及取締ニ關スルコト
- 一、醫用器具ノ保管ニ關スルコト

第四條 調劑員ハ院長ノ指揮ヲ承ケ左ノ事務ヲ分掌ス

- 一、調劑ニ關スルコト
- 一、藥品其ノ他衛生上ノ試験ニ關スルコト
- 一、處方箋ノ整理及保管ニ關スルコト
- 一、藥品及調劑器具ノ保管ニ關スルコト

第五條 事務員ハ院長ノ指揮ヲ承ケ左ノ事務ヲ分掌ス

- 一、職員ノ身分ニ關スル書類整理ノコト
- 第十條 主任者ニ於テ文書ノ配付ヲ受ケタルトキハ直ニ起案處理スヘシ但シ輕易ノ事項ハ文書ノ餘白ニ起案朱書スルモ妨ケナシ
- 第十一條 文書ヲ發送スルトキハ文書及其ノ回讀ニ發送番號及年月日ヲ記入シ校合スヘシ
- 第十二條 發送文書ハ其ノ件名ヲ文書發送件名簿ニ登記スヘシ
- 第十三條 處分施行濟ノ文書ノ編纂保存ハ明治二十九年十二月
- 第十四條 入院患者名簿、患者處方箋、同處方箋等ハ娼妓ト密賣淫者ト各別ニ調製整理スヘシ
- 第十五條 入院患者アリタルトキハ其ノ住所、氏名、年齢等ヲ入院患者名簿ニ記入スヘシ
- 第十六條 入院患者攜帶ノ検査證ハ入院中ノ領置シ退院ノ節(退院)ノ印ヲ押捺シ本人ニ交付スヘシ
- 第十七條 入院患者ニ宛テ物品ノ寄贈又ハ書翰ノ到達シタル場合ハ事務員ニ於テ之ヲ受領シ調査ノ上直ニ各本人ニ交付シ領收印ヲ置クヘシ
- 第十八條 入院患者ニ面會ヲ求ムルモノアルトキハ應接所ニ於テ面會ヲ許シ病室内ニ立寄ラシムヘカラス但シ重症患者ニ面會ヲ求ムルトキハ職員立會ノ上特ニ病室ニ於テ面會ヲ許スコトヲ得
- 第十九條 娼妓ノ入院患者ニシテ退院シタルトキハ其ノ住

- 一、出勤簿ニ關スルコト
- 一、入院患者名簿ノ整理ニ關スルコト
- 一、文書ノ收受、發送及編纂保管ニ關スルコト
- 一、記録及統計諸表調製ニ關スルコト
- 一、豫算決算ニ關スルコト
- 一、物品購入及保管ニ關スルコト
- 一、金錢物品ノ出納ニ關スルコト
- 一、財産ノ管理及營繕ニ關スルコト
- 一、看護婦及小使ノ取締ニ關スルコト
- 一、廁所ノ監督ニ關スルコト
- 一、院内ノ取締及宿直ニ關スルコト
- 一、前各號以外ノ庶務ニ關スルコト
- 第六條 院長ハ例規アルモノノ外事重要ニ係ルモノハ警察部長ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第七條 看護婦勤務ノ方法及治療室取締ニ關スル必要ナル規程ハ院長之ヲ定メ警察部長ノ認可ヲ受クヘシ
- 第八條 院長ハ豫算定額内ニ於テ看護婦及小使ノ備入又ハ解僱スルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ豫メ警察部長ニ稟議スヘシ
- 第二章 庶務
- 第九條 到達文書ハ事務員ニ於テ開封シ收受件名簿ニ登録ト同時ニ受付番號ヲ記入シ院長ノ閱覽ヲ經テ之ヲ各主任者ニ配付スヘシ但シ親展書ハ之ヲ受信者ニ交付スヘシ

第十六類 衛生 第二章 病院、健康診断、衛生試験

受クヘシ

- 一 花柳病並其ノ疑似症
- 二 傳染性皮膚病及眼病並其ノ疑似症
- 三 結核性疾患及癩病

第六條 娼妓名簿登録申請者ハ所轄警察官署ノ指示ニ從ヒ健康診察所ニ出頭シ妊娠ノ有無若ハ分娩後經過日數並自己及近親ノ健否病歴ヲ詳細ニ陳述シ健康診断ヲ受クヘシ

第七條 娼妓名簿ニ登録セラレタル者ハ健康診察所ヨリ検査證ヲ受ケ受檢ノ都度醫員ノ檢印ヲ受クヘシ三日以上外出セムトスルトキハ検査證ヲ預ケ置クヘシ
稼業ヲ廢止シ又ハ禁止セラレタルトキハ検査證ヲ返納スヘシ

第八條 娼妓稼業ヲ休止又ハ停止中ノ者ト雖賃座敷内ニ寄寓スル者ハ第一條ノ健康診断ヲ受クヘシ

第九條 健康診察所ハ臨時娼妓ノ健康診断ヲ爲スコトアルヘシ

第十條 左ニ列記シタル疾患ニ罹リタル娼妓ハ健康診察所醫員ノ指揮ニ從ヒ所管娼妓病院ニ入院シ治療ヲ受クヘシ

- 一 花柳病並其ノ疑似症
- 二 傳染性皮膚病及眼病並其ノ疑似症

第十一條 健康診断ノ爲醫員等ヲ派遣シタル場合ニ於テハ賃座敷營業者組合取締若ハ之ニ代ルヘキ者一名現場ニ出頭シ醫員並事務員ノ指揮ニ從ヒ諸般ノ取扱ヲ爲スヘシ

(明治三十一年四月二十六日)
縣令第十八號

傳染病院隔離病舎隔離所消毒所設備規則左ノ通り之ヲ定ム

傳染病院隔離病舎隔離所消毒所設備規則

第一條 傳染病院隔離病舎隔離所消毒所ノ位置ハ國道縣道鐵道學校公園其ノ他多衆集スル場所ニ接近セス且道路險惡交通不便ノ地ヲ避クヘシ

第二條 傳染病院隔離病舎隔離所又ハ消毒所ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シタル書面ヲ縣廳ニ差出スヘシ

- 一 設置地名地番號
- 二 院名舎名若ハ所名
- 三 敷地建物ノ坪數
- 四 建物ノ圖面(方面ノ記入ヲ要ス)
- 五 仕様書ノ大要
- 六 營繕費ノ豫算額
- 七 收容ノ患者又ハ健康者ノ定員
- 八 醫員調劑員其ノ他職員ノ定員
- 九 傳染病院隔離病舎隔離所又ハ消毒所規則

第三條 傳染病院ニハ左ノ建物ヲ設クヘシ

- 一 重症患者室 若干棟
- 二 輕症患者室 若干棟
- 三 快復期患者室 若干棟
- 四 醫員其ノ他事務員詰所調劑所看護人室使丁室及炊

第十六類 衛生 第二章 病院、健康診断、衛生試験

第十二條 土地ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ營業者ノ申請ニ依リ健康診察支所ヲ設置スルトコトアルヘシ
健康診察支所ノ設備管理其ノ他診察所ニ屬スル經費ハ總テ其ノ地賃座敷營業者ノ支辨タルヘシ

第十三條 本則第三條第一項第七條第二項第三項及第十條ニ違背シ若ハ第六條ノ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五日以下ノ拘留又ハ壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス

附則

第十四條 本則ハ明治三十三年十二月一日ヨリ施行ス

第十五條 明治十六年一月一布達甲第二號娼妓檢査規則及娼妓入院規則ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

● 横須賀市在住ノ娼妓ニ對シ
臨時健康診断施行ノ件

(大正三年九月八日)
告示第百二十五號

横須賀市在住ノ娼妓ニ對シ當分ノ内娼妓健康診断規則第九條ニ據リ左ノ日時及場所ニ於テ臨時健康診断ヲ施行ス

日時 毎週土曜日午前九時ヨリ

場所 横須賀健康診断所

● 傳染病院隔離病舎隔離所消毒所設備規則

場等 棟

- 五 消毒所 一 箇所
- 六 居室 一 箇所
- 七 汚物置場及燒却所 一 箇所
- 八 物置 一 箇所

第一第二ノ建物ニハ各別ニ圓ヲ設ケ第三第四ノ建物ニハ圓及浴室ヲ備ヘ第五ノ建物ニハ洗濯所ヲ備フヘシ
町村ニ於テハ其ノ狀況ニ依リ重症患者室輕症患者室ヲ同一建物中ニ區劃シテ設クルコトヲ得

第四條 傳染病院ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 病室ノ廣サハ患者一人ニ付凡一坪半ノ割合ト爲スコト
 - 二 病室ハ床及側壁トモ板張ト爲スコト
 - 三 病室ノ床下ハ成ルヘク漆喰敷キト爲シ多少ノ勾配ヲ取リテ汚水ノ流下ニ便ニシ別ニ滲透セサル汚水溜ヲ設ケ之レニ入ルノ施設ヲ爲スコト
 - 四 消毒所ニハ蒸汽消毒裝置ヲ設ケ床ハ漆喰敷キト爲スコト
 - 五 汚物置場ハ床ヲ漆喰敷キ又ハ板張ト爲スコト
 - 六 居室ハ床ヲ漆喰敷キト爲シ別ニ汚水溜ヲ設クルコト
- 第五條 傳染病院ニハ左ノ器具藥品ヲ備フヘシ
- 一 醫療器及調劑器
 - 二 醫療藥及消毒藥
 - 三 患者用ノ臥具飲食器具

第十六類 衛生 第三章 鍼灸、按摩、入齒

- 一、動物試験用藥品及器械損料 検査物一件ニ付金 拾錢
- 二、中動物 壹頭ニ付 金八拾錢
- 三、小動物 同上 金貳拾錢
- 一、培養基(十五瓦入) 壹本ニ付 金拾貳錢
- 一、凝集反應試驗(診斷液及血清) 検査物一件ニ付金貳拾錢
- 一、顯微鏡検査ニ止マルモノ 同上 金五錢
- (色素チユードル油バルサム及硝子管等一切)
- 第四條 衛生試験ノ結果ハ口頭又ハ成績書ヲ以テ委託者ニ告知スルモノトス
- 第五條 研究者從業中ハ總テ第二衛生試験場職員ノ指揮ニ從フヘシ
- 第六條 検査物及培養中ニ屬スルモノハ全ク無害ト認メタルトキ又ハ消毒ヲ施シタル後ニ非サレハ場外ニ持出スヘカラス
- 第七條 器具機械ノ使用ハ最モ鄭重ニ取扱ヒ且ツ使用後ハ消毒拭掃等周密ニ施行スヘシ若シ毀損ヲ生シタル場合ハ其原價又ハ現品ヲ以テ辨償セシムルコトアルヘシ
- 第八條 研究者ノ製作シタル標本類其他ノ材料ニシテ差支ナシト認メタルモノハ無償ニテ之ヲ交付スルコトアルヘシ
- 第九條 本令第三條ニ依リ検査手数料並使用品費用ハ明治四十四年三月神奈川縣令第二十二號縣稅外諸收入徵收規則ニ依リ其ノ時々若ハ一箇月毎ニ郡市長之ヲ徵收ス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正二年四月神奈川縣令第五十七號ハ之ヲ廢止ス

●衛生試験ニ關スル規程ニ依ル検査委託者又ハ研究者ノ住所氏名等通報方

(大正三年六月二十六日)
(訓令第二十四號)

郡役所 市役所

大正三年六月神奈川縣令第四十八號衛生試験ニ關スル規程ニ依ル検査委託者又ハ研究者ノ住所氏名検査及使用品ノ種別員數金額等ハ其ノ時々若ハ一ヶ月分ヲ取纏メ當廳警察部ヨリ通知スヘキニ付右ニ依リ徵收方取計フヘシ

第三章 鍼灸、按摩、入齒

●鍼灸術營業取締規則施行細則

(明治四十四年十二月二十九日)
(縣令第七十七號)

(沿革)大正元年八月縣令第六號改正

鍼灸術營業取締規則施行細則左ノ通之ヲ定ム

第一條 鍼灸術營業取締規則(以下單ニ規)第一條ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

第 號	住所	縦
(鍼灸術)營業	氏名	二尺五寸
		横七寸

第七條 營業所ニハ左ノ標札ヲ掲クヘシ出張所ヲ設ケタルトキ亦同シ

第八條 規則第二條ノ疾患ニ罹リタル疑アリト認ムル營業者ニ對シテハ醫師ノ診斷ヲ受ケシメ又ハ醫師ノ診斷書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第九條 組合ヲ組織セムトスルトキハ左記各號ヲ具シ知事ニ願出テ認可ヲ受クヘシ第一號又ハ第二號ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

一、事務所ノ位置及名稱
二、會則又ハ規約
三、發起人又ハ代表者住所氏名

第十條 組合ノ區域ハ警察官署ノ管轄區域ニ據ルヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ數區域合同シテ組合ヲ組織スルコトヲ得
組合役員及組合員ノ住所氏名ハ組合認可後十日以内ニ規約寫ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

第十一條 組合解散シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘ

- 一、戶籍抄本但シ本縣ニ於テ試験ニ合格シタル者ハ之ヲ省略スルコトヲ得
- 二、精神病及傳染性疾患ナキコトヲ證明セル醫師ノ診斷書
- 第二條 規則第一條ニ依リ學校又ハ講習所等ヲ指定シ若ハ指定ヲ取消シタルトキハ之ヲ告示ス
- 第三條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
- 一、本縣内ニ於テ住所ヲ移轉シタルトキ
- 二、住所以外ニ營業所ヲ設ケタルトキ又ハ之ヲ移動シタルトキ
- 三、出張所ヲ設置シ又ハ廢止シタルトキ
- 第四條 他管營業者ニシテ本縣内ニ出張所ヲ設置セムトスル者ハ出張所開始前免許鑑札寫ヲ添ヘ知事ニ届出ツヘシ
- 第五條 營業ノ爲外出スルトキハ免許鑑札ヲ携帯スヘシ
- 第六條 規則第五條ノ消毒方法其ノ他ノ注意法ハ左記各號ニ據ルヘシ
- 一、手指ハ石鹼ニテ洗滌シ更ニ石炭酸水又ハ「クレゾール」水ヲ以テ消毒スルコト
- 二、器械及施術局部ハ前號ノ藥品又ハ酒精ヲ以テ消毒スルコト
- 三、施術料ハ營業所ノ見易キ場所ニ揭示スルコト
- 四、施術ニ際シ手指ヲ嘗メ又ハ鍼ヲ口ニ啣マサルコト
- 五、濫ニ施術ヲ勸誘セサルコト

第十六類 衛生 第三章 鍼灸、按摩、入齒

手續

(明治四十四年十二月二十九日) 訓令第五十二號

(沿革) 大正元年八月訓令第七號改正

警察署 警察分署

鍼灸術營業取締規則施行手續左ノ通之ヲ定ム

鍼灸術營業取締規則施行手續

第一條 鍼灸術營業取締規則(以下單ニ規)第一條ノ願書ヲ受理シタルトキハ左ノ通取扱フヘシ

一、試験合格證書學校又ハ講習所等ノ卒業證書寫ヲ差出シタルトキハ本證書ト照合シ相違ナキコトヲ認メタル旨ヲ附記シ署長捺印スルコト

二、本人ノ素行及禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトノ有無ヲ調査シ意見ヲ附スルコト

第二條 規則第九條ノ願書ヲ受理シタルトキハ事實ヲ調査シ速ニ進達スヘシ

第三條 規則第十一條第一項ニ依リ營業ノ禁止又ハ停止ノ必要アリト認ムル者アルトキハ事實ヲ詳具シ知事ニ上申スヘシ

第四條 規則第十條第十一條第一項ニ依リ鑑札ノ返納ヲ受ケタルトキハ其ノ署ニ於テ燒棄シ届書ノ欄外ニ其ノ旨ヲ附記シ主任者捺印ノ上進達スヘシ

第五條 規則第四條ノ届出ヲ受理シタルトキハ第一條第一號ニ準據スヘシ

鍼灸術營業取締規則施行

從來認可ヲ受ケタル組合ハ尙其ノ效力ヲ有ス
本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十二年一月一神奈川縣令第九號鍼灸治療營業取締規則ハ之ヲ廢止ス

第十二條 鍼灸術ノ試験ハ隨時之ヲ施行ス

第十三條 鍼灸術試験ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ試験科目ノ全部ヲ修業シタル履歷書及戸籍抄本ヲ添ヘ知事ニ出願スヘシ但シ盲人ハ其ノ旨願書ニ附記スルヲ要ス

前項ノ履歷書ハ教師ノ證明アルヲ要ス但シ教師死亡其ノ他ノ事故ニ依リ證明ヲ得ル能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十四條 試験ニ關スル規則ニ違反シ又ハ不正ノ行爲アリタル者ハ其ノ試験ヲ無効トス

第十五條 規則及本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ文書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十六條 組合ニ關スル規定ニ違反シタルトキハ代表者ヲ處罰ス

第十七條 本則第三條乃至第七條第九條第十條第二項又ハ第八條第一項ニ違反シタル者若ハ第八條ノ診斷ヲ拒ミ又ハ命令ニ服セサル者ハ科料ニ處ス

附則

從來認可ヲ受ケタル組合ハ尙其ノ效力ヲ有ス
本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
明治四十二年一月一神奈川縣令第九號鍼灸治療營業取締規則ハ之ヲ廢止ス

第六條 細則第九條ノ願書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ進達スヘシ

第八條 警察官署ニ第二號様式ノ營業者名簿及第三號様式ノ出張所名簿ヲ備置クヘシ

第七條 鑑札ハ第一號様式ニ據ルヘシ
第一號様式(用紙厚紙)

第 號
族 籍 姓 名
年 月 生
明 治 年 月 日
神 奈 川 縣

(鍼灸) 術營業免許鑑札

縱 七 寸
横 五 寸 三 分

第二號様式(用紙美濃紙)

鑑札ヲ得タル事由	明 治 年 月 日	住 所
免許日	年 月 日	本 籍
鑑札號	第 號	業 名
年 月 日	年 月 日	姓 名
年 月 日	年 月 日	年 齡
年 月 日	年 月 日	日 生

第十六類 衛生 第三章 鍼灸、按摩、入齒

第三條 規則第一條ニ依リ學校又ハ講習所等ヲ指定シ若ハ指定ヲ取消シタルトキハ之ヲ告示ス

第四條 左記各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

- 一、本縣内ニ於テ住所ヲ移轉シタルトキ
- 二、住所以外ニ營業所ヲ設ケタルトキ又ハ之ヲ移動シタルトキ
- 三、出張所ヲ設置シ又ハ廢止シタルトキ

第五條 他管營業者ニシテ本縣内ニ出張所ヲ設置セムトスル者ハ出張所開始前免許鑑札ノ寫ヲ添ヘ知事ニ届出ツヘシ

第六條 營業ノ爲外出スルトキハ免許鑑札ヲ携帯スヘシ

第七條 按摩術營業者ハ施術前必ス石鹼ヲ以テ手指ヲ洗滌スヘシ

第八條 營業所ニハ左ノ標札ヲ掲クヘシ出張所ヲ設ケタルトキ亦同シ

第 號	住所
按摩術營業	氏 名
	縦二尺五寸
	横七寸

第九條 規則第二條ノ疾患ニ罹リタル疑アリト認ムル營業者ニ對シテハ醫師ノ診斷ヲ受ケシメ又ハ醫師ノ診斷書ヲ提出

ノ事故ニ依リ證明ヲ得ル能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第十五條 試験ニ關スル規則ニ違反シ又ハ不正ノ行爲アリタル者ハ其ノ試験ヲ無効トス

第十六條 規則及本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ文書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十七條 組合ニ關スル規定ニ違反シタルトキハ代表者ヲ處罰ス

第十八條 本則第四條乃至第八條、第十條第一項、第十一條第二項又ハ第十二條ニ違反シタル者若ハ同第九條ノ診斷ヲ拒ミ又ハ命令ニ服セサル者ハ科料ニ處ス

附 則

規則附則第三項ニ依リ出願スル者ハ第一條ニ掲クル事項ノ外經歷及清眼、盲人ノ別並規則施行前ヨリ現ニ按摩術營業ヲ爲スコトヲ記シタル書面ヲ添付スヘシ

●按摩術營業取締規則施行手續

續 (明治四十四年十二月二十九日) (訓令第五十三號)

(沿革)大正元年八月訓令第七號改正

按摩術營業取締規則施行手續左ノ通之ヲ定ム 警察署 警察分署

按摩術營業取締規則施行手續

第一條 鍼灸術營業取締規則施行手續第一條乃至第七條ノ

第十六類 衛生 第三章 鍼灸、按摩、入齒

セシムルコトアルヘシ

第十條 組合ヲ組織セムトスルトキハ左記各號ヲ具シ知事ニ願出テ認可ヲ受クヘシ但シ第一號又ハ第二號ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

- 一、事務所ノ位置及名稱
- 二、會則又ハ規約
- 三、發企人又ハ代表者住所氏名

按摩術營業者ハ鍼灸術營業者ト共同シテ組合ヲ設ケルコトヲ得

第十一條 組合ノ區域ハ警察官署ノ管轄區域ニ據ルヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ數區域合同シテ組合ヲ組織スルコトヲ得

組合役員及組合員ノ住所氏名ハ組合認可後十日以内ニ規約寫ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出ツヘシ其ノ異動アリタルトキ亦同シ

第十二條 組合解散シタルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ツヘシ

第十三條 按摩術試験ハ隨時之ヲ施行ス

第十四條 按摩術試験ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ試験科目ノ全部ヲ修業シタル履歷書及戸籍抄本ヲ添ヘ知事ニ出願スヘシ但シ試験願書ニハ甲種試験又ハ乙種試験ノ別ヲ附記スルコトヲ要ス

前項ノ履歷書ハ教師ノ證明アルヲ要ス但シ教師死亡其ノ他

規定ヲ本手續ニ準用ス

第二條 鍼灸術營業取締規則施行手續第八條第二號及第三號様式ヲ本手續ニ準用ス但シ第二號様式ノ記載例左ノ通心得ヘシ

- 一、鑑札ヲ得タル事由ニハ「從來開業」(按摩術營業取締規則ヲ得ル)「甲種試験合格」ノ四種ニ區別スルコト
- ニ、業名ニハ「按摩術」ト記入シ事故ニハ「轉住、改姓名、刑事又ハ行政處分其ノ他ノ事故」ヲ記入スルコト

第三條 按摩術營業取締規則施行細則第二條ノ願書ヲ受理シタルトキハ經歷ノ眞否並盲人又ハ視力耗弱ニ依リ他ニ適當ノ生業ヲ得ル能ハサル者ナルヤ否ヲ調査シ進達スヘシ

前項ノ免許鑑札ハ別記様式ニ據ルヘシ

第 號	氏 名
	年月日生
	按摩術營業取締規則附則第四項ニ依リ按摩術營業ヲ免許ス
	明治年月日 神奈川県

縦七寸 横五寸三分

● 鍼術灸術按摩術試驗ニ關スル規程

(明治四十五年四月十八日) 警察部 廳訓第十號

鍼術灸術按摩術試驗ニ關スル規程左ノ通之ヲ定ム
明治四十二年三月廳訓第九號鍼灸治療檢定ニ關スル規程ハ之ヲ廢止ス

右訓令ス

鍼術灸術按摩術試驗ニ關スル規程

第一條 當廳ニ左ノ職員ヲ置ク

試驗委員長

試驗委員

試驗書記

第二條 試驗委員長ハ警察部長ヲ以テ之ニ充テ試驗委員ハ醫師及各術實地専門家、試驗書記ハ警察部衛生課在勤ノ列任官ニ就キ知事之ヲ任命若ハ囑託ス

第三條 試驗委員ハ當廳ノ吏員ヲ除ク外其ノ任期二年トス但シ滿期後更ニ任命又ハ囑託スルコトアルヘシ

第四條 試驗委員長ハ委員及書記ヲ指揮監督シ事務ヲ總理ス

第五條 試驗委員長事故アルトキハ警察部衛生課長之ヲ代理ス

試驗委員ハ試驗成績書ヲ作り試驗委員長ニ報告スヘシ

試驗書記ハ試驗ニ關スル庶務ニ從事ス

第六條 試驗委員及書記ニハ事務ノ繁閑ヲ計リ相當ノ手當ヲ支給スルコトヲ得

第七條 試驗ハ學說試驗ヲ先ニシ實地試驗ヲ後ニス

第八條 鍼術灸術及按摩術甲種學說試驗ハ總テ筆答トス但シ盲人其ノ他必要アリト認ムルトキハ口答試驗ヲ行フコトヲ得

按摩術乙種試驗ハ實地ヲ主トシ學說試驗ハ簡易ナル試問ニ止メ總テ口答トス

實地試驗ハ各術ノ實地及應問トス

第九條 試驗委員ハ左記範圍ニ於テ問題ヲ課スヘシ
但シ一科目ノ問題各二問トス

鍼術及灸術試驗

一、人體ノ構造及主要器官ノ機能並筋ト神經、脈管トノ關係

人體ノ骨格、筋、臟器ノ構造概要及筋、臟器ニ於ケル血管、神經分布並神經ノ中樞、腦脊髓神經ノ機能及血行、呼吸、營養、排泄、五官、生殖、妊娠等ノ生理並身體各部ノ筋臟器ト神經、脈管トノ關係

二、身體各部ノ刺鍼法又ハ灸點法並經穴及禁穴

鍼術ニ在リテハ身體各部ノ刺方、灸術ニ在リテハ身體各部ノ灸點法並經穴、禁穴ノ位置、名稱及筋、神經、脈管、臟器トノ關係、鍼術灸術ノ適應症、禁忌

症其ノ他施術上ノ注意

三、消毒法大意

消毒ノ意義、消毒藥ノ種類、鍼、手指及手術局部ノ消毒ノ方法順序

四、鍼術又ハ灸術ノ實地

身體各部ノ刺鍼又ハ灸點施術ノ實地

按摩術試驗

一、人體ノ構造及主要器官ノ機能

人體ノ骨格、筋、臟器ノ構造概要及筋、臟器ニ於ケル血管、神經ノ分布並神經ノ中樞、腦脊髓神經ノ機能及血行、呼吸、營養、排泄、五官、生殖、妊娠等ノ生理

二、按摩方式及身體各部ノ按摩術

按摩方式(マツサージ術) 各方式ノ應用概則及頭首、咽喉、胸背、腹部、腰部、四肢等ノ按摩施術要項並按摩術ノ效用、適應症、禁忌症其ノ他施術上ノ注意

三、消毒法大意

消毒ノ意義、消毒藥ノ種類、消毒ノ方法

四、按摩術ノ實地

頭首、咽喉、胸背、腹部、腰部、四肢等ノ身體各部ノ按摩施術ノ實地

第十條 學說試驗筆答時間ハ一問ニ付一時間トス但シ同時ニ二問以上ヲ課スルトキハ各時間ヲ流用セシムルモ妨ナシ

口答試驗及實地試驗ノ時間ハ試驗委員合議ノ上適宜之ヲ定

第十六類 衛生 第三章 鍼灸、按摩、入齒

三 五

ムヘシ

第十一條 試驗採點法左ノ如シ

一問ノ滿點ヲ拾點トシ各問題三點以上ヲ得總得點數平均五點以上ヲ得タル者ヲ合格トス

第十二條 試驗合格者ニハ別記様式ノ合格證書ヲ交付スヘシ(別記)

合格證書様式(用紙厚紙) 縱六寸 横八寸

第 號	何府縣平民(士族)
鍼灸 術試驗合格證	何 某
按摩 術試驗合格證	年 月 生
明治 年 月 日	術試驗ニ合格ス依テ此證ヲ付與ス
鍼灸 術試驗委員長	名 印
按摩 術試驗委員長	名 印
神奈川縣事務官 勳等 氏	名 印

明治 年 月 日

試驗書記

試驗委員長

鍼(灸)(按摩)術試驗成績報告

試驗委員

氏

名印

受驗	學						實地	總得點數	判決
	第一問	第二問	第三問	第四問	第五問	第六問			
番號	第一科目	第二科目	第三科目	第四科目	第五科目	第六科目	第一問	第二問	

●按摩術營業取締規則及鍼術、灸術營業取締規則ニ依リ盲人學校指定ノ件

(大正三年八月十八日) (告示第百十四號)

私立中郡盲人學校ニ對シ明治四十四年八月内務省令第十號同第十一號ニ依リ大正三年八月十三日按摩術鍼術ヲ指定セリ

●入齒拔齒接骨口中療治業取締規則

●縮規則

(明治十八年十二月二十三日) (布達甲第六十九號)

(沿革)明治二二年縣令第四七號、二六年同第一三號改正

入齒拔齒接骨口中療治業取締規則別紙ノ通相定ム

第一條 從來醫師ノ免狀ヲ受ケスシテ入齒拔齒接骨口中療治ノ營業ヲナセシ者ハ本縣ノ免許證ヲ所持スルニ非サレハ營業スルヲ得ス

第二條 免許證ヲ毀損又ハ亡失シタルトキハ再ヒ下ケ渡ヲ請ヒ本籍氏名ヲ變換シタルトキハ其書換ヲ請フヘシ

第三條 出張所ヲ設置シタルトキハ別ニ免許證ヲ有スル者ヲ

置キ其設立ノ日ヨリ十五日以内ニ該免許證ノ寫ヲ添ヘ雙方連署ヲ以テ届出ヘシ

●入齒拔齒口中療治接骨營業免許證等燒棄ニ關スル件

(大正元年八月二十日) (訓令第六號)

郡役所 警察署 警察分署 市役所

左記鑑札及免許證ハ營業者廢業死亡其他命令ノ規定ニ依リ返納届出アリタルトキハ經由官公署ニ於テ之ヲ燒棄シ届書欄外ニ其ノ旨附記シ主任者捺印ノ上進達スヘシ

明治二十六年六月神奈川縣訓令第四十二號ハ之ヲ廢止ス

一、入齒拔齒口中療治接骨營業免許證

一、賣藥營業免許證

一、看護婦免狀

●第四章 藥事

●藥劑師住所異動届出ニ關スル規程

(大正二年二月七日) (縣令第十八號)

藥劑師住所異動届出ニ關スル規程左ノ通之ヲ定ム

第一條 藥劑師其ノ住所ヲ變更シタルトキハ左ノ區別ニ依リ十日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ届出ツヘシ

一、他ノ道府縣ヨリ轉入シタルトキ (新舊住所ヲ記シタル届書ニ履歷書及免狀

置キ其設立ノ日ヨリ十五日以内ニ該免許證ノ寫ヲ添ヘ雙方連署ヲ以テ届出ヘシ

第四條 廢業若クハ死亡シタルトキハ十五日以内ニ免許證ヲ返納スヘシ但死亡ニ罹ルトキハ戶主若クハ相續人ニ於テ本條ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 他管下ニ轉居スルトキハ直チニ免許證ヲ返納スヘシ

第六條 管内ニ於テ轉居ヲ爲シ又ハ出張所ヲ廢シタルトキハ十五日以内ニ其旨届出ヘシ

第七條 他府縣ニテ免許證ヲ得タル者管内ニ轉籍又ハ寄留シテ營業セントスルトキハ其管廳ノ添證ニ履歷書ヲ添ヘ届出ヘシ

第八條 前數條ニ記載スル願届書ハ所在(戶長)役場及ヒ郡(區)役所ヲ經テ縣廳ニ差出スヘシ

第九條 營業上ニ關シ犯罪若クハ不正ノ行爲アルトキハ其業ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ

禁止シタルモノハ直チニ免許證ヲ取上ケ其停止ニ係ルモノハ停業年月日ヲ免許證ニ裏書シ本人ニ下付スルモノトス

第十條 禁止ノ處分ヲ爲シタル後ト雖トモ本人ノ行狀ヲ勘査シ特ニ禁止ヲ解クコトアルヘシ

第十一條 此規則第一條第七條ニ違背シタル者ハ二日以上五

日以下ノ拘留又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料第二條

第三條第四條第五條第六條ニ違背シタル者ハ五十錢以上五十

錢以下ノ科料ニ處ス

第十六類衛生 第四章 藥事

三七

寫ヲ添付ス
 一、他ノ道府縣へ轉出シタルトキ
 二、管内ニ於テ住所ヲ變更シタルトキ（新舊住所ヲ記スルヲ要ス）
 三、管內ニ於テ住所ヲ變更シタルトキ（新舊住所ヲ記スルヲ要ス）
 第二條 本令ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 明治三十四年七月神奈川縣令第四十號ハ之ヲ廢止ス

●藥種商製藥者取締細則

（明治四十一年二月五日）
 （縣令第十一號）

（沿革）明治四一年九月縣令第七八號改正
 藥種商製藥者取締細則左ノ通之ヲ定ム

第一條 藥種商、製藥者ノ免許證札ヲ受ケムトスル者ハ其ノ願書ニ族籍、住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其名者ノ氏名ヲ記シ定）ヲ記シ履歷書ヲ添ヘ當廳ニ差出スヘシ
 第二條 藥種商、製藥者ニシテ支店ヲ設ケムトスルトキハ管理人ヲ定メ其ノ履歷書ヲ添ヘ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ管理人ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
 第三條 藥種商、製藥者、免許證札ヲ毀損失シ又ハ鑑札記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ十日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ

ニ鑑札ノ書換又ハ訂正ヲ當廳ニ願出ツヘシ
 第四條 藥種商、製藥者、廢業、死亡、失踪又ハ他管下ニ移轉シタルトキハ十日以内ニ當廳ニ届出鑑札ヲ返納スヘシ但シ死亡、失踪ノ場合ハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ其ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條 藥種商、製藥者ハ「神奈川縣免許藥種商」又ハ「神奈川縣免許製藥者」ノ九字許可年月日及住所、氏名ヲ記シタル幅八寸、堅三尺ノ標札ヲ其ノ店頭ニ掲クヘシ

第六條 藥種商、製藥者ハ醫療用藥品ト醫療用外藥品トヲ區別シテ貯藏陳列シ工業用藥品ハ容器又ハ包紙ニ其ノ旨ヲ明記スヘシ

第七條 藥種商ハ毒藥、劇藥ノ封緘又ハ容器ヲ開クコトヲ得ス

第八條 製藥者ハ自己ノ製造シタル藥品ニ封緘ヲ爲スヘシ藥種商ニシテ毒藥、劇藥ヲ除ク外藥品ノ容器ヲ變更シタルトキハ其ノ新ナル容器ニ付キ亦同シ但シ衛生試驗所若ハ藥劑師、化學者、會社等ニシテ醫療用藥品ノ検査證明ヲ業務トスル者ノ検査ヲ受ケ其ノ封緘アルモノハ此ノ限ニ在ラス
 第九條 藥品ノ封緘ニ用ユル封緘紙ハ豫メ當廳ニ届出ツヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十條 製藥者ハ帳簿ヲ備ヘ製藥ノ都度其ノ品名及製造高ヲ記入スヘシ
 前項ノ帳簿ハ三年間之ヲ保存スヘシ

第十一條 藥劑師ニシテ藥局ヲ開設セス單ニ藥品ノ製造又ハ販賣ヲ爲サムトスル者ハ本則第一條ノ手續ニ準シ免狀寫ヲ添ヘ當廳ニ届出ツヘシ
 本則第二條、第六條、第八條、第九條ノ規定ハ前項ノ藥劑師ニ之ヲ準用ス

第十二條 藥種商指定藥品ノ販賣授與ヲ廢止シタルトキハ十日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ

第十三條 本則第二條乃至第十二條ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス但シ本則ニ違背シタル行爲ニシテ他ノ法令ニ處罰ノ規定アルモノハ其ノ規定ニ依ル

第十四條 明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則明治四十年十二月十二日內務省令第二十七號並ニ本則ニ依リ當廳ニ差出スヘキ願屆書ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

附則

第十五條 明治四十年四月法律第三十五號附則第二項ニ依ル届出ニハ市町村長ノ證明ヲ受ケ且免許證札寫ヲ添付スヘシ
 第十六條 本則ハ明治四十一年二月十日ヨリ之ヲ施行ス
 第十七條 明治二十三年二月本縣々令第八號藥種商製藥者取締細則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
 第十八條 本則施行以前當廳ヨリ藥種商、製藥者ノ免許證札ヲ得タル者ハ本則第一條ノ免許ヲ得タル者ト同一ノ效力ヲ有ス

第十九條 明治二十三年二月本縣々令第八號第五條及第十一條ニ依リ届出ヲ爲シタル藥種商及藥劑師ハ本則第二條及第十一條ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタル者ト見做ス但シ支店ニ係ルトキハ管理人ヲ定メ當廳ノ許可ヲ受クヘシ

●藥品又ハ製劑ノ製造、輸入發賣届出手續

（大正二年一月十四日）
 （縣令第四號）

明治四十四年十月內務省令第十八號ニ依ル藥品又ハ製劑ノ製造、輸入發賣届出手續左ノ通之ヲ定ム
 第一條 届書ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

- 一、品名
 - 二、届出人ノ住所（住所ト營業所ト異ナル）氏名
 - 三、製造所、製造人ノ氏名
 - 四、届出人又ハ製造者法人ナルトキハ其ノ名稱及所在
 - 第二條 前條ノ届出ヲ爲シタル後届出事項ニ變更ヲ生シ又ハ該製造、輸入發賣ヲ廢止シ若ハ届出人死亡又ハ失踪シタルトキハ十日以内ニ届出ヘシ但シ死亡失踪ニ係ルモノハ法定家督相續人ヨリ届出ヘシ
 - 第三條 本令ニ依ル届書類ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
 - 第四條 第二條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス
- 附則
 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年二月神奈川縣令第十號ハ之ヲ廢止ス

●阿片受拂表差出方

(明治四十二年四月二十七日) 縣令第三十二號

明治何年度阿片受拂表 (毎年四月中提出)

何郡市町村番地

阿片卸賣人

何

某

明治三十年三月内務省令第四號阿片法施行規則第九條ニ依リ阿片卸賣人ヨリ當廳ニ差出スヘキ阿片受拂表ハ左ノ逓調製シ所 轄警察官署ヲ經由スヘシ

受入年月日		前年度ヨリ越高		何月何日		何月何日		計		拂出年月日		何月何日		計	
瓶	數	瓶	金	瓶	金	瓶	金	瓶	金	瓶	數	瓶	金	瓶	金
	代價		代價		代價		代價		代價		代		代		代
	價		價		價		價		價		代		代		代
											價		價		價
											買		買		買
											受		受		受
											人		人		人
											住		住		住
											所		所		所
											氏		氏		氏
											名		名		名

受拂殘 (明治何年三月三十一日現在)

阿片 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何

●賣藥法施行細則

(大正三年十月一日) 縣令第五十九號

賣藥法施行細則左ノ逓定ム

賣藥法施行細則

第一條 賣藥法施行規則(以下單ニ規)第一條及第四條但書ニ據ル申請書ニ添付スヘキ資格ヲ證スル書面ハ左ノ各號ニ據ルヘシ

一、賣藥法第六條ノ規定ニ據ル藥劑師ハ藥劑師免狀ノ寫、醫師ハ醫師免狀ノ寫、藥劑師ヲ使用スル者ハ其旨ヲ記シ(法人ナルトキハ定款ノ添付)藥劑師免狀ノ寫

二、賣藥法第二十四條ノ規定ニ據ル者ハ賣藥法公布以前ニ免狀ヲ受ケタル賣藥免許證(二枚以上ヲ受ケタ)ノ寫又ハ賣藥法公布ノ際賣藥營業者タリシコトヲ證スルニ足ルヘキ書面

第二條 賣藥ヲ輸入又ハ移入シテ販賣セムトスル者ハ免許申請書ニ規則第一條ニ掲ケタル事項ノ外其ノ製造地製造者ノ氏名又ハ法人ノ名稱ヲ記載スヘシ

第三條 賣藥免許ヲ讓受ケ又ハ相續セル場合ニ於ケル申請書ニハ規則第一條ニ掲ケタル事項ヲ記載スヘシ

第十六類 衛生 第四章 藥事

何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何

瓶 瓶 瓶 瓶 瓶 瓶 瓶 瓶 瓶 瓶 瓶 瓶 瓶 瓶 瓶 瓶

前項讓受ケノ場合ハ讓渡人連署シ相續ノ場合ハ戶籍ノ謄本又ハ抄本ヲ添付スヘシ

第四條 規則第五條ノ手数料ハ賣藥免許證下附ノ際其ノ領收書ニ收入印紙ヲ貼付シ提出スヘシ

第五條 規則第七條第一項及第三項ノ届書ニハ住所氏名又ハ法人ノ名稱及營業所ヲ記載スヘシ

第六條 規則第八條第一項ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ住所氏名調製所及申請ノ事由ヲ記載スヘシ

第七條 規則第八條第二項及第九條ノ届書ニハ其ノ藥劑師免狀ノ寫ヲ添付スヘシ

第八條 規則第十條ノ場合ニ於テ許可ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ住所氏名調製所へ使用スル藥劑師カ賣藥營業所以外ニ於テ從事セムトスル業務及業務所ヲ記載シ其ノ藥劑師ト連署スヘシ

第九條 規則第十一條第一項ノ申請書ニハ同項ニ掲ケタル事項ノ外住所氏名營業所及方名ヲ記載スヘシ

第十條 賣藥營業者免許ヲ取消サレタルトキハ直ニ其ノ賣藥請賣業者又ハ行商者ニ通知シ若ハ請賣業者ヲシテ行商者ニ通知セシムヘシ

第十一條 規則第十三條ニ據ル賣藥請賣營業ノ届書ニハ住所

第十六類 衛生 第四章 藥事

別記第一號雛形 用紙模造紙

郡市名ノ冠字ヲ記載スヘシ

（曲） 尺
 横 三寸五分
 堅 五寸

（一）第 號

賣藥請賣届濟證

契合印

住 所

氏 名

生 年 月

大正 年 月 日

神 奈 川 縣

印

右賣藥請賣營業届濟ナルコトヲ證ス

別記第二號雛形 用紙模造紙

郡市名ノ冠字ヲ記載スヘシ

（一）第 號

賣藥行商届濟證

住 所

（曲） 尺
 堅 四寸
 （曲） 尺
 横 五寸

表

左記ノ賣藥行商届濟ナルコトヲ證ス

大正 年 月 日

神 奈 川 縣

印

氏 名

生 年 月

方 名	賣 藥 營 業 者	同 上 營 業 所	行 商 届 濟 年 月 日	方 名	賣 藥 營 業 者	同 上 營 業 所	行 商 届 濟 年 月 日

第十六類 衛生 第四章 藥事

考 備		番 號		生 年 月 日		氏 住 名 所	

第二號樣式

賣藥營業者臺帳

考 備		番 號		生 年 月 日		氏 住 名 所	

考 備		番 號		生 年 月 日		氏 住 名 所	

第三號樣式

賣藥請賣營業者臺帳

考 備		番 號		生 年 月 日		氏 住 名 所	

廢業年月日	生年月日
考	備

第四號樣式

賣藥行商者臺帳

番	號	第	號	住	所
屆出年月日	氏	名	生年月日	行商屆出年月日	備
廢業年月日	名	賣藥營業所及營業者氏名			考
方	名				

第五號樣式

大正	年賣藥年報	其ノ一
請	越	高
賣	出	者
	廢	業
	年	末
	現	在
	數	

大正 年賣藥年報 其ノ二

行	商	越	高	出	者	廢	業	年	末	現	在	數
人員	方	數	人員	方	數	人員	方	數	人員	方	數	

記載例

一、前表請賣届出者數及行商届出ノ人員ハ其年自一月三十一日新規營業届出ノモノヲ記入シ同上行商届出方數ハ其ノ方數ノ増減變更ノミニ止ムルモノハ其ノ方數ノミヲ計記スルコト

一、第三欄廢業者ハ他郡市役所又ハ他道府縣ニ營業所ヲ移轉及轉居シタル場合ヲモ含ム

●賣藥請賣並行商ニ要スル料
紙請求方 (明治二十六年八月二十八日 訓令第五十四號)

賣藥請賣(鑑札)並行商(鑑札)料紙及木札ハ自今當廳ニ於テ製作下附スヘキニ付一ケ年度ノ使用高ヲ取調毎年二月盡日限請求スヘシ但郡ニ屬スルモノハ來ル二十七年年度ヨリ施行ス

●賣藥部外品營業取締規則

(明治四十四年三月十七日 縣令第二十號)

賣藥部外品營業取締規則左ノ通之ヲ定ム

第一條 本則ニ於テ賣藥部外品ト稱スルハ左ニ掲クル調製品(醫藥ニ屬スル)ヲ謂フ

一、除鼠劑、驅蟲劑(蠅取、蚊遣、蚤、虱、壁蝨、其ノ他害蟲驅除用トシテ調製セルモノ)

二、飲食物防腐劑、清澄劑

三、防臭劑、消毒劑(防臭又ハ消毒ニ效能アリト附記スルモ薰香石鹼其ノ他化粧料品等ヲ除ク)

四、染毛劑、毛生劑、脫毛劑

第十六類衛生 第四章 藥事

五、明治三十八年五月法律第七十一號第十九條ノ賣藥類似品
六、齒磨及化粧料品

第二條 賣藥部外品ヲ製造販賣セムトスル者ハ品名、配伍品
分量、製法、用法、效能ヲ記シ製品ヲ添ヘ知事ニ出願シ免
許鑑札ヲ受クヘシ

他管下ニ於テ製造セルモノニシテ其ノ地ノ免許ヲ受ケサル
モノヲ販賣セムトスル者亦同シ

外國ニ於テ製造セルモノヲ輸入販賣セムトスル者ハ製造者
ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其
ノ名稱及所在地名)品名、配伍品分量、製法(分
析表ヲ以テ配伍品分量)用法、效能ヲ記シ製品ヲ添ヘ知
事ニ出願シ免許鑑札ヲ受クヘシ

第三條 他管下ニ於テ免許ヲ受ケタル賣藥部外品ヲ請賣セム
トスル者ハ免許證寫及現品ヲ添ヘ製造者連署ヲ以テ知事ニ
出願シ請賣免許鑑札ヲ受クヘシ但シ前條ニ依リ免許ヲ受ケ
タル者及本條ニ依リ請賣免許ヲ受ケタル者ヨリ更ニ請賣ス
ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 毒藥、劇藥又ハ衛生上危害ヲ生スル虞アル物品ヲ配
伍セルモノ又ハ品質劣惡ト認ムルモノハ之ヲ許可セス但シ
其ノ配合、分量、用法ニ依リ衛生上障害ナシト認ムルモノ
ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 營業ノ目的ニアラサルモ他人ニ分配、授與スルモノ
ハ本則ヲ適用ス但シ公共團體又ハ特ニ知事ノ認可ヲ得タル
者ニ於テ有害動物ヲ驅除スル爲使用スル場合ハ此ノ限ニ
在ラス

第六條 免許ヲ受ケタル賣藥部外品ノ名稱、配伍品分量、用
法、製法、效能ヲ變更セムトスルトキ又ハ變更セルモノヲ
販賣セムトスルトキハ第二條ノ手續ニ準シ變更ノ事項ヲ記
シ鑑札書換ヲ願出ツヘシ但シ配伍品分量、製法ノ變更ニ係
ルトキハ製品ヲ添附スヘシ

第七條 賣藥部外品ニハ其ノ容器又ハ包裝ニ其ノ品名、製造
者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ其
ノ名稱及所在地名)ヲ明記スヘシ
本則第一條第一號乃至第四號ノ賣藥部外品ニハ前項ノ外免
許ヲ受ケタル年月日及其ノ官廳名ヲ附記スヘシ但シ其ノ他
ノ賣藥部外品ト雖之ヲ附記スルハ妨ケナシ

第八條 賣藥部外品ハ其ノ成分ヲ詐稱シ又ハ誇大、虛偽ノ廣
告ヲ爲スヘカラス

第九條 賣藥部外品營業ヲ他人ニ讓渡サムトスルトキハ雙方
連署ノ上知事ニ出願シ免許鑑札ノ書換ヲ請フヘシ

第十條 賣藥部外品營業者(以下單ニ營
業者ト稱ス)轉居、改氏名又ハ家
督相續者ノ營業繼續ノ場合ハ十日以内ニ知事ニ届出免許鑑
札ノ書換ヲ請フヘシ

第十一條 免許鑑札ヲ毀損、亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具
シ知事ニ出願シ再下付ヲ請フヘシ

第十二條 營業者廢業シ又ハ他管下ヘ轉住セムトスルトキハ
本人ヨリ死亡、失踪シタルトキハ戶籍法ニ依リ義務者ヨリ

十日以内ニ免許鑑札ヲ添ヘ知事ニ届出ツヘシ

第十三條 警察官吏、衛生官吏ハ賣藥部外品製造所、販賣所ニ
就キ検査ヲ爲シ又ハ現品ヲ收去シテ試験スルトコトアルヘシ

第十四條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ所轄警察官署
ヲ經由スヘシ

第十五條 營業者ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノアルト
キハ其ノ製造販賣授與ヲ停止シ又ハ現品ヲ棄却セシメ又ハ
免許ヲ取消スコトアルヘシ

一、本則第二條、第三條、第五條、第六條ニ違背シテ藥
部外品ヲ製造シ又ハ販賣授與セル者
二、有害性物質ヲ含有シ又ハ第八條ニ違背シタル者
三、本則ニ違背シ處分ヲ受クルモ尙改悛ノ情ナシト認メタ
ル者
四、一箇年以上住所不明トナリタル者

第十六條 本則ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
第十七條 營業者、其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人、
其ノ他ノ從業者ノ行爲ニシテ本則ニ違背シタルトキハ自己
ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス
附則
第十八條 本令ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
第十九條 明治十八年八月第四十六號雜藥取締規則ハ本令施
行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス
第二十條 從來雜藥トシテ免許ヲ受ケタルモノハ本則ヲ適用
第十六類衛生 第四章 藥事

五二

シ賣藥部外品トシテ尙免許ノ效力ヲ有ス
第二十一條 本則第一條列記品目中齒磨及化粧料品ニハ第八
條及第十三條ヲ除ク外當分ノ内其ノ施行ヲ猶豫ス
第二十二條 齒磨又ハ化粧料品ト雖營業者ニ於テ免許鑑札ノ
下付ヲ受ケムトスルモノハ本則第二條ニ準スヘシ其ノ免許
ヲ受ケタルモノハ本則第三條乃至第十七條ヲ適用ス
第二十三條 從來雜藥ニ屬セサル賣藥部外品ヲ本則施行ノ際
現ニ製造販賣シ又ハ外國ヨリ輸入販賣若ハ請賣スル者ハ明
治四十四年九月三十日迄ニ本則ノ手續ヲ爲スヘシ
(用紙厚紙) 竪五寸三分

賣藥部外品免許證

號	住 所
獎 印	營 業 所
一方 名	氏 名
右販賣營業ヲ免許ス	
明治 年 月 日	神 奈 川 縣

横 四 寸

(用紙厚紙) 壘五寸三分

第 號
賣藥部外品請賣免許證

住 所
營 業 所

契 印
一 方 名 (免許廳府縣 製造人 氏 名)
右請賣營業ヲ免許ス

明治 年 月 日
神 奈 川 縣

●賣藥部外品其ノ他免許等ノ手數料徵收ニ關スル規程

(明治四十四年三月十日) 縣令第十六號

明治四十三年五月勅令第二百十九號及同年五月內務省令第十九號ニ依ル賣藥部外品其ノ他免許等ノ手數料徵收ニ關スル規程左ノ通之ヲ定ム

賣藥部外品其ノ他免許等ノ手數料徵收ニ關スル規程

第一條 本令ニ依リ徵收スヘキ手數料其ノ種類左ノ如シ

- 一 賣藥部外品 (賣藥税法第十九條ノ賣藥類) 免許手數料 一方ニ付 金貳拾錢
- 一 賣藥部外品 免許鑑札名義書換及再渡手數料 一回ニ付 金拾錢
- 一 賣藥部外品 請賣免許手數料 一方ニ付 金拾錢
- 一 賣藥部外品 請賣免許鑑札書換及再渡手數料 一件ニ付 金拾錢
- 一 鍼術、灸術 免許試驗手數料 各 金五拾錢
- 一 鍼術、灸術 免許手數料 各 金貳拾五錢
- 一 鍼術、灸術 免許鑑札再渡手數料 各 金拾錢
- 一 看護婦 免許試驗手數料 各 金壹圓
- 一 看護婦 免許手數料 各 金五拾錢
- 一 看護婦 免許再渡手數料 各 金貳拾錢
- 一 輸出獸肉 罐詰其他輸出獸肉製品 檢查手數料 一回ニ付 金壹圓
- 一 輸出獸肉 罐詰其他輸出獸肉製品 檢查證明手數料 (證明書付金五拾錢) 壹圓
- 一 輸出獸肉 罐詰其他輸出獸肉製品 檢查證明手數料 (證明書付金五拾錢) 壹圓

稅外諸收入金徵收規則ニ依リ取扱フヘシ

第四條 本令ニ依リ既ニ納付シタル手數料ハ何等ノ理由アルモ之ヲ還付セズ

附 則

●毒物劇物營業取締規則施行細則

(明治四十五年六月二十八日) 縣令第五十六號

毒物劇物營業取締規則施行細則左ノ通之ヲ定ム

第一條 毒物劇物營業ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ願書ニ住所、族籍、氏名、生年月日 (法人ニ在リテハ其ノ名稱事記シ及定款ヲ) 及營業所ヲ記シ履歷書ヲ添付スヘシ

第二條 藥劑師、藥種商、製藥者毒劇物營業ヲ爲サムトスルトキハ其ノ屆書ニ住所、氏名、生年月日及營業所ヲ記シ免狀又ハ鑑札ノ寫ヲ添付スヘシ

第三條 毒物劇物營業取締規則 (以下單ニ規) 第三條ノ營業管理人ヲ置カムトスルトキハ願書ニ管理人ト爲ルヘキ者ノ履歷書ヲ添付スヘシ但シ管理人藥劑師、藥種商、製藥者ナルトキハ免狀又ハ鑑札ノ寫ヲ添付スヘシ

第四條 必要ト認ムルトキハ第一條ノ出願者又ハ第三條本文

●毒物劇物營業取締規則施行手續

(明治四十五年六月二十八日) 訓令第四十二號

毒物劇物營業取締規則施行手續左ノ通之ヲ定ム

警察部 警察署 警察分署

第五章 水道

● 上水路取締禁令

(明治十二年三月二十五日) 布達甲第五十三號

(沿革) 明治一二年一月布達甲第一〇三號改正 上水路取締禁令左ノ通相定候條此旨布達候事

- 第一條 魚鳥ヲ捕リ及游泳シ又ハ諸物品ヲ洗フ事
- 第二條 塵芥瓦礫其他汚穢物ヲ投棄スル事
- 第三條 上水ニ沿フタル各地面ヨリ汚水ヲ混入セシムル事
- 第四條 堤上ノ竹木及下草等伐採スル事
- 第五條 水道敷地内へ耕作ハ勿論鋤鋤ヲ入レ杭木等ヲ打込ム事
- 第六條 境界ノ標杭及土留柵ヲ損傷スル事
- 第七條 徒ラニ高樹ニ上リ又ハ柵蓋ノ錠ニ觸ルル事
- 第八條 水道敷地内へ諸車ヲ曳入レ又ハ牛馬ヲ牽入ル事但シ道路ニ係ル分ハ此限リニアラス

● 横濱區内上水路取締禁令

(明治十三年八月二日) 布達甲第三百三十二號

明治十二年三月甲第五十三號同年十一月甲第二百三號ヲ以テ上水路取締禁令布達候處横濱區内上水路取締禁令更ニ左ノ通相定

候條此旨布達候事

横濱區内上水路取締禁令

- 第一條 柵周圍ノ木柵ヲ損傷スルコト
- 第二條 柵内ハ瓦礫ヲ投シ又ハ塵埃其他汚穢物ヲ投棄スル事
- 第三條 徒ラニ木柵ヲ越ヘ高樹ニ上リ架橋ヲ渡リ柵蓋ノ錠ニ觸ルル等ノ事

● 横濱新水道取締禁令

(明治二十年十一月三十日) 縣令第五十三號

横濱新水道取締禁令左ノ通相定ム

- 第一條 横濱新水道取締禁令
- 第一條 用水取入口竝ニ其上流二百間以内ニ於テ魚鳥ヲ取リ又ハ游泳シ又ハ諸物品ヲ洗フヘカラス
- 第二條 前條ノ場所竝ニ溜井ニ塵芥瓦礫其他ノ物品ヲ投棄シ又ハ凡テ水質ヲ汚濁スルノ所業ヲ爲スヘカラス
- 第三條 鐵管其他ノ水道屬具ヲ發掘シ又ハ凡テ之ヲ傷害スルノ所業ヲ爲スヘカラス
- 第四條 公道ニアラサル水道敷地内ニ諸車牛馬ヲ牽入レ又ハ土堤ニ上リ又ハ擅ニ其竹木下草ヲ伐採スヘカラス
- 第五條 水道ニ屬スル一切ノ用具ヲ擅ニ使用シ又ハ玩弄スヘカラス
- 第六條 此禁令第一條第二條第三條ヲ犯シタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留ニ處シ又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科

料ニ處ス第四條ヲ犯シ又ハ制止ヲ肯セスシテ第五條ヲ犯シタルモノハ五錢以上五十錢以下ノ科料ニ處ス

● 大師河原、町田竝小田原上水路禁令

(明治二十年五月十八日) 縣令第二十五號

橋樹郡大師河原竝ニ町田用水及ヒ多摩川上水ヨリ分派セル西北多摩郡拜島用水各飲用水竝ニ足柄下郡小田原用水路ニ於テ左ニ記載ノ事項ヲ禁止ス

- 一 魚鳥ヲ捕リ游泳シ又ハ洗浴スル事
- 一 獸類ヲ牽入レ又ハ物品ヲ洗フ事
- 一 塵芥瓦礫其他汚穢物ヲ投入スル事
- 一 汚水ヲ流入セシムル事
- 一 用水土揚敷地ヲ使用シ又ハ該敷地内へ塵芥其他汚穢物ヲ投棄スル事

● 秦野町水道取締規則

(明治二十六年十一月十三日) 縣令第三十七號

大住郡秦野町水道取締規則左ノ通相定ム

大住郡秦野町水道取締規則

- 第一條 水源地竝貯水地へ塵芥瓦礫其他ノ物品ヲ投棄スヘカラス
 - 第二條 水管竝水道屬具ヲ發掘シ又ハ毀損スヘカラス
 - 第三條 共用檢專用檢其他水道屬具ヲ濫用スヘカラス
- 第十六類 衛生 第六章 飲食物

第四條 共用檢ニ接近シタル場所ニ於テ物品ヲ洗滌シ又ハ塵芥ヲ投棄スヘカラス

第五條 看守人ノ許可ヲ得スシテ貯水地へ立入ルヘカラス

第六條 第一條第二條ヲ犯シタル者ハ三日以上十日以下ノ拘留又ハ一圓以上一圓九十五錢以下ノ科料ニ處シ第三條乃至第五條ヲ犯シタル者ハ五錢以上五十錢以下ノ科料ニ處ス

第六章 飲食物

● 飲食物其他物品取締法ニ關スル件

(明治三十三年九月十一日) 縣令第五十七號

(沿革) 明治三四年二月縣令第五號改正 警察官署ハ法令ニ明文アル場合ニ於テ營業者ニ對シ明治三十四年法律第十五號ニ依リ行政廳ニ屬スル左ノ職權ヲ行フコトヲ得

- 一 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上ニ使用スル飲食器、割烹具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、採取、販賣、授與若ハ使用ヲ假ニ停止スルコト
- 二 前項ノ物品ヲ檢査シ試驗ノ爲必要ナル分量ニ限り無償ニテ收入スルコト
- 三 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業

第十六類 衛生 第六章 飲食物

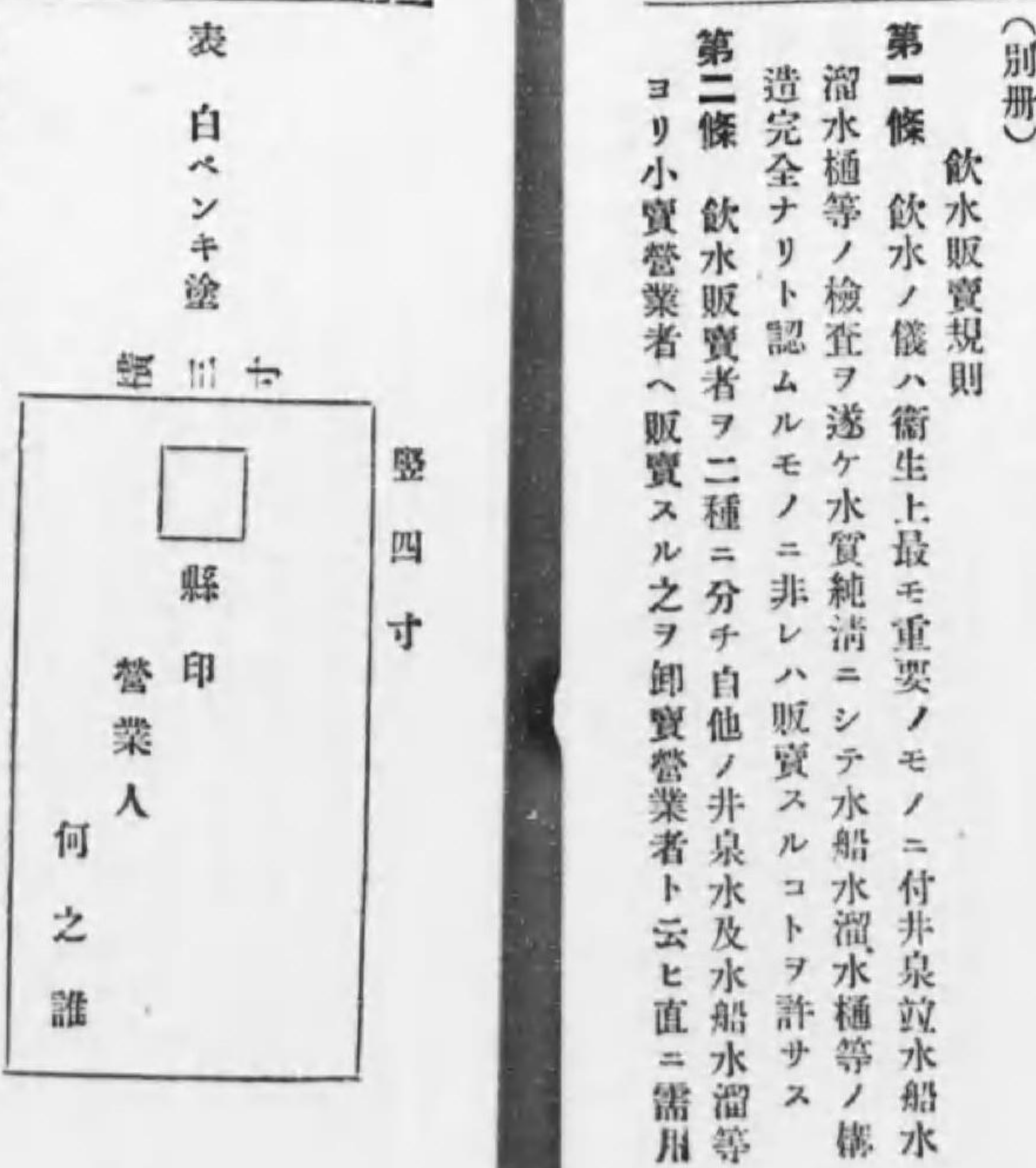
上ニ使用スル飲食器、割烹具及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上危害ヲ生スルノ虞アルモノハ其ノ小賣店、行商又ハ配達中ニアルモノ竝製造場、採收場、販賣店ニ於ケル物品中輕微ナルモノニ限り販賣若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ物品ヲ廢棄セシメ若ハ直接之ヲ廢棄スルコト
 四 前項ノ物品ニシテ衛生上危害ヲ生スル虞ナキ方法ニ依ル處置ヲ許可スルコト
 五 前各項ノ場合ニ於テ普通開業時間又ハ營業ノ爲開カルル間ニ限り物品ヲ製造シ採取シ陳列シ貯藏シ若ハ攜帶スル場所ニ立入ルコト

● 飲食物調製、販賣營業者遵守事項 (明治三十四年六月十八日) (縣令第三十八號)

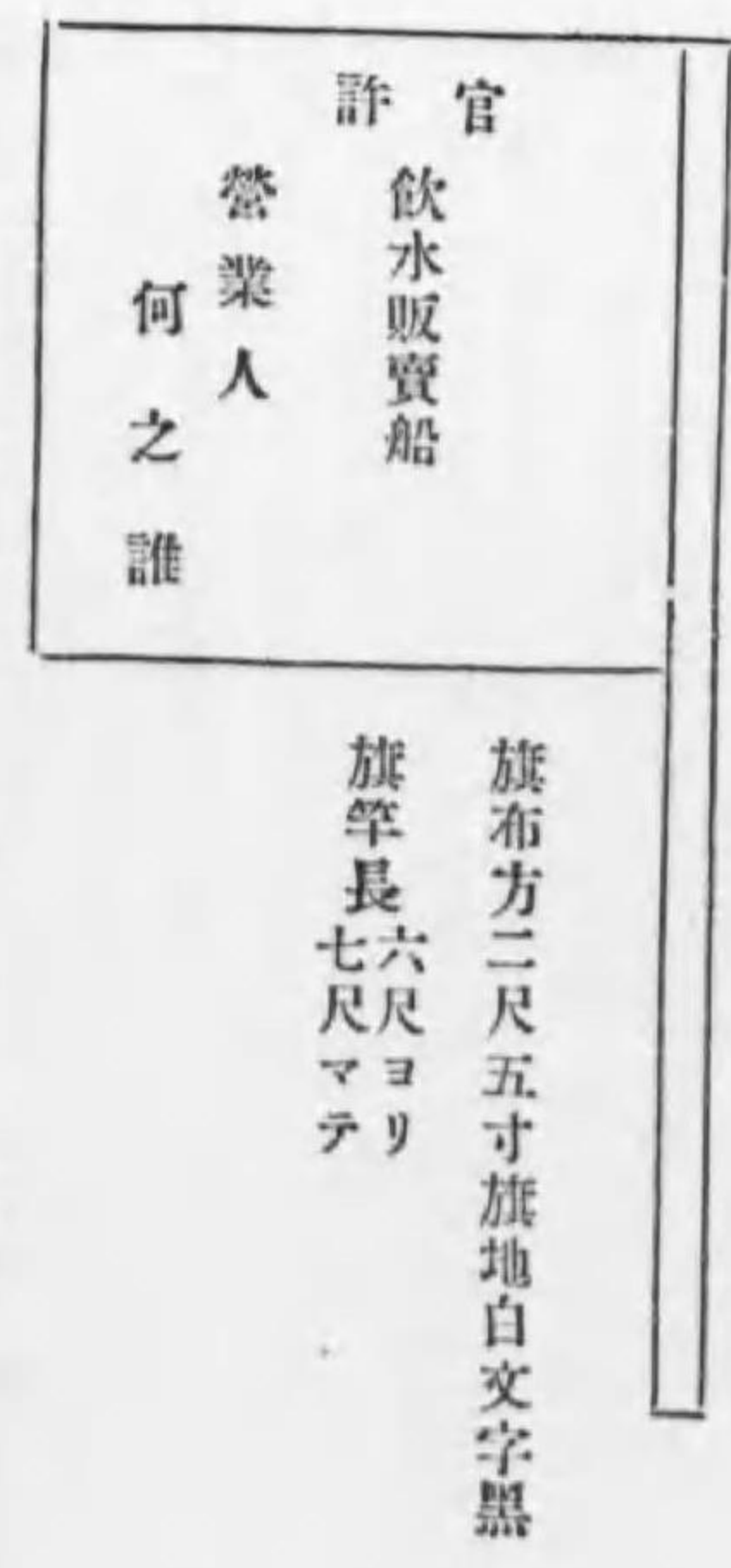
飲食物ノ調製又ハ販賣若ハ請賣ヲ營業ト爲スモノハ其ノ營業上ニ關シ左ノ各號ヲ遵守スヘシ但シ特別ノ規定アルモノハ其ノ規定ニ從フ
 一 飲食物ヲ調製スル場所又ハ客ニ飲食セシムル場所竝飲食器、調製器、容器、覆蓋等ハ常ニ清潔ニ爲スヘシ
 二 結核、癩病、敵毒又ハ傳染病ニ罹レル者ヲシテ飲食物ノ調製若ハ取扱ニ從事セシムルコトヲ得ス營業者ニシテ其ノ疾病ニ罹レルトキ亦同シ
 三 飲食物ハ密閉シタル容器ニ入レタルモノノ外容器ニ覆蓋ヲ設ケ又ハ布片ヲ被フ等塵埃昆蟲等ノ付着ヲ防クニ

足ル適當ノ裝置ヲ爲スニ非サレハ陳列、配達、行商又ハ貯藏スルコトヲ得ス但シ炙煮シ又ハ洗滌シ若ハ外皮ヲ剝離スルニ非サレハ直ニ食用スルコト能ハサルモノハ此ノ限ニ在ラス
 本令第二號第三號ニ違背シ又ハ第一號ニ違反シテ警察官吏又ハ衛生技術員ノ督促ニ從ハサル者ハ一日以上三日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス
 ● 飲水販賣規則 (明治十三年二月九日) (布達甲第二十二號)
 (沿革) 明治十四年布達甲第七五號、一五年同第一四三號、二二年一〇月同第四七號改正
 飲水販賣規則別冊ノ通相定メ來ル三月十日ヨリ施行シ明治十一年三月第九十號ヲ以テ舊第一大區正副戶長ハ相達候該規則ハ右同日限り相廢候條此旨布達候事
 但シ從來ノ營業者ハ該規則ニ據リ三月一日迄ニ更ニ出願可致事
 (別冊)

飲水販賣規則
 第一條 飲水ノ儀ハ衛生上最モ重要ノモノニ付井泉竝水船水溜水桶等ノ検査ヲ遂ケ水質純清ニシテ水船水溜水桶等ノ構造完全ナリト認ムルモノニ非レハ販賣スルコトヲ許サス
 第二條 飲水販賣者ヲ二種ニ分チ自他ノ井泉水及水船水溜等ヨリ小賣營業者ハ販賣スル之ヲ卸賣營業者ト云ヒ直ニ需用



第十條 船中水量ハ前條木札ノ水上ニ見ユルヲ適度トス
 第十一條 水船ニハ左ノ雜形ノ標旗ヲ掲揚スヘシ



第十二條 小賣營業人竝ニ賣子ハ左ノ免許目票木札ヲ製シ縣廳ノ檢印ヲ受ケ營業中必ス携帯スルモノトス尤モ廢業ノ節ハ届出消印ヲ受クヘシ
 但本文免許證木札ハ他人ハ貸與スルヲ許サス

人へ販賣スル之ヲ小賣營業者ト云フ
 第三條 同上營業ヲナサント欲スル者ハ検査ヲ經タル井泉水ノ内ニテ汲取箇所ヲ撰定シ第一號書式ニ準シ出願免許ヲ受クヘシ
 但井泉水ノ汚濁等ニ因リ汲取箇所ヲ變更スルトキハ更ニ本文書式ニ因リ出願免許ヲ受クヘシ
 第四條 營業者賣子ヲ使用スルトキハ第二號書式ニ準シ出願免許ヲ受クヘシ
 第五條 營業中轉居又ハ水火盜難等ニテ指令書及ヒ第九條第十二條木札毀損或ハ紛失スルトキハ事由ヲ詳記シ届出ヘシ
 第六條 營業ヲ廢止スルトキハ總テ指令書相添ヘ届出ヘシ
 第七條 飲水擔桶ヘハ蓋ヲナシ土塵等ノ混入セサル様注意スヘシ
 第八條 水船ニハ甲板ヲ用ヒ汲取口ニハ唧筒或ハ四方ヘ高サ五寸以上ノ汚物除ヲ設ケ差水ノセサル様堅牢ニ造營スヘシ
 但毎年一月四月七月十月ノ四度ニ検査ヲ受クヘシ
 第九條 水船ニハ外面右側中央上縁ニ左ノ木札ヲ打付ケ検査ヲ受クヘシ

第十六類 衛生 第六章 飲食物

竪三寸五分

第 十 七 條

官 何 [區] 郡 何 町 何 番 地 何 之 誰 井 水
 許 [區] 郡 何 町 番 地 小 賣 營 業 人 或 ハ
 何 [區] 郡 何 町 番 地 何 之 誰 賣 子
 何 [區] 郡 何 之 誰

第十三條 井泉及水溜樋口等ニハ一ヶ所毎ニ左式ノ木牌ヲ掲クヘシ

竪一尺五寸

明 治 何 年 何 月 何 日 御 試 驗

官 販 賣 飲 水

何 [區] 郡 何 町 番 地
 營 業 人 何 之 誰

第十四條 水溜ヘ井泉水ヲ呼入ル、ニハ鐵管陶管或ハ堅牢ナル木管ヲ構造シ汚水ノ混入セサル様注意スヘシ

第十五條 水船水溜及ヒ運搬器ハ時々掃除ヲ施シ清潔ヲ要スヘシ

第十六條 井泉ハ毎年少クモ二度宛渡方ヲナスヘシ
 但水質變換アルトキハ衛生課ヘ願出試驗ヲ受クヘシ

第六類

第十七條 此規則第三條第四條第八條但書第九條第十條第十五條第十六條ニ違背シタル者ハ二日以上五目以下ノ拘留又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料第十二條但書ニ違背シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留又ハ貳拾錢以上壹圓貳拾五錢以下ノ科料第五條第六條第七條第十條第十一條第十二條第十三條ニ違背シタル者ハ五錢以上五拾錢以下ノ科料ニ處ス

第十八條 飲水販賣營業ヲ願出ル者書式左ノ如シ

第一號書式 (用紙美濃〔管下〕罨紙)
 飲水販賣營業願

何 [區] 郡 何 町 何 番 地 (身 分) 所 有 井 第 何 號 或 ハ 溜 井 一 何 ヶ 所

何 [區] 郡 何 町 何 番 地 (何 之 誰)

何 [區] 郡 何 町 番 地 川 岸 樋 口 ヨリ 汲 取

右 ハ 今 般 御 規 則 ヲ 遵 守 シ 前 記 井 水 (汲 取) 飲 水 (卸 賣) 營 業 仕 度 候 間 御 檢 査 ノ 上 御 免 許 被 下 度 圖 面 相 添 此 段 奉 願 候 也

年 月 日 (他 人 ノ 井 水 ヲ 買 取 ル ト キ ハ 水 主 連 署) 願 人 何 之 誰 印

肩 書 前 同 斷

水 主 何 之 誰 印

〔戸 長〕 何 之 誰 印

第二號書式 (用紙美濃〔管下〕罨紙)
 神奈川(縣令)某殿

飲水賣子使用願

何 國 何 [區] 郡 何 町 番 地 族 籍
 何 之 誰 印

肩 書 前 同 斷

何 之 誰 印

右ハ私飲水販賣免許相成候ニ付前記賣子人使用仕度候間御聞濟被下度此段奉願候也

年 月 日 何 [區] 郡 何 町 番 地 族 籍
 飲 水 小 賣 營 業 人 何 之 誰 印
 (戸 長) 何 之 誰 印

● 清涼飲料水營業取締規則施行細則

(明治三十三年八月二十一日)
 縣令第四十八號

(沿革) 明治四五年五月縣令第五一號改正
 清涼飲料水營業取締規則施行細則左ノ通之ヲ定ム

第一條 清涼飲料水營業取締規則第二條ニ依リ認可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出ヘシ但シ製造場ヲ賣買譲與又ハ相續シ既ニ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セシテ營業セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具スルヲ要セス

第十六類 衛生 第六章 飲食物

- 一 清涼飲料水ノ種類及製造原料ノ品名並其ノ配合分量
 - 二 製造場ノ位置(所在地名)坪數及構造ヲ詳記シタル圖面
 - 三 製造器械ノ種類名稱及其ノ個數並其ノ形狀ヲ模寫シタル圖面
 - 四 用水ノ種類(水道、井戸、溪流)及其ノ汲取場所
 - 五 製造落手ノ期日
- 製造ノ方法又ハ機械ノ構造ニ依リ一定ノ製造場ヲ要セサルモノハ前項第二號ニ依ラス別ニ其ノ事由ヲ詳細ニ記スヘシ
- 汽罐汽機ヲ裝置スル者ハ本則ニ依ルノ外明治二十九年二月神奈川縣令第十一號汽罐汽機取締規則ニ依ルヘシ
- 第二條 製造場落成シタルトキハ清涼飲料水ノ製造落手前ニ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出テ檢査ヲ受クヘシ
- 第三條 清涼飲料水製造營業者其ノ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事項ヲ詳記シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出認可ヲ受クヘシ
- 第四條 (削除)
- 第五條 外國ヨリ輸入シタル清涼飲料水ヲ販賣セムトスル者ハ其ノ製造所ノ國名、社名、氏名及種類數量ヲ記シ且ツ見本ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出認可ヲ受クヘシ其ノ認可ヲ受ケシテ販賣ヲ爲スコトヲ得ス
- 第六條 知事ハ特派員ヲ派シ製造場及器械原料ノ檢査ヲ爲サシムルコトアルヘシ

營業者ハ検査ノ際主務吏員ノ指示ニ従フヘシ

第七條 製造場ノ構造設備ハ左ノ制限ニ従フヘシ但シ鑛泉ノ採取又ハ炭酸ヲ含有セサル清涼飲料水ヲ製造スル場所ハ本條第一號乃至第三號ニ依ルノ限ニ在ラス

一 製造所ノ地盤ハ石、煉化石、コンクリート、漆喰敲若ハ厚サ一寸以上ノ板張ト爲シ且ツ排水溝ヲ設ケ場外ノ溝渠又ハ汚水溜ニ通セシムルコト

二 製造場内ハ日光ノ射入空氣ノ流通ニ便ナル設備ヲ爲スコト

三 製造器械ハ瓦斯發生器ヨリ混合器ニ通スル迄ノ間ニ瓦斯ヲシテ少ナクモ三種ノ除害液ヲ通過セシムル装置ヲ爲シ且ツ除害液ヲ通過シタル瓦斯ヲ洗淨セシムル水槽ヲ設置スルコト但シ既ニ精製シタル炭酸瓦斯ヲ使用スルモノハ此ノ限ニ在ラス

四 用水ヲ濾過スヘキ適當ノ濾過器ヲ設ケルコト但シ完全ナル水道水ヲ使用スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八條 前條第三號ノ除害液及水槽ノ水ハ時々新ナルモノト交換シ除害ノ效力ヲ失ハシムヘカラス

第九條 清涼飲料水容器ノ種類又ハ製造販賣ノ方法ニ依リ容器ニ封緘ヲ施サシテ販賣セムトスル者ハ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出認可ヲ受クヘシ

第十條 清涼飲料水製造營業者住所氏名ヲ變更シ又ハ廢業休業シタルトキハ一週間以内ニ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届

出ヘシ

請賣營業者前項ノ場合ニ於テハ同期間内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第十一條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ認可ヲ取消シ又ハ製造ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ

一 製造場又ハ機械ノ改修ヲ命セラレ之ニ應セサルトキ

二 製造ヲ粗悪ニシ又ハ用水變惡シタルトキ

第十二條 本則第二條第三條第四條第五條第六條第七條第八條第十條ニ違背シ又ハ停止中營業シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十三條 本令施行ノ際現ニ清涼飲料水營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ構造設備本令第七條ノ制限ニ適セサルモノハ明治三十四年六月一日迄ニ改修スヘシ

第十四條 本令ハ明治三十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス本年六月神奈川縣令第三十九號ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

● 冰雪營業取締規則施行細則

(明治三十三年九月六日) 縣令第五十四號

(沿革)大正元年十一月縣令第一四號改正 冰雪營業取締規則施行細則左ノ通之ヲ定ム

第一條 冰雪營業取締規則第二條ニ依ル冰雪採收製造營業ノ

認可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ願出ヘシ但シ營業場ヲ買受讓受又ハ相續シ既ニ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セシテ營業セムトスルモノハ左ノ事項ヲ具スルヲ要セス

一 採收場又ハ製造場ノ位置 所在地名、番、坪數並其ノ附近ノ周圍ヲ模寫シタル圖面但シ河川、湖池等ニ於テ氷ヲ採收セムトスル者ハ其ノ河川、湖池等ノ名稱並ニ其ノ採收區域

二 採收場又ハ製造場ノ構造仕樣並圖面但シ機械ヲ以テ製造スルモノハ其ノ器械ノ種類、名稱、個數並ニ其ノ形狀ヲ模寫シタル圖面

三 貯藏場ノ位置 所在地名、番、構造並附近ノ周圍ヲ模寫シタル圖面

四 用水ノ種類 水道、井戸、位置並導水ノ構造仕樣書但シ河川、湖池等ニテ採收スルモノハ之ヲ除ク

汽罐汽機ヲ裝置スルモノハ本則ニ依ルノ外明治二十九年神奈川縣令第十一號汽罐汽機取締規則ニ依ルヘシ

卸賣營業ノ認可ヲ受ケムトスル者ハ本條第一項第三號ノ事項並採收若ハ製造營業者ノ氏名ヲ記シ所轄警察官署ニ願出ヘシ

第二條 冰雪ノ採收場又ハ製造場ノ構造ハ左ノ制限ニ従フヘシ

一 水池ノ周圍ハ石、煉化石又ハ厚サ一寸以上ノ板ヲ以テ

汚水等ノ流入セサル様構造スルコト

二 水池ノ上縁ハ周圍ノ地平面ヨリ二寸以上ノ高サトシ雨水等ノ流入セサル様構造シ且ツ上縁ノ周圍三尺通りハ板ヲ張り又ハ砂利ヲ敷クコト

三 水池ノ深サハ水面ヨリ池底迄二尺以上タルコト

四 水池ノ底面ハ石、煉化石、漆喰敲キ、コムクリート又ハ厚サ一寸以上ノ板張トナスコト

五 水池ニハ殘水ヲ排除シ得ヘキ水吐口ヲ設ケルコト

六 供水ノ水源、耕地又ハ宅地内ナルトキハ其ノ周圍ニ十尺以上ノ明地ヲ存スルコト

七 水池ノ周圍ニハ適當ノ塵芥除去ヲ設ケルコト

八 導水管ハ石、煉化石、陶管、金屬若ハ堅牢ナル木材ヲ供用シ其ノ接合口ハ汚水等ノ侵入セサル様構造スルコト

九 水池ノ周圍ニハ六尺以上ノ明地ヲ存スルコト

十 河川、湖池等ニ於テ氷ヲ採收スル者ハ其ノ採收區域ノ周圍ニ適當ノ塵芥除去ヲ設ケ且ツ河岸、堤防ニ接スル部分ニ在テハ本條第一號第二號第三號及第九號ニ依ルコト

十一 雪ノ採收場ハ本條第一號第四號第七號及第九號ニ依ルコト

十二 機械ヲ以テ製造スル場所ノ地盤ハ石、煉化石、漆喰敲キ、コムクリート又ハ厚サ一寸以上ノ板張トシ且ツ適當ノ排水溝ヲ設ケルコト

第三條 冰雪貯藏場ハ左ノ制限ニ従フヘシ

第十六類衛生 第六章 飲食物

- 一 土地ハ清潔ニシテ附近ニ汚物捨場又ハ其ノ置場等ナキ場所タルヘキコト
- 二 貯藏場ノ地盤ハ石、煉化石、漆喰葺キ、コムクリート又ハ厚サ一寸以上ノ板張トシ且ツ内部ノ周圍ハ板張ニ爲スコト但シ内部ノ周圍ハ石、煉化石等ナルトキハ板張ニ爲スヲ要セス
- 第四條 左ノ場合ニ於テハ願書ニ構造仕様書並圖面ヲ添ヘ所轄警察官署ヲ經テ知事ニ提出シ認可ヲ受クヘシ
 - 一 採收場、製造場、貯藏場、導水管ノ増設又ハ裝置ヲ變更セムトスルトキ
 - 一 用水竝製造ノ方法ヲ變更セムトスルトキ
- 第五條 氷雪營業者ハ第一條第四條ノ認可ヲ受ケ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出検査ヲ受クヘシ其ノ検査ヲ受ケシテ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第六條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ一週日間以内ニ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ヘシ
 - 一 採收場、製造場又ハ貯藏場ノ全部又ハ一部ヲ廢シ若ハ之ヲ賣買、譲與シタルトキ
 - 二 廢業又ハ採收製造ヲ中止セシトキ
 - 三 住所氏名ヲ變更セシトキ
- 第六條ノ二 卸賣營業者ニ在リテハ前三條ノ手續ハ所轄警察官署ニ之ヲ爲スヘシ
- 第七條 氷雪請賣業ヲ爲サムトスル者ハ製造販賣人若ハ卸賣

- 人ノ住所氏名ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ製造販賣人若ハ卸賣人ヲ變更スルトキ亦同シ
- 第八條 氷雪ノ採收場又ハ製造場ニハ其ノ業名、所在ノ郡區町村名、番地並營業者ノ氏名ヲ記シタル標札ヲ掲示スヘシ
- 第九條 氷池ハ氷ヲ採收スル都度其ノ殘水ヲ排除シ且ツ洗滌スヘシ
- 第十條 氷雪營業者其ノ採收又ハ製造セシ氷雪ヲ貯藏シタルトキハ其ノ數量ヲ記シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出検査ヲ受クヘシ
- 第十一條 他管下ヨリ氷雪ヲ輸入セシトキハ其ノ產地、數量、採收及製造者ノ氏名並貯藏スル場所ヲ記シ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出検査ヲ受クヘシ
- 第十二條 氷雪營業者ハ縣廳ノ検査ヲ受ケシ氷雪ニ非サレハ販賣スルコトヲ得ス
- 第十三條 採收又ハ製造場所ノ異ナル氷雪ヲ同一貯藏場ニ貯藏スルトキハ適當ノ區畫ヲ爲シ且ツ標記スヘシ
- 第十四條 飲食用ノ目的ニ非サル氷雪ハ第一條第一項第三號第四條第一號第六條第一號ノ認可ヲ受ケタル貯藏場ニ貯藏スルコトヲ得ス
- 第十五條 氷雪ヲ他管下ヘ輸送セムトスルトキハ其ノ數量並輸送地ヲ記シ所轄警察官署ニ届出ヘシ
- 第十六條 縣廳ハ臨時吏員ヲ派シ採收場、製造場、貯藏場又ハ氷雪ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ

第十七條

- 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ認可ヲ取消シ又ハ氷雪ノ採收若ハ製造ノ停止ヲ命スルコトアルヘシ
 - 一 製造場採收場及貯藏場ノ位置衛生上有害ト認ムルトキ
 - 二 用水不足ナルトキ
 - 三 用水不潔若ハ變惡ノ虞アリト認ムルトキ
 - 四 製造方法ノ不適當ト認ムルトキ
 - 五 採收場、製造場又ハ貯藏場ノ改修又ハ掃除ヲ命セラレ之ニ應セサルトキ
- 第十八條 第四條乃至第十五條ニ違背シ又ハ第十七條ニ依リ停止中採收若ハ製造シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附則

- 第十九條 従前免許ヲ得タル氷雪營業者ニシテ其ノ採收場又ハ製造場本則ノ構造ニ適セサルモノハ來明治三十四年十一月三十日迄ニ之ヲ改造スヘシ
- 第二十條 本令ハ明治三十三年九月十五日ヨリ施行ス
明治二十年神奈川縣令第六十號氷雪營業規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

牛乳營業取締規則施行細則

(明治四十二年十一月二日) 縣令第八十號

(沿革) 明治四三年一二月縣令第八三號、四五年五月同第五二號改正

第十六類衛生 第六章 飲食物

牛乳營業取締規則施行細則左ノ通改正ス

- 第一條 牛乳營業取締規則第四條ニ依リ認可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ出願スヘシ但シ營業所ヲ買受、讓受、若ハ相續ニヨリ既ニ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セシテ營業セムトスル者ハ第二號以下ノ事項ヲ具スルヲ要セス
 - 一 住所、氏名、生年月日 (法人又ハ組合ニ在リテハ其ノ代表者ノ添付シ市町村ノ設立ニ係ルモノハ其ノ決議録ヲ添付スヘシ)
 - 二 採取所、製造所ノ地名、地番號、地坪及其ノ周圍ノ圖面
 - 三 建物ノ構造仕様書及縮尺百分ノ一ノ平面、断面、正側、圖面、竝小屋割伏地ノ各圖面及運動場ノ坪數 (變更ノ部スヘシ)
 - 四 工事落成期日
 - 五 牛乳搾取業者ニ在リテハ乳牛、種牛、及犢牛ノ豫定數
 - 六 牛乳ノ搾取、販賣又ハ請賣業者ニ在リテハ其ノ牛乳ノ種類 (全乳、脱脂乳)
 - 七 乳製品製造者ニ在リテハ其ノ種類、製造方法及使用器械ノ構造、並原料ヲ供スル牛乳營業者ノ住所氏名
- 第二條 左記ノ場所ニ於テハ牛乳搾取場ノ設置ヲ認可セス
 - 一 人家稠密ノ場所
 - 二 社寺、學校、病院、建造物、公園、河川、道路等ニ對シ公害アリト認ムル土地

三牛馬宿、牛馬市場及食用牛繫留舎並屠獸場ニ接近スル土地

第三條 牛乳請賣業ヲ爲サムトスル者又ハ牛乳搾取業者ニシテ別ニ販賣所ヲ設ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ニ出願認可ヲ受クヘシ但シ牛乳請賣業者ニ在リテハ搾取業者ト連署スヘシ

一住所、氏名及生年月日

二牛乳取扱室ノ構造仕様書及縮尺百分ノ一圖面並周圍トノ關係ノ詳細

第四條 未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ノ願届書ニハ法定代理人、保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要シ法人ノ願届書ハ其ノ代表者之ヲ差出スヘシ

第五條 牛乳取締規則及本則ニ依リ當廳ニ差出スヘキ願届書ハ總テ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第六條 牛乳ノ搾取若ハ乳製品ノ製造業又ハ牛乳請賣若ハ牛乳販賣業ノ認可ヲ受ケタル者ニシテ其ノ搾取所製造所又ハ牛乳取扱室ヲ改修、増築、變更若ハ移轉シ又ハ搾取所、製造所ノ支所ヲ設ケ若ハ乳製品ノ種類方法ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事項ヲ具シ知事ニ出願認可ヲ受クヘシ

第七條 牛乳營業者ニシテ左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ三日内ニ知事ニ届出ツヘシ但シ廢業又ハ營業所ヲ賣買譲與シタルトキハ營業認可指令書ヲ添附スヘシ

一開業、廢業又ハ休業シタルトキ

ヲ設クルコト但シ換氣窓ノ廣サハ屋棟ニ在リテハ梁間面積ノ五分ノ一以上側壁ニ在リテハ上窓ハ柱間面積ノ三分ノ一以上下窓ハ土臺上七八寸ノ處ニ設ケ總テ窓ハ開閉自在ナル様構造スルコト

四牛舎ノ軒下出入口及舎内ノ地盤ハ總テ石、煉化石、コンクリート、土瀝青又ハ漆喰敷トシ酒掃ニ便ナル様構造スルコト

五牛舎内面側壁ハ總テ板張トシ地盤ヨリ高サ五尺迄ヲ白色若ハ青色ノペンキ塗トナスコト但シ土地ノ狀況ニヨリ一方面ニ上ケ戸ヲ用ニルモ防ケナシ

六牛舎ハ厚サ一寸以上ノ床板ヲ張り詰メ適當ノ勾配ヲ附シ且床板ハ取り外シ得ル様構造スルコト

七牛舎ハ高サ八尺以上トシ一頭毎ニ幅五尺以上奥行六尺以上ノ區劃トシ前後各五尺以上ノ空地ヲ存スルコト但シ牛室ヲ對向二列ニ設クルトキハ其ノ前通リハ雙方通シテ八尺以上トシ二列背面トキハ其ノ後通リヲ雙方通シテ八尺以上トシ且兩端及中央部(一列十室以上接續セル場合ニ限ル)ニ三尺以上ノ幅ヲ有スル通路ヲ存スルコト

八牛舎ノ後方ニハ糞糞ヲ施シタル陶器又ハ金屬其ノ他ノ不透過質ノ材料ヲ以テ汚水溜ヲ設ケ且適當ノ覆蓋ヲナシ一尺ニ付二分以上ノ勾配ヲ附シ舎外ノ汚水溜ニ取付ルコト

九飼料調理所ハ牛室其ノ他ノ部分ト區劃シ竈及適當ノ用水ヲ設備シ地盤ハ不透過質ヲ以テシ側壁ハ石、煉瓦、瓦又

二營業所ヲ賣買又ハ譲與シタルトキ

三住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキ

四搾取所、乳製品製造所若ハ牛乳請賣販賣所ニシテ燒失又ハ崩壞等ニ罹リタルトキ

五牛乳ノ種類(全乳、脱脂乳)ヲ變更シタルトキ

六請賣又ハ乳製品製造業者ニ在リテハ其ノ牛乳搾取業者ノ變更シタルトキ

第八條 左ノ場合ニ在リテハ三日以内ニ知事ニ届出ツヘシ但シ第一號ノ場合ハ戸主又ハ家族ヨリ第二號ノ場合ハ第四條所定ノ届出義務者ヨリ之ヲ届出ツヘシ

一搾取業者、乳製品製造業者、牛乳請賣業者若ハ販賣業者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ

二法定代理人、保佐人、夫又ハ法人代表者死亡シ若ハ所在不明トナリ若ハ其ノ他ノ變更アリタル場合並法定代理人、保佐人若ハ夫ノ許可又ハ同意ヲ取消サレタルトキ

第九條 牛乳搾取所ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一牛舎ハ隣地トノ境界ヲ距ルコト五間以上運動場ハ三間以上ノ空地ヲ存スルコト但シ隣地ノ狀況ニヨリ此ノ制限ニ依ラスシテ許可スルコトアルヘシ

二搾取所ノ周圍ハ高サ六尺以上ノ堅牢ナル塙塹ヲ設ケ開閉自由ナル門戸ヲ附スルコト

三牛舎ノ屋根ハ瓦若ハ金屬製ノモノトシ、軒ノ高サハ九尺以上トシ且屋棟ノ梁間及側壁柱間ノ上下二箇所ニ換氣窓

ハ板張トナスコト

十飼料置場ハ飼料調理所其ノ他ノ部分ト區劃スルコト

十一牧夫室ハ牛室其ノ他ノ部分ト區劃スルコト

十二牛乳取扱室ハ低温ノ場所ヲ撰ヒ日光直射ヲ避ケ蚊蠅其ノ他ノ昆蟲類ノ來襲ヲ防キ且塵芥ノ飛散セサル装置ヲ爲シ牛室其ノ他ノ部分ト區劃シ側壁上下ニ硝子窓ヲ設ケ下窓ハ土臺上五寸ノ所ニ之ヲ設ケ幅一尺以上トシ外部ニハ金網ヲ用キ上窓ハ全面積ノ三分ノ一以上トシ地盤ハ不透過質ヲ以テシ酒掃ニ便ナル様構造シ且牛乳ニ冷却法ヲ行フヘキ適當ノ装置ヲナスコト

十三產室、種牡牛室、犢牛室、隔離室及厩舎ハ各別棟ニ設ケ其ノ構造ハ第三號乃至第七號及第十七號ノ制限ニ準據スルコト但シ隔離室及厩舎ハ牛舎及運動場ト相當ノ間隔ヲ有シ犢牛室ハ產室ニ連續セシムルコトヲ得

十四運動場ハ乳牛一頭ニ對シ十坪以上ノ廣サヲ保チ周圍ニハ堅牢ナル柵欄ヲ設ケ場内ニハ適當ノ樹木ヲ植付ケ且排水法ヲ施シ地盤ハ常ニ乾燥セシムル設備ヲ爲スコト但シ多數ノ畜牛ヲ飼養スル者ニ限リ其ノ坪數ノ減少ヲ認可スルコトアルヘシ

十五汚水溜ハ石、煉化石、コンクリート、土瀝青又ハ漆喰敷キトシ牛舎ヲ距ルコト三尺以上ノ地ニ之ヲ設ケ適當ノ

雨除ヲナシ其ノ周圍ハ地盤ヨリ高サ五寸以上トシ雨水ノ流入ヲ防クコト但シ其ノ容積ハ四尺立方以上タラシムヘ

十六糞便溜ハ不滲透ノ材料ヲ以テ築造シ高サ六尺以上ノ圍ヲナシ舍外三間以上ノ地ニ設ケ掃除口ハ相當ノ扉ヲ用ヒ適當ノ雨除ヲ設クルコト

十七牛舎建築ニ要スル柱ハ總テ五寸角若ハ直徑五寸以上ノ丸太ヲ用ユルコト

第十條 乳製品製造所ノ設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 濕潤ナラサル地ニシテ適當ノ飲料水ヲ有スルコト

二 製造所ノ地盤ハ石、煉化石、コンクリート、土瀝青、又ハ漆喰敲キトナシ且排水ヲ佳良ナラシムルコト但シ其上ニ厚サ一寸以上ノ取り外シ得ル板張リヲナスモ妨ケナシ

三 製造所ハ他所ト區別シ窓ハ總テ硝子トシ蚊蠅其ノ他昆蟲類ノ來襲ヲ防キ且塵芥ノ飛散セサル様適當ノ設備ヲ爲シ側壁ハ石、煉化石、瓦又ハ白色若ハ青色ノペンキ塗トシ酒掃ニ便ナラシムルコト

四 冷熱及貯藏ノ裝置ヲ設クルコト

五 原料貯藏室付室又ハ包装室ハ製造所内適當ノ位置ニ別ニ之ヲ設クヘシ但シ製造ノ方法又ハ製品ノ種類若ハ數量ノ多寡ニ依リ認可ヲ得テ之カ區別ヲ設ケサルコトヲ得

第十一條 牛乳搾取所、乳製品製造所又ハ牛乳請賣販賣所ノ牛乳取扱室落成シタルトキハ當廳ニ届出検査ヲ受ケ其ノ認可ヲ得ルニ非ラサレハ使用スルコトヲ得ス

可キ毒藥劇藥ヲ服用セシメタルトキ

三 疾病治愈シタルトキ及毒藥劇藥ノ服用ヲ廢止シタルトキ

牛籍簿ニ異動ヲ生シタルトキハ畜主ハ即日所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ斃死ノ場合ハ獸醫ノ検査書ヲ添付スヘシ

第十八條 牛乳營業取締規則第十三條該當ノ場合ハ隔離室ヲ以テ之ニ充テ即時當廳ニ届出ツヘシ

隔離室ヲ使用スル能ハサル場合ニ於テ一時適當ノ場所ニ之ヲ隔離シ若ハ隔離セムトスルトキ又ハ隔離室以外ノ場所ヲ移轉シ若ハ移轉セムトスルトキハ當廳ニ届出テ其ノ承認ヲ經ヘシ

第十九條 牛乳營業者ハ疾病ニ罹リタル牛ニシテ傳染性ニ非ラサルモノト雖吏員ノ指示アリタルトキハ其ノ隔離ヲ行フヘシ

第二十條 牛乳營業者ハ其ノ營業所又ハ畜牛ニ關シ臨時知事ノ派遣スル検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第二十一條 牛乳營業者ハ左記各號ヲ遵守スヘシ

- 一 飼料ハ良好ノモノヲ撰ヒ牛體ハ日々清潔ニ梳拭シ且適當ノ運動ヲナサシムルコト
- 二 牛舎ノ尊潔ハ時々清潔ナルモノト交換スルコト
- 三 牛室ノ床板尿桶及地盤ハ搾取前必ス洒掃ヲ行フコト
- 四 搾取ニ著手ノ際乳頭中ニアル乳汁ハ除去スルコト但シ搾牛付搾取法ヲ行フトキハ此限ニ在ラス

増築、改修築若ハ變更ノトキ亦同シ

第十二條 牛乳搾取所、乳製品製造所ニ屬スル尿尿及汚物溜ハ充溢セサル様時々搬出スヘシ

第十三條 牛乳搾取所ニハ乳牛、種牡牛、犢牛、及牛乳運搬用馬匹ノ外飼養スルコトヲ得ス

第十四條 牛乳搾取所、乳製品製造所ハ其ノ一部ヲ分割シテ他人ニ貸與若ハ他ノ目的ニ使用スルコトヲ得ス

第十五條 牛乳搾取所ニハ第一様式ノ牛籍簿ヲ備ヘ置キ所轄警察官署ノ捺印ヲ受ケ飼養牛ニ異動アリタルトキハ加除訂正シ且各牛室ニハ牛籍簿ニ符合スヘキ番號及名稱ヲ記シタル木札ヲ掲クヘシ

第十六條 知事ハ臨時當該吏員ヲシテ牛乳營業所及畜牛ヲ検査セシメ必要ト認ムルトキハ角又ハ蹄ニ符號ヲ烙記セシム符號ハ吏員ノ許可ヲ得ルニアラサレハ削除シ又ハ除去スルコトヲ得ス

第十七條 斃牛アリタルトキ若ハ牛乳營業取締規則第五條第一號ノ疾病ニ罹リ或ハ其ノ疑アリタルトキハ速ニ獸醫ノ検査ヲ受クヘシ

左ノ場合ニアリテハ畜主ハ獸醫ト連署ノ上即日當廳ニ届出ツヘシ

- 一 第一項検査ノ結果疾病アリト認メラレタルトキ
- 二 牛乳營業取締規則第五條第二號ニ依リ牛乳中ニ移行ス

五 牛乳ノ搾取ヲ開始スルトキ及終了シタルトキハ乳房及其ノ周邊ヲ清潔ニ洗滌シ後白布ヲ以テ拭淨スルコト且搾取人ノ手腕ハ搾取前石鹼水ヲ以テ洗滌スルコト

六 牛乳ヲ搾取シタルトキハ清潔ナル白布ノ類ヲ以テ濾過シ覆蓋アル容器ニ貯藏冷却シ牛乳取扱室ニ於テ他ノ容器ニ移シ直ニ密閉スルコト

七 牛乳ノ容器及量器ハ使用後清潔ニ洗滌シ且一定ノ場所ニ備置クコト

八 牛乳搾取所内ハ常ニ清潔ナラシメ且一箇月二回以上牛室ノ床板ヲ取り外シ大掃除ヲ行ヒ常ニ清潔ヲ保ツコト

九 牛舎及牛乳取扱室内ニハ牛乳ノ搾取又ハ取扱ヒニ要スル必要品ノ外他物ヲ貯藏セサルコト

十 糞便運搬人ハ搾取場外ニ於テ掃除ヲ行ハシメ且場内ニハ糞リニ無用ノ者ヲ立チ入ラシメサルコト

十一 新ニ畜牛ヲ牽入レタルトキハ隔離室ニ收容シ一週間經過ノ後ニ非サレハ牛舎内ニ牽入レサルコト

十二 搾取場内ノ見易キ處ニ掲示板ヲ備付ケ左ノ事項ヲ記入スルコト但シ毎朝前日ノ分ヲ確實ニ記入スヘシ

- (イ) 乳牛、種牡牛、犢牛ノ頭數及乳牛ノ内搾乳スルモノト否ラサルモノトヲ區別スルコト
- (ロ) 飼料ノ種類及平均一日一頭ニ給與スル飼料ノ量數及給水ノ狀態
- (ハ) 一日ノ搾取高、販賣高、殘乳ノ處置

第十六類衛生 第六章 飲食物

- (二) 牧夫及配達人ノ人員
- (ホ) 輕症結核牛及疑症結核牛ノ有無並頭數
- 第二十二條 牛乳營業者ハ牛乳配達人及搾取人ノ住所氏名年齡ヲ記シ醫師ノ健康證明書ヲ添ヘ所轄警察官署ニ届出ツヘシ但シ牛乳營業者ニ於テ搾取若ハ配達スル場合亦同シ
- 第二十三條 牛乳配達人ニハ第二様式ノ標札ヲ携帶セシムヘシ但シ標札ニハ所轄警察官署ノ捺印ヲ受ク可シ
- 第二十四條 傳染病患者アル家ニ牛乳ヲ配達スル場合ハ其ノ容器ヲ區別シ且之ヲ患者ニ留置スヘカラス尙該容器ハ其ノ都度煮沸消毒ヲ行フヘシ
- 第二十五條 牛乳搾取業者、乳製品製造業者及牛乳請賣業者ハ牛乳、乳製品若ハ容器、量器ヲ取扱フ者ノ身體及被服ヲ清潔ニシ清淨ナル帽、白地ノ筒袖、及長胸掛ヲ用キ且容器ニ塵芥其ノ他ノ汚物ノ混入スルヲ防クヘシ
- 第二十六條 乳製品製造ノ際ニハ乳汁ニ蚊蠅其ノ他昆蟲類ノ腐集シ又ハ塵芥其ノ他ノ不潔物ノ混入セサル様適當ノ設備ヲ爲スヘシ
- 第二十七條 乳製品ノ容器ニハ製造業者ノ住所氏名及製造ノ年月日ヲ標記スヘシ但シ製造年月日ニ代ユルニ製造番號ヲ以テスルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ豫メ之ヲ知事ニ届出ツヘシ牛乳營業者ハ牛乳取扱室ノ外ニ於テ牛乳ノ請替ヲナスコトヲ得且牛乳ヲ配達スル容器ニ搾取所、請賣所若ハ販賣所ヲ明記シタル封緘ヲ施ス可シ
- 第二十八條 牛乳營業者ハ知事ノ認可シタル装置方法ニ依リ消毒シタルモノノ外消毒乳若ハ殺菌等ノ名稱ヲ附シテ販賣スルコトヲ得ス
- 第二十九條 當該吏員ニ於テ牛乳、乳製品若ハ其ノ容器量器等ヲ取扱フ者ニ牛乳營業取締規則第十二條ニ掲タル疾病ノ疑アリト認ムルトキハ醫師ノ診斷ヲ受ケシムルコトアルヘシ
- 第三十條 牛乳營業者ハ牛乳ノ搾取及販賣高又ハ乳製品ノ製造及販賣高ヲ計算シ翌月五日迄ニ當廳ニ届出ツヘシ
- 第三十一條 法定代理人、保佐人ノ同意又ハ夫ノ許可ヲ取消サレタルトキハ第一條及第三條ノ認可ハ其ノ效力ヲ失フ
- 第三十二條 牛乳營業取締上必要ト認メタルトキハ牛乳搾取業者並牛乳請賣業者ニ對シ組合ヲ設ケシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ營業者ハ速ニ組合規約ヲ定メ當廳ニ届出テ認可ヲ受クヘシ其ノ組合區域又ハ規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 第三十三條 牛乳營業者カ休業六箇月以上ニ涉リ更ニ業務ヲ開始セムトスルトキハ當廳ニ届出テ營業所ノ検査ヲ受クルコトヲ要ス
- 第三十四條 全乳ニ在リテハ百分中三、〇分以上脱脂乳ニ在リテハ百分中〇、五分以上ノ脂肪量ヲ有スル牛乳ニアラサレハ營業ノ用ニ供スルコトヲ得ス
- 第三十五條 牛乳ノ搾取業者又ハ請賣業者ニシテ乳酪ヲ製シ

- 若ハ「クリーム」ヲ採取スル者ハ自家用ト販賣用トヲ問ハス其ノ製造及採取ノ方法ヲ詳記シ著手前當廳ニ届出ツヘシ
- 第三十六條 左ノ場合ニ於テハ認可ヲ取消シ若ハ其ノ營業ヲ停止スルコトアルヘシ
 - 一 土地ノ狀況ニヨリ公害アリト認メタルトキ
 - 二 管理不行届ニシテ衛生上有害ト認メタルトキ
 - 三 牛乳搾取所、乳製品製造所及牛乳販賣所(請賣ヲ)ノ牛乳取扱室ニシテ正當ノ事由ナク落成期日ヲ經過セシトキ
 - 四 牛乳搾取所、乳製品製造所及牛乳販賣所ノ牛乳取扱室ノ修繕又ハ掃除ヲ命セラレ之ニ應セサルトキ
 - 五 牛乳營業取締規則又ハ本則ニ違反シ處分ヲ受ケタルモ尙改悛ノ情狀ナシト認メタルトキ
 - 六 焼失又ハ崩壞ニ罹リ二十日以内ニ改築ヲ願出サルトキ
- 第三十七條 本則ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
- 第三十八條 牛乳營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第一様式 (半紙半面)
- 第三十九條 本令ハ明治四十二年十一月五日ヨリ施行ス
- 第四十條 本則施行ノ際現存スル牛乳搾取所又ハ乳製品製造所ニシテ其ノ構造設備本則第二條第九條及第十條ノ制限ニ適セサルモノハ明治四十五年十二月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス但シ土地ノ狀況ニ依リ必要ト認メタルトキ又ハ焼失崩壞ニ罹リタルトキハ本條ノ期限内ト雖本則第九條第十條ノ制限ニ依リ改修ヲ命スルコトアルヘシ
- 第四十一條 本則施行ノ際現ニ牛乳請賣業ヲ爲ス者又ハ牛乳搾取業者ニシテ別ニ販賣所ヲ有スル者ハ本則第三條ニ依リ明治四十三年六月三十日迄ニ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 牛乳營業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得
- 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

検査番號	名
稱	産地

第十六類衛生 第六章 飲食物

種	類	前所有者
毛	色	住所氏名
年	齡	搾取所ニ牽入 レタル年月日
特	徴	備考
病	歴	

備考欄ニハ賣却譲與交換放牧預リ支所移分曉斃死搾取禁止使用廢止等ノ事項及年月日ヲ記入スヘシ

第二樣式

(木製) 竪三寸五分 横二寸五分

警第何 號

牛乳配達人標札	住所	名
牛乳營業者	住所	姓
		名

裏

所轄警察署烙印

警察署 警察分署

●牛乳營業取締規則第五條ノ適用方

(明治三十六年六月二十日) (總訓第五十六號)

明治三十三年內務省令第十五號牛乳營業取締規則第五條ノ適用方ニ關シ左ノ通內務大臣ヨリ訓令之レ有リ此旨心得ヘシ

右訓令ス

明治三十三年四月內務省令第十五號牛乳營業取締規則第五條ノ適用方左ノ通心得ラルヘシ

結核ニ付テ第五條ヲ適用スルハ檢診上左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル

- 一 乳房結核
- 一 重症肺結核
- 一 汎發結核

一前各號ノ外著シク營養ヲ損害セル結核諸症

第七章 獸肉、化製 屠場法施行細則

(明治四十一年十月二十日) (縣令第八十八號)

屠場法施行細則左ノ通之ヲ定ム

屠場法施行細則

第一條 屠場ニ關シテハ屠場法、屠場法施行規則、屠場ノ構造設備標準ニ依ルノ外尙ホ本則ニ從フヘシ

第二條 屠場法、屠場法施行規則、屠場ノ構造設備標準及本則ニ依リ當廳ニ差出スヘキ願届書ハ總テ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

未成年者禁治產者準禁治產者又ハ妻ノ願届書ニハ法定代理人保佐人又ハ夫ノ連署ヲ要ス

第十六類 衛生 第七章 獸肉、化製

法人ノ願届書ハ其ノ代表者之ヲ差出スヘシ

第三條 屠場設立ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ詳具シタル願届書ヲ當廳ニ差出スヘシ 設立許可ノ後屠場ヲ改築シ若ハ左記各號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ當廳ノ許可ヲ受クヘシ 但シ第一號及第二號ノ事項ヲ變更スル場合ニ於テハ之ヲ届出ツヘシ

- 一 屠場主ノ住所族籍姓名生年月日 (法人ニ在リテハ代表ヲ添付シ又市町村ノ設立ニ在リテハ決議録ヲ添付スヘシ)
- 二 屠場ノ名稱
- 三 屠場ノ位置(郡、市、町、村、字、番地)及周圍六十間以内ニ於ケル建築物其ノ他土地ノ狀況ヲ示セル圖面
- 四 屠場ノ敷地建物ノ坪數竝ニ敷地内ニ於ケル建築物汚物溜血液溜等ノ構造仕様書及縮尺百分ノ一建築圖面(變更ノ部分ハ朱記スヘシ)
- 五 資本總額(法人ニ在リテハ資本拂込額)
- 六 工事費豫算額
- 七 一日ノ屠殺豫定數(牛、馬、羊、豚ヲ區別ス)
- 八 著手及落成期日

第四條 前條ノ工事落成シタルトキハ當廳ニ届出テ検査ヲ受ケ認可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第五條 左ノ場合ニ於テハ第三條ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十六類 衛生 第七章 獸肉、化製

- 一 著手期日ヲ經過シ工事ニ著手セサルトキ
 - 二 落成期日ヲ經過シ竣成セサルトキ
 - 三 燒失又ハ崩壞ニ罹リ二ヶ月以内ニ改築ヲ願出テサルトキ
 - 四 前條ノ認可ヲ受ケタル日ヨリ二ヶ月以内ニ屠場ヲ開始セサルトキ
- 第六條** 法定代理人及保佐人ノ同意又ハ夫ノ許可ヲ取消サレタルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ効ヲ失フモノトス
- 第七條** 用水ハ飲料ニ適合スルモノヲ用ユヘシ
- 第八條** 居室其ノ他各室ノ用途ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ當廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 第九條** 屠場法施行規則第二條ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ双方運署ノ上當廳ニ願出ツヘシ
- 第十條** 他人ノ屠場ヲ借受ケ屠畜業ヲ營マムトスル者ハ屠場主ト連署ノ上當廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
- 第十一條** 屠場主ニシテ自ラ屠畜業ヲ營マムトスル者ハ當廳ニ願出ツヘシ
- 第十二條** 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ之ヲ當廳ニ願出ツヘシ但シ第一號ノ場合ニ在リテハ戸主又ハ家族ヨリ第二號ノ場合ニ在リテハ第二條第二項及第三項ノ届出義務者ヨリ之ヲ届出ツヘシ
- 一 屠場主又ハ屠畜業者死亡シ若ハ所在不明トナリタルトキ
- 第十三條** 屠畜業者ハ屠殺ニ關係アル者ノ名簿ヲ調製シ異動ヲ生シタルトキハ直ニ之ヲ加除スヘシ
- 第十四條** 屠殺ニ關係アル者ハ左記各號ノ事項ヲ遵守スヘシ
- 一 屠殺其ノ他ノ方法ニ關シ検査員ノ指揮命令ニ從フコト
 - 二 就業中ハ糞リニ喫咽飲食ヲナシ又ハ放歌口論喧嘩等ノ行爲アルヘカヲサルコト
 - 三 就業中ハ清潔ナル一定ノ帽子及被服ヲ著用スルコト但シ屠手ハ白色其ノ他ノ者ハ淺黄色トス
- 第十五條** 當該吏員ハ前條第三號ノ帽子及被服ニシテ不潔ト認ムルモノアルトキハ其ノ使用ヲ停止又ハ廢止セシムルコトヲ得
- 第十六條** 當該吏員ハ屠殺ニ關係アル者ノ技能不熟練ナルカ又ハ怠慢其ノ他不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ其ノ就業

ヲ禁スルコトヲ得

- 第十七條** 検査ハ毎日(大祀令節及國祭ノ日ヲ除ク)午前八時ニ始マリ正午十二時ニ終ルモノトス但シ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルヘシ
- 第十八條** 艦船供給其ノ他豫期スヘカラサル臨時屠殺ノ必要ヲ生シタル場合又ハ屠場法施行規則第三條第二號ニ依リ屠殺シタル場合ハ屠畜検査員ノ許可ヲ受ケ前條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得
- 第十九條** 屠畜業者屠殺ヲ爲サムトスルトキハ第一號様式ノ書面ヲ検査員ニ差出シ検査ヲ受クヘシ但シ屠肉量ハ屠殺後ニ記入スヘシ
- 第二十條** 屠殺セムトスル獸畜ハ検査了前一时间迄ニ屠場ニ率入ルヘシ但シ特ニ検査員ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十一條** 屠殺ノ爲率來ル獸畜ハ途中疾驅セシムヘカラス
- 第二十二條** 屠場ニハ屠殺ニ必要ナル時間ノ外獸畜ヲ繋留スヘカラス
- 第二十三條** 屠殺ノ爲率入レタル獸畜ハ直ニ所定ノ繋留所ニ堅固ニ繋キ若ハ鎖鋼シ之ヲ奔逸セシムヘカラス
- 第二十四條** 獸畜ハ検査員ノ検査ヲ受ケタル後ニアラサレハ之ヲ居室ニ率入ルコトヲ得ス
- 第二十五條** 屠場法施行規則第三條第一號ノ場合ニ於テハ屠殺解體ノ場所日時及屠肉其ノ他ノ處分方法ヲ詳具シ獸醫ノ
- 診斷書ヲ添ヘ豫メ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 前項ノ處分方法ニシテ不適當ト認ムルモノアルトキハ之ヲ變更セシムルコトアルヘシ
- 第二十六條** 屠場法施行規則第三條ニ依リ屠殺シタル場合ニ於テハ其ノ場所及汚染シタル物件ニ對シ清潔方法及消毒方法ヲ行フヘシ
- 第二十七條** 屠場法施行規則第三條第二號ノ獸畜ヲ解體セムトスルトキハ種類、産地、年齢、毛色性及屠殺ノ事由場所日時ヲ詳具シ検査員ニ差出スヘシ
- 検査員前項ノ獸畜食用ニ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ解體ヲ禁止スルコトヲ得
- 第二十八條** 屠畜業者ハ屠場法施行規則第九條第一項ノ烙印ヲ受ケタル獸畜アルトキハ直ニ其繋留所ヲ検査員ニ届出ツヘシ其ノ異動ヲ生シタルトキ亦同シ
- 第二十九條** 検査員ハ器具及場内ノ清潔方法不充分ナリト認ムルトキハ屠殺又ハ解體ヲ停止スルコトヲ得
- 第三十條** 屠畜屠肉及内臓外皮骨其ノ他運搬用ノ獸畜竝ニ車輛ハ所定ノ場所以外ニ放置若ハ繋留スルコトヲ得ス
- 第三十一條** 屠肉運搬容器ハ蓋アル木製ノ箱車トシ内部ハ亞鉛板ヲ張り液汁ノ滲漏セサル構造トナスヘシ内臓外皮骨類ノ運搬容器亦同シ
- 前項ノ容器ハ使用前及毎年二月八月ノ兩期所轄警察官署ノ検査ヲ受クヘシ

第十六類 衛生 第七章 獸肉、化製

病名	種別		洋種牛	雜種牛	和種牛	馬	犢	羊	豚	計
	性	別								
病										
何										
同										
同										
合	計									

年 月 日

警察部長宛

屠畜検査手数料

(明治三十九年八月十一日) 縣令第四十五號

(沿革) 明治四一年四月縣令第三七號改正

屠畜検査手数料左ノ通之ヲ定ム

- 一、牛、馬 壹頭ニ付 金貳拾錢
- 一、犢、羊、豚 壹頭ニ付 金拾錢

前項ノ手数料ハ前月分ヲ翌月十日限り徴收ス
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

獸肉販賣取締規則

(明治二十七年二月二十六日) 縣令第十號

(沿革) 明治三四年四月縣令第三三號改正

獸肉販賣取締規則左ノ通之ヲ定ム

- 第一條 本則ニ於テ獸肉ト稱スルハ食料ニ供スル獸類ノ筋肉及内臓ヲ謂フ
- 第二條 獸肉ヲ販賣セントスル者ハ屬籍住所氏名及賣肉ノ種別ヲ記シ管轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第三條 獸肉販賣者改氏名、廢業、轉居又ハ賣肉ノ種別ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ管轄警察官署ニ届出ツヘシ

第四條 獸肉(内臓ヲ除ク)ハ警察官吏又ハ警察獸醫ノ爲シタル検査アルモノニアラサレハ販賣スルコトヲ得ス

第五條 馬肉ヲ販賣スル店舗ニ於テ他ノ獸肉ヲ販賣スルトキハ其置場ヲ異ニシ其場所毎ニ獸名ヲ掲ケ置クヘシ

第六條 二種以上ノ獸肉ヲ販賣スル店舗ニ於テハ獸名ヲ明示セシ又ハ購買者ノ承諾ヲシテ二種以上ノモノヲ混合シテ販賣スルコトヲ得ス

第七條 獸肉ハ清潔ナル麻布綿布其他相當ノモノヲ以テ塵埃及蚊蠅ヲ防クヘシ

第八條 獸肉ヲ運搬スル容器ニハ清潔ナル上覆ヲ爲スヘシ

第九條 獸肉置場ノ地盤ハ洗滌シ得ヘキ構造ト爲シ該置場及肉俎其他使用器具ハ清潔ニ掃除ヲナスヘシ

第十條 獸肉ヲ販賣スル店舗ハ其賣肉ノ種別ヲ記シタル看板ヲ店頭ニ掲クヘシ

第十一條 獸肉配達人又ハ行商人ハ其住所氏名及賣肉ノ種別ヲ記シタル標札ヲ製シ管轄警察官署ノ検査ヲ受ケ之ヲ携帯スヘシ但シ雇人ハ其雇主ノ住所氏名及雇人タルコトヲ併記スヘシ

第十二條 警察官吏又ハ警察獸醫ハ臨時獸肉ヲ検査シ食用ニ適セスト認ムルトキハ其販賣ヲ差止ムヘシ

第十三條 本則第二條第三條第四條第五條第六條第十一條ヲ犯シタル者又ハ第七條第八條第九條第十條ニ違ヒ官ノ督促ニ從ハサル者又ハ第十二條ノ検査ヲ拒ミ又ハ差止メタル獸

肉ヲ販賣シタル者ハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五十錢以上壹圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

第十四條 本則ハ明治二十七年四月一日ヨリ施行ス

第十五條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

附則 明治十五年四月甲第六十六號布達食料獸肉検査規則ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

第十六條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

第十七條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

第十八條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

第十九條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

第二十條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

第二十一條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

第二十二條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

第二十三條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

第二十四條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

第二十五條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

第二十六條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

第二十七條 從來ノ獸肉販賣者ハ本則施行ノ日ヨリ三日以内ニ第二條ノ手續ニ依リ届出又ハ獸肉置場ニシテ本則第九條ニ牴觸スルトキハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ改築スヘシ

獸肉販賣取締規則執行心得

(明治二十七年三月三十一日) 總訓第五三號

(沿革) 明治三一年一二月總訓第二〇九號、大正二年二月訓令第四號改正

獸肉販賣取締規則執行心得左ノ通之ヲ定ム

- 第一條 規則第二條ニ依リ届出タル者アルトキハ其届出ノ各事項ヲ原簿ニ記載シ開業ノ上ハ速ニ其店舗ヲ實檢シテ違犯ヲカラシムヘシ
- 第二條 規則第三條ニ依リ届出タル者アルトキハ原簿ノ訂正ヲ爲スヘシ但シ所轄外ヨリ轉居シタル者アルトキハ元管轄警察官署へ通報スヘシ

第十六類 衛生 第七章 獸肉、化製

第三條 狩獵捕獲シタル野獸ノ肉ヲ販賣セントスル者又ハ他府縣ヨリ獸肉ヲ輸入シタル者アルトキハ其近接ノ屠獸場又ハ適宜ノ場所ニ於テ検査ヲ受ケシメ其員數等ハ左ノ様式ニ依リ每一ヶ月分取纏メ翌月五日迄ニ〔警部長〕ニ報告スヘシ

何月中獸肉検査表		何警察署(分署)		
發地名	検査場所及 検査願人	肉種	斤量 頭數	許否 不許可ノ斤 量及其事由

第四條 規則第五條ニ依リ獸肉ノ置場竝ニ切肉ヲ陳列シタル場所ニ掲クル獸名ハ木札ヲ以テ之ヲ製シ購買者ヲシテ見易カラシムヘシ

第五條 規則第七條ニ相當ノモノトアルハ硝子戸ヲ簾タル棚ノ如キモノヲ云フ

第六條 規則第九條ニ洗滌シ得ヘキ構造トアルハ左ノ方法ニ依ルモノヲ云フ但シ第一項ニ依リ難キモノハ第二項第三項ノ構造ニ依ラシムルコトヲ得

一 石煉化石コンクリート漆喰

二 厚板
三 亞鉛又ハ鐵業板

第七條 規則第十條ノ看板ハ其獸名ヲ明記シテ見易キ所ニ掲ケシムヘシ

第八條 規則第十一條ノ標札ハ左ノ寸法ニ依リ調製セシメ廢業若クハ他ノ警察官署所轄内ヘ轉居シタルトキハ其標札ニ與ヘタル檢印ノ消却ヲ受ケシムヘシ

第何號

署 (牛) 署 (馬) 署 (何)

肉 (行商) 肉 (配達)

住所 氏名

雇人ナレハ其雇主ノ氏名住所ヲ肩書スルコト

第九條 獸肉販賣店舖ニハ時々臨檢視察スヘシ

第十條 不良ノ獸肉ヲ發見シタルトキハ之ヲ寸斷シタル上灰又ハ炭末ヲ撒布シテ塞却セシムヘシ其肥料ニ供セン爲直チニ厩園等ノ内ヘ投棄スルトキハ灰又ハ炭末ヲ撒布セサルモ妨ケナシ

第十一條 從來ノ獸肉販賣者ヨリ規則第十六條ニ依リ届出タルトキハ其各事項ヲ記載シテ原簿ヲ調製スヘシ又獸肉置場ノ改築ヲ了リタルトキハ之カ適否ヲ實檢スヘシ

輸出肉類肉製品又ハ罐詰等 證明出願方

(明治四十三年四月十二日) 告示第四百四號

北米合衆國並同國領内ニ肉類肉製品又ハ罐詰其ノ他之ニ類スル物ノ輸出ヲ爲サムトスル者ニシテ純良食品タルノ證明ヲ請ハムトスル者ハ左記様式ニ依リ所轄警察官署ヲ經由シ願書ヲ該品製造者手前當廳ニ提出スヘシ

(様式) 食品検査證明願 一 牛肉罐詰(又ハ何々)

製造所 何所
製造人 何誰
製造方法 何々
製造期間 自何年何月何日至何年何月何日
右ハ今回北米合衆國(又ハ同國領)へ輸出致度候ニ付御検査ノ上純良品證明書御下附被成下度尤供試品中一個タリトモ不純良品御發見ノ節ハ其全部ヲ御廢棄相成候モ聊異議無之候此段相願候也

住所 職業
願人 氏名

知事宛 第十六類 衛生 第七章 獸肉、化製

米國輸出用肉類其ノ他検査 規程

(明治四十三年四月十三日) 廳訓第九號

米國輸出用肉類其ノ他検査規程 第一條 明治四十三年四月神奈川縣告示第四百四號ニ依リ食品ノ検査ヲ願出ツル者アルトキハ隨時衛生技術員及警察官ヲ其ノ製造場ニ臨檢セシムヘシ

第二條 衛生技術員及警察官ハ左記事項ヲ検査スヘシ 一 牛肉中ニ馬肉ヲ混シ又ハ牛肉ト稱シテ馬肉ヲ用キ其ノ他詐欺的行爲アラサルヤ

二 屠場ニ於テ屠畜検査員ノ検査シタル證明アル獸肉ナリヤ

三 防腐劑其ノ他有害物ヲ混スルコトナキヤ

第三條 検査施行ノ上純良製品ト認メタルトキハ其ノ各個ニ對シテハ左記第一號様式ノ検査濟證紙ヲ貼付シ又其ノ同種類製品ノ一團ニ對シテハ厚紙製ニテ第二號様式ノ検査證明書ヲ附與スヘシ

第四條 本規程ニ依リ検査ニ要スル費用ハ縣費衛生及病院費衛生諸費衛生検査費ヨリ支出スヘシ (様式)別紙ノ通り

右訓令ス

(別紙ハ略之)

病死禽獸及河豚生肉販賣禁止ノ件

(明治十五年二月十六日) 布達甲第二十七號

(沿革) 明治三十二年一月縣令第四七號改正

病死ノ禽獸及河豚生肉食料ノ爲メ販賣候儀ハ禁止候條此規則ニ背クモノハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五拾錢以上壹圓五拾錢以下ノ科料ニ處ス此旨布達候事

獸屍取締規則

(明治三十八年十二月二十六日) 縣令第五十八號

(沿革) 明治四一年九月縣令第七八號改正

獸屍取締規則左ノ通之ヲ定ム

獸屍取締規則

- 第一條 本則ニ於テ獸屍ト稱スルハ牛馬羊豕犬ノ屍體ヲ謂フ但シ屠獸取締規則ニ依リ屠殺シタル獸屍ニ適用セズ
- 第二條 食料ノ目的ヲ以テ獸屍及其ノ筋肉、内臟ヲ賣買授受スルコトヲ得ス
- 第三條 獸屍及其ノ臟骨生皮ハ所有者又ハ管理者ニ於テ處分スヘシ但シ其ノ所有者管理者不明ノ者ハ發見地ノ市町村ニ於テ處分スヘシ

第四條 獸屍ハ化製場支解室以外ニ於テ解體スルコトヲ得ス但シ所轄警察官署ノ認可ヲ得タルモノ又ハ裁判上鑑定ノ爲メ剖檢ヲ要スルトキハ此ノ限リニ在ラス

第五條 牛馬ノ斃死シタルトキ又ハ撲殺セムトスルトキハ其所轄警察官署ニ届出ヘシ但シ所轄警察官署ニ於テ檢按書又ハ診斷書ノ必要ヲ認メサルトキハ此限リニ在ラス

第六條 獸屍及其ノ臟骨生皮ヲ發見シタル者ハ直ニ所有者又ハ管理者ニ通告シ若ハ所轄警察官署巡查派出所又ハ巡査駐在所ニ届出ヘシ

第七條 獸屍及其ノ臟骨生皮ノ處分方法ハ警察官署ノ認可ヲ受クヘシ但シ市町村ノ義務ニ屬スルトキハ所轄警察官署ニ協議ノ上處分スヘシ

第八條 化製ニ付スルカ又ハ獸屍捨場ニ埋瘞スルトキハ前項ノ手續ヲ要セス

第九條 獸屍及其ノ臟骨生皮ヲ運搬スルトキハ運搬車又ハ適當ノ物品ヲ以テ能ク全部ヲ包裹シ汚物ノ漏泄ヲ防クヘシ獸屍ヲ埋瘞スルニハ其ノ坑穴ノ深サハ牛馬ニ在リテハ六尺以上其ノ他ノモノ及哺乳中ノ駒、犢ハ四尺以上トス

第十條 牛馬ノ屍體ヲ埋瘞セシ場所ハ三年間其ノ他ノモノ及哺乳中ノ駒、犢ヲ埋瘞セシ場所ハ二年間發掘若ハ使用スルコトヲ得ス但シ所轄警察官署ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限リニ在ラス

第十條 本則第二條第四條第五條第六條第八條第九條第三條本文及第七條第一項本文ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第十一條 本則ハ明治三十九年二月一日ヨリ施行ス

魚獸化製取締規則

(明治三十三年十二月五日) 縣令第六十九號

(沿革) 明治三十四年四月縣令第三二號、三十五年三月同第二二號改正

魚獸化製取締規則左ノ通之ヲ定ム

魚獸化製取締規則

- 第一條 本則ニ於テ化製ト稱スルハ魚獸ノ骨肉、内臟、血液、皮等ニテ脂肪、生皮、熱皮、膠、肥料等ヲ製造スルヲ云フ
- 第二條 化製ハ許可ヲ受ケタル化製場ニ非レハ之ヲ爲スコトヲ得ス
- 化製場ニ於テハ支解室ヲ設ケ廢獸ノ撲殺又ハ魚獸屍ノ支解ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 化製場ヲ設置セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具備シ化製場建設地ノ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ願出許可ヲ受クヘシ
 - 一 原籍、住所、氏名、年齢
 - 二 建設地ノ地名、地番號並其ノ地所及周圍ノ圖面
 - 三 構造ノ仕様書及其ノ圖面
 - 四 落成ノ期日

第十六類 衛生 第七章 獸肉、化製

第五條 化製ノ種類及其ノ方法

第四條 化製場ハ國道、縣道、鐵道、人家及學校、病院又ハ牛乳搾取場、屠獸場ヲ距ル六十間以内ノ場所ニ設置スルコトヲ許サス

第五條 化製場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 敷地ノ周圍ニハ高サ七尺以上ノ塀牆ヲ設ケルコト
- 二 建物ノ屋根ハ瓦又ハ金屬ヲ以テ覆葺スルコト
- 三 建物内ノ地盤ハ石、煉瓦石、「コンクリート」、漆喰敲キ、土瀝青又ハ厚サ一寸以上ノ板ヲ以テ汚水溝マテ敷設シ適宜ノ勾配ヲ付スルコト
- 四 建物内ノ側壁ハ六尺以下ハ石、金屬又ハ煉化石、土瀝青若ハ厚サ一寸以上ノ板ヲ以テ張付クルコト但シ板ヲ用フルモノハ「ペンキ」ヲ塗布スヘシ
- 五 竈ハ石又ハ煉化石ヲ以テ作り蓋蓋ハ金屬若ハ厚サ一寸以上ノ板ヲ用キ且ツ釜中ヨリ蒸騰スル臭氣ハ竈内ニ導ク裝置ヲ爲スコト
- 六 汚水溝ハ石、煉化石、土瀝青又ハ陶管若ハ厚サ一寸以上ノ板ヲ以テ之ヲ作り汚水溜ニ取付クルコト
- 七 汚水溜及汚物溜ハ石、煉化石、土瀝青、「コンクリート」又ハ漆喰敲キ若ハ厚サ一寸以上ノ板ヲ以テ之ヲ作り適當ノ蓋覆ヲ爲シ且ツ其ノ周圍ハ地盤ヨリ高サ三寸以上ニ爲シ雨水ノ流入ヲ防クコト

第六條 支解室ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

第十六類 衛生 第七章 獸肉、化製

- 一 化製場ノ一部ヲ墻壁ヲ以テ區畫スルカ若ハ別ニ一棟ヲ設クルコト
- 二 地盤側壁及汚水溜ノ構造ハ第五條ノ制限ニ依ルコト
- 第七條 化製場ノ工事落成シタルトキハ使用前其ノ所在地ノ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出テ検査ヲ受クヘシ
- 第八條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ三日以内ニ化製場所在地ノ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出ヘシ
 - 一 化製ノ開始又ハ廢止シタルトキ
 - 二 化製場ヲ賣買讓與シタルトキ
 - 三 住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキ
- 第九條 化製場ヲ増築、改修、移轉若ハ化製ノ種類、又ハ其ノ方法ヲ變更セントスルトキハ所轄警察官署ヲ經テ縣廳ニ届出テ許可ヲ受クヘシ
- 第十條 化製場ニ於テ支解室外ニテ支解又ハ撲殺ヲ爲シ又ハ化製場外ニ於テ化製物ヲ曝露シ又ハ之カ荷造リスルコトヲ得ス
- 第十一條 化製場ニ於テ獸類ヲ撲殺シ又ハ魚獸屍ノ支解ヲ爲サムトスルトキハ豫メ化製場所在地ノ所轄警察官署又ハ巡查駐在所ニ届出ヘシ
- 第十二條 化製場ニ於テ化製ヲ終ヘサル筋肉内臟ハ縱横ニ亂截シテ全部ニ粗製石炭酸水若ハ石油ヲ撒布シタル上ニ非サレハ場外ニ出スコトヲ得ス
- 第十三條 化製ノ原料ヲ運搬シ又ハ之ヲ貯藏スルニハ汚液ノ

- 第十四條 化製場ノ地盤、側壁及器具ハ時時清潔ニ之ヲ洗滌シ且ツ汚水溝、汚水溜及汚物溜ハ常ニ掃除シテ汚水及汚物ノ充溢スルコトナカラシムヘシ
- 第十五條 支解室ヲ有スル化製場ニ於テハ廢獸ノ撲殺又ハ魚獸屍支解ノ依頼ヲ受ケタルトキハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十六條 當該吏員検査ノ爲化製場ニ出張シタルトキハ其ノ指示ニ從フヘシ
- 第十七條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消シ又ハ其ノ使用ヲ停止若ハ禁止スルコトアルヘシ
 - 一 化製場設置ノ認可ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ落成期日ヲ經過シタルトキ
 - 二 化製場ノ修繕又ハ掃除ヲ命セラレ之ニ應セザルトキ
 - 三 化製場ニ於テ魚獸ノ筋肉内臟ヲ食料トシテ販賣授與シタルトキ
- 第十八條 本則第二條第三條第五條乃至第十五條ニ違背シ又ハ第五條第五號ノ裝置ヲ爲サシテ化製ヲ爲シタル者ハ十日以下ノ拘留又ハ壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處ス
- 附則
- 第十九條 本則施行前許可ヲ受ケタル化製場ハ明治三十四年三月三十日迄ニ本則第二條ニ依リ届出更ニ許可ヲ受クヘシ其ノ手續ヲ爲ササルモノハ許可ノ效ヲモフモノトス

- 第二十條 漁獵者其ノ漁獲セシ生魚ヲ以テ魚油及搾粕ヲ製造スルモノ竝農家ニ於テ自家用ノ爲魚肥ヲ製造スル者ニ對シテハ本則ヲ適用セス
- 第二十一條 明治三十一年八月神奈川縣令第三十八號ハ廢止ス

第八章 傳染病

●傳染病豫防法令施行細則

(明治三十一年三月十九日) 縣令第十號

傳染病豫防法令施行細則左ノ通り之ヲ定ム

- 第一條 傳染病豫防ニ付テハ傳染病豫防法及傳染病豫防法施行規則並ニ清潔方法消毒方法ニ依ルノ外尙ホ此ノ細則ニ從フヘシ
- 第二條 醫師傳染病患者ヲ診斷シ若ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキ其ノ家人ニ指示スヘキ豫防消毒方法ハ左ノ各項ニ依ルヘシ
 - 一 患者若ハ死體ハ健康者ト隔離スルコト
 - 二 看護人ヲ定メ及家人ノ外出セサルコト
 - 三 患者ニ用キタル物品ハ他ノ物品ト混同セサルコト
 - 四 患者ノ排泄物及之レヲ受ケタル器物又ハ病毒付著ノ處アル衣服布片等ヲ消毒スルコト
- 第三條 醫師ハ傳染病患者ノ自宅治療ヲ托セラレタルトキハ

第十六類 衛生 第八章 傳染病

- 時々該患者ヲ往診スルト同時ニ其ノ豫防消毒方法ノ行否ヲ觀察スヘシ但シ該患者快復期ニ赴キタルトキ又ハ醫師缺乏ノ地方ニ該患者多數發生シタル場合ハ此ノ限りニ在ラス
- 第四條 醫師傳染病患者ノ診斷若ハ其ノ轉歸又ハ其ノ死體檢案ヲ届出ルトキハ別記一號乃至三號書式ニ依ルヘシ
- 第五條 醫師ハ他ノ醫師ニ於テ診斷シタル傳染病患者ノ治療ヲ更ニ托セラレタルトキハ別記四號書式ニ依リ三日以内ニ届出ヘシ但シ對診ノ場合ハ此ノ限りニ在ラス
- 第六條 醫師ハ傳染病患者ノ診斷若ハ治療又ハ其ノ死體ノ檢案ヲ要求セラレタルトキハ故ナク之ヲ拒ムヲ得ス
- 第七條 傳染病又ハ其ノ疑アル患者若ハ其ノ死體アリタル家ヨリ届出ヲ爲ストキハ書面又ハ口頭ヲ以テ其ノ患者死者ノ氏名竝ニ其ノ症狀ノ大要ヲ申告スヘシ
- 第八條 途上其ノ他ニ於テ傳染病又ハ其ノ疑アル患者若ハ其ノ死體ヲ發見シタル者ハ直チニ検査委員警察官吏市町村長又ハ豫防委員ニ届出ヘシ
- 第九條 郡市長警察署長分署長ハ其ノ所管内ニ於テ傳染病流行ノ兆アリト認ムルトキハ其ノ狀況ヲ具シテ速ニ知事ニ報告スヘシ但シ傳染病豫防法第一條ニ掲クル八病ノ外同法ニヨリ豫防方法ノ施行ヲ必要ト認ムル傳染病流行ノ兆アルトキ亦同シ
- 第十條 郡市長警察署長分署長ニ於テ傳染病ノ發生若ハ其ノ轉歸ノ報告ハ別記五號又ハ六號書式ニ依リ其ノ翌日限り知

第十六類 衛生 第八章 傳染病

九二

事ニ提出スヘシ但シ虎列刺發疹登扶斯「ベスト」發生ノ場合ハ電報又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ直ニ報告シ更ニ本條ノ書式ニ依リ報告スヘシ

第十一條 検査委員警察官吏又ハ郡吏員ニ於テ傳染病又ハ其ノ疑アル患者若ハ死體アルコトヲ知リタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ地ノ醫師ヲ派遣シ若ハ縣廳ニ醫師ノ派遣ヲ請求シテ更ニ診斷若ハ檢案セシムルコトヲ得

第十二條 警察官吏郡吏員ニ於テ傳染病患者ノ發生又ハ轉歸ノ届出又ハ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ臨檢シ市町村吏員ヲ指示シテ豫防消毒方法ヲ施行セシムヘシ

第十三條 前條ノ場合ニ於テ郡役所又ハ警察官署ニ遠隔ノ町村ハ町村長ニ於テ其ノ地所在ノ巡查ニ通知シ直ニ豫防消毒方法ヲ施行シ郡役所又ハ警察官署ニ報告スヘシ

郡役所又ハ警察官署ハ前項ノ報告ヲ受ケ必要アリト認ムルトキハ臨檢シテ其ノ施行ノ完否ヲ監察スヘシ

第十四條 傳染病患者ハ警察官吏市町村長又ハ豫防委員ニ於テ其ノ家屋若ハ土地ノ狀況及交通ノ取締等行届キ病毒傳播ノ虞ナシト認ムルモノニ限り自宅治療ヲ爲サシムヘシ

第十五條 傳染病患者自宅治療ノ場合ニ於テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 病室ハ醫師警察官吏市町村長又ハ豫防委員ノ指定ニ從フコト

第十七條 自宅治療ノ患者ニシテ警察官吏市町村長豫防委員ニ於テ第十五條ノ事項ヲ遵守セス爲ニ他ニ病毒傳播ノ虞アリト認ムルトキハ即時傳染病院又ハ隔離病舎ニ入ラシムヘシ

第十八條 傳染病患者ヲ傳染病院又ハ隔離病舎ニ入レ又ハ健康者ヲ隔離所ニ入ルヘキ場合ニ於テ衣服藥品其ノ他ノ物品ヲ携帯セムトスルトキハ警察官吏市町村長又ハ豫防委員ノ承認ヲ受クヘシ

第十九條 傳染病患者又ハ健康者ヲ移送シ若ハ其ノ死體又ハ病毒汚染ノ物品ヲ運搬スルトキハ途上取締ノ爲巡查ヲ附スヘシ但シ警察官吏ニ於テ其ノ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限りニ在ラス

第二十條 警察官吏市町村長又ハ豫防委員ハ左ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ一時患者ノ移送ヲ停止スルコトアルヘシ

一 患者危篤ニシテ途上死亡ノ虞アルトキ
二 炎熱ノ時間嚴寒ノ夜又ハ暴風雨若ハ降雪中ニシテ病體ニ障害ヲ與フルノ虞アルトキ

第二十一條 本則第十四條乃至第二十條ノ場合ニ於テ検査委員又ハ郡吏員ノ臨檢シタルトキハ警察官吏ハ之レト協議ヲ爲シ市町村長又ハ豫防委員ハ其ノ指示ヲ受クヘシ

第二十二條 交通遮斷ノ家ニ於テ左ノ場合ニ該當スルトキハ検査委員若ハ警察官吏ノ認可又ハ指揮ヲ受クヘシ

第十六類 衛生 第八章 傳染病

九三

二 病室ニハ醫師看護人ノ外他人ノ交通ヲ絶ツコト但シ検査委員若ハ警察官吏ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

三 病室内ノ物品ハ充分ナル消毒方法ヲ施シタル上ニ非ラサレハ室外ニ出サハルコト

四 患者ノ排泄物患者ニ供シタル飲食物ノ殘餘病室内ノ塵埃其ノ他病毒汚染ノ物品ハ滲漏ノ虞ナキ容器ニ受ケ且ツ其ノ容器ニハ蓋覆ヲ設クルコト

五 前項ノ容器ニハ豫メ消毒藥ヲ入レ置キ排泄物其ノ他ヲ受クル毎ニ尙ホ消毒藥ヲ以テ之ヲ消毒スルコト

六 汚染物其ノ他焼却スヘキ物品ハ豫メ撰定シタル無害ノ場所ニ於テ焼却スルコト但シ患者ニ於テ焼却シ難キモノ又ハ焼却ノ餘地ナキ患者ハ之ヲ火葬場又ハ汚物焼却場ニ送り焼却スルコト

七 患者ニ供シタル飲食器及治療器具ハ使用ノ都度消毒スルコト

八 患者又ハ汚物ニ觸接シタルモノハ其ノ都度觸接シタル部分ヲ消毒スルコト

九 患者ノ沐浴シタル湯水ハ消毒ノ上無害ノ場所ニ棄却スルコト

第十六條 傳染病患者自宅治療中又ハ交通遮斷中ノ家ニハ警察官吏市町村長又ハ豫防委員時々出張シテ豫防消毒方法ノ行否ヲ周密ニ視察スヘシ

一 公用其ノ他止ムヲ得サル書類物品ノ出入ヲ要スルトキ
二 止ヲ得サル事情アリテ面會ヲ求ムルモノアルトキ又ハ外出セムトスルトキ
三 不健康者アリタルトキ

第二十三條 傳染病患者アリタル家又ハ交通遮斷ノ家ニ於テ左ノ事項ヲ生シタルトキハ市町村長ニ於テ相當ノ處置ヲ爲スヘシ

一 日常用務ノ處辨ヲ爲シ能ハサルトキ
二 稼業ニ従事シ得サル爲自活シ能ハサルモノアルトキ
三 全家隔離ノ爲家屋ノ保管者ナキトキ
四 患者ノ家族若ハ死者ノ遺族ニシテ養育者ナキトキ

第二十四條 交通遮斷ヲ施行スヘキ家屋ニシテ検査委員又ハ警察官吏ニ於テ患者發生ノ場所ニ關係ナク病毒傳播ノ虞ナシト認ムル箇所ハ區畫ヲ定メ家屋全部ノ遮斷ヲ施行セサルコトアルヘシ

第二十五條 交通遮斷ノ期日滿了セムトスルトキハ警察官吏市町村長ハ其ノ市町村ノ醫師ヲ立會セ健康者ヲ檢診スヘシ

第二十六條 自宅治療ノ患者又ハ交通遮斷ノ家ニ於テ其ノ患者全癒シ又ハ遮斷ノ期日滿了スルモ警察官吏市町村長若ハ豫防委員ニ於テ消毒方法ノ行否ヲ監視シ健康者ノ檢診ヲ了リタル後ニ非サレハ外出スルコトヲ得ス

第二十七條 醫師ヨリ患者治療ノ届出ヲ爲シ其ノ消毒方法ヲ施行シタル後ハ該患者ニ對シ交通ノ遮斷ヲ解除スルモノト

第二十八條 自宅治療ノ患者治療シタルトキ検査委員警察官吏市町村長又ハ豫防委員ニ於テ其ノ治療中周密ニ豫防消毒方法ヲ施行シ他ノ健康者ニ異狀ナシト認ムルトキハ其ノ消毒方法ノ施行後該患者ニ對シ直ニ遮斷ヲ解除スルコトアルヘシ

第二十九條 傳染病患者及其ノ死體ヲ他ニ移サムコトヲ願出ル者アル時ハ検査委員警察官吏市町村長又ハ豫防委員ニ於テ商議シ其ノ移轉先及移轉ノ事由ヲ調査シ支障ナシト認メタルモノニ限り之ヲ認可スヘシ但シ認可セムトスルトキハ豫メ其ノ移スヘキ地ノ警察官署ニ通知スヘシ

第三十條 傳染病豫防上他府縣ニ關係アルモノハ其ノ警察署長分署長ヨリ知事ニ申報シ他郡市ニ關係アルモノハ直ニ其ノ所在地ノ警察官署ニ通報スヘシ
前項ノ通報ヲ受ケタル警察官署ハ更ニ之ヲ市役所町村役場ニ通報スヘシ

第三十一條 醫師傳染病患者ヲ診斷シ又ハ其ノ死體ヲ検査スルトキハ豫防衣ヲ著シ其ノ使用シタル豫防衣醫療器具ハ毎回消毒スヘシ

第三十二條 消毒方法ニ從事スル吏員又ハ看護人若ハ患者死體汚物等ノ移送取片付ニ從事スル者ハ豫防衣ヲ着用スヘシ但シ豫防衣ハ使用後毎回消毒スヘシ

第三十三條 傳染病患者ノ死體ヲ埋葬セムコトヲ願出ルトキ

リ消毒スルコト

第三十八條 傳染病豫防法第十三條ノ場合ニ於テハ直ニ家屋ノ消毒交通ノ遮斷ヲ施行シ其ノ既ニ埋葬シタル死體ハ發掘ヲ要セスト雖棺ノ周圍ハ第二十七條第三項ニ依リ消毒スヘシ

第三十九條 市町村ニ於テハ市町村醫ヲ置キ検査豫防ノ醫務ニ從事セシムヘシ但シ郡部ニ於テハ之レヲ常置スルト臨時雇入ル、トハ町村會ノ議決ニ依ル

第四十條 市町村ニ於テハ左ノ標準ニ依リ傳染病豫防上必要ノ器具藥品及人夫ヲ設備スヘシ但シ所要ノ員數ハ所轄警察官署ト協議スヘシ

- 一 豫防衣
 - 一 パケツ
 - 一 如露
 - 一 蒸汽消毒器
 - 一 振風呂
 - 一 スプレー
 - 一 桶樽盥等
 - 一 擔架釣臺
 - 一 人夫
 - 一 結晶石炭酸及鹽酸生石灰石灰等
- 第四十一條** 消毒藥品中毒劇藥ニ屬スルモノハ鎖鑰ヲ備ヘタル戸柵又ハ箱ニ容レ置キ消毒用ニ調製シタルモノニ非ラサ

ハ醫師ノ届書ヲ調査シ支障ナキモノハ之ヲ認可シ若シ必要ト認ムルトキハ更ニ市町村ノ醫師ヲシテ之ヲ検査セシムヘシ

第三十四條 傳染病患者ノ死體ノ埋葬ハ死後二十五時間ヲ經過スヘカラス

第三十五條 傳染病患者ノ死體ヲ湯灌セムトスルトキハ警察官吏市町村長又ハ豫防委員ノ承認ヲ受ケ左ノ制限ニ依ルヘシ

- 一 湯灌ニ供スル湯ハ消毒藥ヲ以テスルコト
- 二 湯灌シタル湯水ハ無害ノ地ニ棄却シ其ノ物品ハ之ヲ燒却スルコト
- 三 消毒藥其ノ他ノ費用ハ自辨スルコト

第三十六條 傳染病患者ノ死體ノ土葬ハ警察官吏ニ於テ其ノ事情ヲ調査シ止ムヲ得サルモノニ非ラサレハ許可スヘカラス

第三十七條 傳染病患者ノ死體ヲ土葬セムトスルトキハ左ノ制限ニ依ルヘシ

- 一 墓地ハ特ニ其ノ許可ヲ得タル場所ニ限ル
- 二 墓地ノ面積ハ方六尺以上其ノ坑穴ノ深サ一丈以上トス
- 三 棺内ニ生石灰末石灰若ハ木灰ヲ撒布シテ死體ヲ填充シ棺ノ外圍ハ厚サ五寸以上生石灰末石灰若ハ木灰ヲ以テ包裹スルコト
- 四 三箇年以内ニ改葬スルトキハ棺ノ外圍ハ前第三項ニ依

レハ人夫等ニ交付スヘカラス

第四十二條 市町村ハ毎年二回以上上期節ヲ定メ溝渠下水便所塵芥及家宅ノ清潔方法ヲ施行スヘシ但シ傳染病流行ノ處アルトキハ其ノ期節ニ拘ハラス施行スヘシ

第四十三條 市町村ニ於テ傳染病院隔離病舎隔離所又ハ消毒所ヲ設置セムトスルトキハ別ニ定ムル所ノ標準ニ依リ知事ニ稟申シテ認可ヲ受クヘシ其ノ改築變更又ハ移轉ノトキ亦同シ但シ一時ノ假設ニ係ルモノハ此ノ限りニ在ラス

第四十四條 傳染病院隔離病舎隔離所又ハ消毒所ノ構造若ハ設備完全ナラサル爲知事ニ於テ治療上ニ障害アリ若ハ病毒傳播ノ虞アリト認ムルトキハ改築修繕ヲ命シ又ハ之レカ使用ヲ停止スルコトアルヘシ

第四十五條 普通病院ニシテ傳染病又ハ其ノ疑アル患者ヲ收容スルモノニ對シテハ第四十三條第四十四條ヲ適用ス

第四十六條 諸官廳及官立ノ學校病院製造所並ニ陸海軍所屬ノ部隊軍艦等ニ傳染病發生シ若ハ發生ノ虞アリテ其ノ豫防方法ノ施行上ニ付知事ニ於テ該首長ヨリ協議ヲ受ケタルトキハ其ノ市町村ヲシテ之レカ豫防方ヲ施行セシムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ市町村ハ之カ爲特ニ要シタル費用ヲ其ノ首長ニ請求スルコトヲ得

第四十七條 郡長検査委員警察署長分署長ニ於テ傳染病豫防法第十九條第一項第五項第七項及第八項ノ施行ヲ必要ト認

第十六類 衛生 第八章 傳染病

ムルトキハ市町村長ヲ指示シテ直ニ施行セシメ其ノ事由ヲ知事ニ報告スヘシ
同條中ノ他ノ事項ノ施行ヲ必要ト認ムルトキハ直ニ其ノ事由ヲ知事ニ報告スヘシ

第四十八條 市町村ハ別ニ定ムル所ノ標準ニ據リ衛生組合ヲ設置スヘシ其ノ區域内ノ住民ハ之レニ加入スヘキモノトス

第四十九條 衛生組合ニ於テハ第四十條ニ準シ市町村長ノ認可ヲ經テ消毒器具及藥品ヲ設備スヘシ

第五十條 衛生組合ニ於テハ規約ヲ定メ市ニ在リテハ知事町村ニ在リテハ郡長ノ認可ヲ受クヘシ其ノ改正變更ノトキ亦同シ

第五十一條 此ノ細則第二條第五條第六條第八條第十五條第十八條第二十二條第二十六條第三十四條第三十五條第三十七條及第三十八條ニ違背シ又ハ普通病院ニシテ認可ヲ受ケス傳染病若ハ其ノ疑アル患者ヲ收容シタルモノハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

第五十二條 從前ヨリ設置シアル傳染病院隔離病舎隔離所又ハ消毒所若ハ普通病院ニシテ傳染病若ハ其ノ疑アル患者ヲ收容スルモノハ其ノ所有者若ハ管理者ヨリ第四十三條ニ準シ明治三十一年五月三十一日限り知事ニ届出ヘシ

第五十三條 從前ヨリ衛生組合ニ於テ履行シタル規約ニシテ

附則

第一號書式

第二號書式

第三號書式

其ノ改正變更ヲ要スルトキハ第五十條ニ準シ知事又ハ郡長ノ認可ヲ受クヘシ

傳染病診斷届

一 病名

一 發病月日時

一 初診月日時

一 診斷月日時

一 年 月 日

一 住 所

一 醫師 氏 名

一 年 齡

一 死亡月日時

一 年 月 日

一 住 所

一 醫師 氏 名

一 年 齡

一 住 所

一 醫師 氏 名

一 年 齡

一 住 所

一 醫師 氏 名

一 年 齡

一 住 所

一 醫師 氏 名

一 年 齡

一 住 所

一 醫師 氏 名

一 年 齡

一 住 所

一 醫師 氏 名

一 檢案月日時
但シ行旅人等ニシテ年齢又ハ死亡日時ノ判然セサルモノハ推測年齢又ハ日時ヲ記スヘシ
右届出候也

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

一 檢案月日時
但シ行旅人等ニシテ年齢又ハ死亡日時ノ判然セサルモノハ推測年齢又ハ日時ヲ記スヘシ
右届出候也

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

備考	病名	發病月日時	診斷月日時	患者住所	患者氏名	治療場所	發病場所	醫師氏名
		初診月日時	届出月日時	男 女	年 齡			

(第五號書式) 傳染病發生報告

一 治癒死亡月日時
但シ死體檢案ニシテ死亡日時ノ判然セサルモノハ推測

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

(第三號書式) 傳染病轉歸届

一 病名
一 治癒死亡月日時
但シ死體檢案ニシテ死亡日時ノ判然セサルモノハ推測

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

(第四號書式) 傳染病轉歸届

一 病名
一 治癒死亡月日時
但シ死體檢案ニシテ死亡日時ノ判然セサルモノハ推測

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

醫師 氏 名

年 月 日

住 所

備考欄ニハ痘瘡ノ場合ニハ種痘ノ回数及最終種痘ノ月日若ハ既ニ痘瘡済ノモノナリシトキハ其ノ治癒セシ月日其ノ他各病ニ於ケル傳染ノ系路等豫防上參考トナルヘキ事項ヲ記入スヘシ

(第六號書式) 傳染病轉歸報告

第十六類 衛生 第八章 傳染病

郡市役所
警察分署

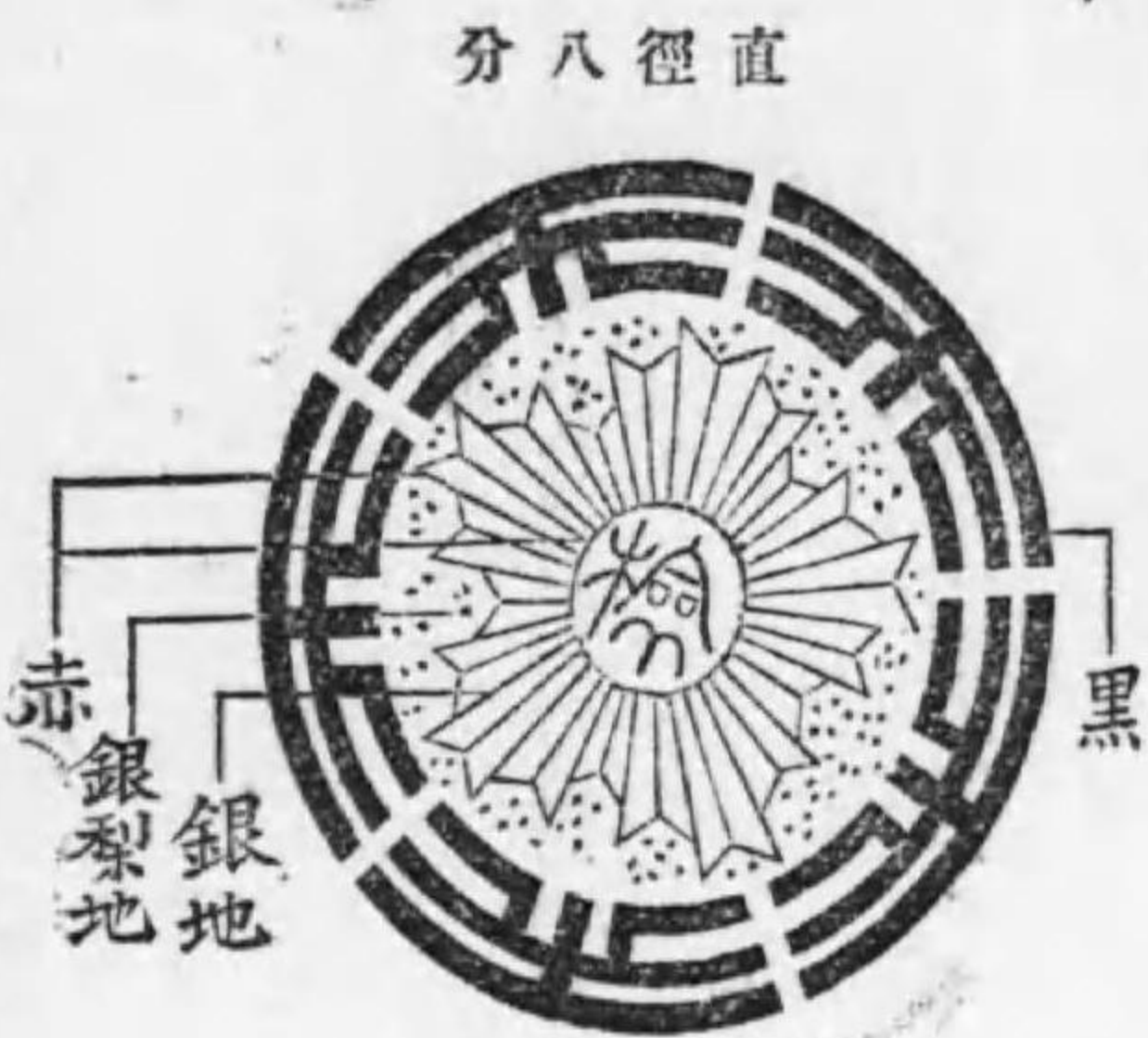
何 警察分署

病名	發生報告月日	轉歸月日	醫師届出月日	所在地	氏名	醫師	氏名

● 檢疫委員ノ佩用スヘキ徽章ノ雛形

(明治四十二年八月十七日) 告示第七十六號

當廳ニ勤務スル檢疫委員ニシテ傳染病豫防救治ニ從事スル際ハ左記雛形ノ徽章ヲ佩用セシム



● ペスト豫防ノ爲跣足歩行禁

● ペスト豫防心得

(明治三十二年十二月九日) 訓令第五十一號

郡役所 市役所

「ペスト」豫防消毒ニ就テハ傳染病豫防ニ關スル諸法令ニ依ルノ外尙左ノ心得書ニ據リ措置スヘシ

「ペスト」豫防心得

「ペスト」ハ傳染病中最モ猛惡ナル疾病ニシテ其ノ症候ハ初メ身體違和食思缺損頭痛眩暈等ノ前驅症アリ或ハ之ナクシテ急ニ惡寒戰慄ヲ以テ發熱シ之ト相前後シテ鼠蹊部或ハ腋窩或ハ頸部ノ水脈腫脹シ疼痛ヲ自覺シ或ハ按壓ニ由テ疼痛ヲ感スルモノナリ早ク心臟衰弱ノ症候(脈膊細數微弱)或ハ腦症(精神恍惚或ハ譫語等)ヲ併發シ多クハ三四日乃至六七日ニシテ死亡シ稀ニハ二十四時間内ニ斃ル、モノアリト死セサルモノハ大凡十日乃至十四日目に於テ多クハ一旦解熱シ數日ヲ經テ彼水脈膿化膿シ更ニ發熱スルモノナリ

病原タル「ペスト」菌ハ主トシテ皮膚ノ損傷部ヨリ身體ニ竄入シ呼吸器或ハ消化器ヨリスルハ稀ナリ而シテ其ノ入ルヤ水脈系統諸内臓及血管系統ニ舍ルカ故ニ膿汁血液(出血及月經)糞尿痰唾汗涕及鼻汁ニ由テ排泄セラレ、モノナリ且ツ「ペスト」菌ハ他ノ傳染病原菌ト同一ノ條件ニ依テ繁殖及傳播セラレ、ノ外鼠類昆蟲類ハ之カ媒介ヲ爲スニ於テ殊ニ有力ナルモノナリ從テ豫防消毒ノ方法ハ虎列刺赤痢ノ如キニ於ケルト大ニ其ノ趣ヲ異ニシ特ニ嚴密周到ナルヲ要ス

第一 「ペスト」流行地ト交通ノ便アル地方ニ於テハ速ニ左ノ設備ヲ爲スヲ要ス

一 傳染病院又ハ隔離病舎ハ器具物品ヲ準備シ患者收容ニ差支ナカラシムルコト

二 豫メ醫師看護人、人夫等ヲ定メ置キ消毒器具ヲ備ヘ診察治療其ノ他豫防上ノ措置ニ差支ナカラシムルコト

三 清潔方法ヲ持續施行シ病毒繁殖ノ餘地ナカラシムルコト

四 衛生組合ノ規約ヲ鞏固ニシテ左ノ事項ヲ追加厲行セシムルコト

イ 流行地ト成ルヘク交通ヲ爲ササルコト

ロ 流行地ヨリ到着シタルモノアルトキハ組長ニ申出テ

ハ 病室ハ勿論病毒汚染ノ虞アル各部ハ石炭酸水ヲ撒布スルコト

- ニ 糞池床下及土間ハ石灰乳ヲ撒布シ消毒スルコト
- ホ 患者發病前(十四日以内)使用シタル衣服竝家人ノ衣服履具等ハ總テ煮沸又ハ蒸汽消毒ヲ爲スコト但シ箆筒長持又ハ倉庫内ニ貯藏セルモノハ消毒ヲ要セスト雖患者ノ衣服ヲ混シタル場合ハ總テ消毒ヲ要ス
- ヘ 病家ノ者ハ總テ石鹼ヲ用キテ沐浴セシメタル後清淨ナル衣服ヲ著セシメ其ノ湯水ハ石灰乳又ハ石灰ヲ投シテ攪拌シタル後投棄スルコト但シ沐浴セシメ難キ場合ニ於テハ便宜相當ノ消毒ヲ爲スコト
- 三 病家ノ者ハ隔離所ニ入ラシメ隔離所ノ設置ナキトキハ相當ノ家屋ニ移スコト
- 四 病家ト交通シタル家ニ對シテハ前二項及三項ノ全部若ハ一部ヲ適用スルコト
- 五 交通遮斷區域内ノ各戸芥溜下水便所其ノ他不潔ノ箇所ハ消毒の清潔法ヲ施行シ取纏メタル塵芥ハ一定ノ場所ニ於テ燒却スルコト
- 六 交通遮斷區域内ニ於テハ日自家宅ヲ掃除シ家鼠又ハ昆蟲類ヲ他ニ逃逸セシメサル様捕獲シ塵芥ト共ニ一定ノ場所ニ於テ燒却スルコト
- 七 交通遮斷區域内ニ於テハ嚴ニ攝生ニ注意シ創傷ハ微細ノモノト雖速ニ適當ノ醫療ヲ加ヘ飲食物ニハ生物生水ヲ用キサラシムルコト
- 八 病毒汚染ノ虞アル衣類物品ヲ消毒所ニ送り消毒スル場

- 合ニ於テハ石炭酸水ニ浸セル布又ハ油紙等ニテ包ミ途中病毒散亂セサル装置ヲ爲シ運搬スルコト
- 九 患者死亡シタルトキハ死體ハ石炭酸水ニ浸セル布ニテ被包シタル上油紙ニテ包ミ厚サ八分以上ノ板ニテ造リタル汚液滲漏ノ恐レナキ棺ニ納メ火葬スヘシ
- 第三 「ペスト」豫防消毒及救治ノ事務ニ從事スル者ニハ左ノ事項ヲ遵守セシムヘシ
 - 一 手足其ノ他ニ微傷タリトモアルモノハ石炭酸水ニテ洗ヒタル後「コロジウム」又ハ絆創膏ヲ貼付スルコト
 - 二 患者ヲ病院舍ヘ送ルニハ釣臺擔架等ニ油紙ヲ敷キ患者ノ使用セル衣服履具ノ儘之ヲ移シ面部ヲ除ク外全部ヲ被包スル等凡テ途中病毒ヲ散亂セサル措置ヲ爲スコト
 - 三 患者收容ヲ終リタルトキハ其ノ使用セル衣服履具ハ覆布及油紙ト共ニ燒却スルコト
 - 四 看病人ハ成ルヘク健全ニシテ身體中創傷ナク特ニ手足及其ノ指頭ニハ胼胝皸裂逆創ノ如キ微創タリトモ無キ者ヲ撰ミ爪ハ能ク鋏ミ爪間ニ污垢ナキ様注意シ若シ微創タリトモ發見シタルトキハ直チニ石炭酸水ニテ洗淨シタル後「コロジウム」又ハ絆創膏ヲ貼付スルコト
 - 五 看病人患者ヲ離レ消毒換衣ノ後タリトモ十日間ヲ經過セサレハ他ト交通セシメサルコト
 - 六 人夫等ハ成ルヘク筒袖補袂及股引足袋ヲ著用セシメ創傷等ノ注意ハ第一項ニ據ルコト

- 七 人夫ハ一定ノ溜所ニ宿泊シ漫ニ他人ト交通セシメサルコト
- 八 豫防消毒及救治ニ從事シタルトキ著用セシ衣類ハ石炭酸水ノ撒霧ヲ爲シタル上之レヲ脱シ蒸汽消毒又ハ煮沸スルコト

● ペスト 豫防上死體檢案ノ件

(明治三十五年十月八日) (訓令第四十三號)

郡役所(橋樹郡役所ヲ除ク) 町村役場

「ペスト」豫防上必要ニ付左記ノ病症ニテ死亡シタル者アルトキハ警察官吏ニ通報シ猶町村醫ヲシテ屍體ヲ檢案セシメタル上埋火葬認許證ヲ下附スル様取計ヲヘシ但シ病院ニ入院セル患者又ハ二十日以上同一醫師ノ治療ヲ受ケタル者ニシテ死因疑ヒナシト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ病症不明ナルトキハ更ニ之ヲ確定セシムルト同時ニ家族及關係人ノ健康診察ヲ爲サシムヘシ

腦膜炎、 肺 炎、 肋膜炎、 脚氣衝心、
 卒 中、 心臓麻痺、 マラリヤ、 丹 毒、
 膿毒症、 敗血症、 梅毒、 便 毒、
 腺 腫、 腺 炎、 筋肉炎

其ノ他腺ノ腫脹又ハ發熱ノ爲或ハ卒然死亡セル等「ペスト」ニ疑ハシキ症狀ヲ呈スル急性病

● 鼠族輸入其他取締方

第十六類 衛生 第八章 傳染病

(沿革) 明治四一年九月縣令第七八號改正 (明治四十年六月八日) (縣令第六十三號)

横濱市外ヨリ市内ニ鼠族ヲ輸入シ又ハ市内ニ於テ之カ飼養繁殖ヲ計リタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十日未滿ノ科料ニ處ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

● ペスト 病豫防ノ爲猫畜飼養

(明治四十二年五月十八日) (告諭第一號)

「ペスト」豫防上鼠族驅除ノ極メテ緊要ナルハ今更緊要ヲ要セス從テ各般ノ除鼠方法ハ將來益厲行スヘキコトニ屬ス而シテ猫畜ノ飼養ハ方法簡易ニシテ而カモ其ノ實效ノ著ルシキモノアリ故ニ横濱市ノ如キ海港地及内外ノ「ペスト」有病地ニ交通アル地方ニ於テハ勿論其ノ他ノ地方ト雖可成平時ヨリ猫種ヲ撰擇シ遍ク飼養シ又有病地等ニ交通スル船舶ニ於テハ其ノ噸數石數等ニ應シ相當數ノ猫畜ヲ飼養シ以テ諸他ノ豫防方法ト相俟テ「ペスト」豫防ノ效ヲ收ムルコトニ注意スヘシ

● 鼠族驅除ニ關スル規程

(明治四十二年九月十日) (縣令第六十九號)

傳染病豫防法第十九條第九號ニ依リ鼠族驅除ニ關スル規程左ノ通之ヲ定ム

鼠族驅除ニ關スル規程

第一條 左ニ列記セル營業者ハ本令ノ規定ニ從ヒ除鼠ノ設備ヲ爲スヘシ但シ倉庫取締規則ニ明文アルモノハ之ヲ除ク

一米麥(小麥粉及)商及米麥精白業

一 俵、蓆、繩、麻囊、糞糞、紙屑、綿屑其ノ他屑物業(新製品ニシテ使用前ノ物ノミヲ取扱フ者ヲ除ク)

第二條 新ニ營業セムトスル者ハ其ノ營業品ノ置場及取扱場ニ付キ左ノ事項ヲ具シ著手前所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ其ノ改修増築等變更ニ係ルトキ亦同シ

一 置場並取扱場ノ位置

二 同上構造仕様書及圖面(平面圖及之ニ隣接セル間取圖)

三 營業品ノ種類

他人ノ營業場ヲ讓受ケ營業スル者ハ業務開始後十日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第三條

營業品ノ置場及取扱場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 倉庫、納屋、物置藏ハ倉庫取締規則第三條各號ヲ準用ス

二 家屋ノ一部ヲ充用スルモノハ倉庫取締規則第三條第一號及第六號ヲ準用シ且内部側壁ハ地盤ヨリ高五尺以上

(出入口ハ地盤ヨリ敷居マテ又戸扉迄金屬板ヲ間隙ナク張詰ムルコト但シ防鼠上適當ト認ムル構造ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス)

第四條

第二條ニ依ル營業品置場又ハ取扱場ノ新營又ハ改修増築等ノ場合ニ其ノ工事落成シタルトキハ所轄警察官署ニ

届出使用ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 已ニ認可ヲ得タル營業品置場又ハ取扱場ニシテ破損其ノ他ノ事由ニ據リ當該官廳ニ於テ構造不適ニ至リタリト認ムルトキハ方法及日時ヲ指定シ之カ修理ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 第一條ノ營業ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第七條 第一條ニ該當スヘキ現在ノ營業者ハ本令施行ノ日ヨリ十五日以内ニ第二條ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツヘシ

第八條 現在ノ營業品置場又ハ取扱場中第三條ノ制限ニ適合セサルモノニシテ第一號ニ係ルモノハ本令施行ノ日ヨリ一箇年以内第二號ニ係ルモノハ五箇月以内ニ改築若ハ修理スヘシ

當該吏員ノ特ニ必要ト認メタル場合ハ前項期間内ト雖一定ノ期間ヲ定メ第三條ノ制限ニ依ラシムルコトアルヘシ

第九條 營業品ノ置場又ハ取扱場ニハ常時相當ノ捕鼠器ヲ設備シ鼠族ノ驅除ヲ行フヘシ

第十條 左ノ事項ノ一ニ該當スルトキハ營業品ノ藏置又ハ取扱ヲ停止スルコトアルヘシ

一 第五條ニ依リ當該官廳ノ指示シタル命令ニ從ハサルトキ

二 第八條第一項若ハ第二項ノ指示期間ニ改築若ハ修理セ

サルトキ

第十一條

本令第二條第四條第六條第七條第八條第一項及第九條ニ違反シ又ハ第五條及第八條第二項ニ依ル當該官廳ノ命令ニ從ハサル者若ハ第十條ニ依リ停止中營業品ヲ藏置シ又ハ其ノ取扱ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十二條

第一條指定ノ營業者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此限ニ在ラス

第十三條

前項營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

第十四條

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス

第十五條

法人ヲ罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス

附則

第十三條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條

本令ハ横濱市及久良岐郡六岡川村ノ内字時田字永田字堀内字下大岡、同郡屏風ヶ浦村字岡村字瀧頭字磯子、同郡保土ヶ谷町ノ内字神戶字岩間字保土ヶ谷字帷子、同

第十六類 衛生

第八章 傳染病

海港檢疫法ノ適用ヲ受ケサル船舶ノベスト豫防ニ關スル施設ノ件

(大正三年四月十四日) 縣令第二十五號

海港檢疫法ノ適用ヲ受ケサル船舶ノベスト豫防ニ關スル施設ノ件

(大正三年五月) 縣令第四〇號改正

「ベスト」豫防ノ爲メ米穀商等ニ對シ除鼠方施行ノ件

(大正三年二月六日) 縣令第九號

郡子安村ノ内字子安ニ限リ之ヲ施行ス

「ベスト」豫防ノ爲メ米穀商等ニ對シ除鼠方施行ノ件

(大正三年五月) 縣令第四〇號改正

傳染病豫防法第十九條ニ據リ「ベスト」豫防ノ爲左記業體者ハ所轄警察官署又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ除鼠方法又ハ除鼠ニ關スル施設ヲ爲スヘシ

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左記

米穀商 乾物商 馬力業者 紙屑及糞糞商

菓子製造業者 八百屋 空俵業 其ノ他必要ト認ムルモノ

海港檢疫法ノ適用ヲ受ケサル船舶ハ傳染病豫防法第十九條ニ據リ「ベスト」豫防ノ爲所轄警察官署又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ隨時硫黃燻蒸其ノ他適當ト認ムル除鼠方法又ハ除鼠ニ關ス

海港檢疫法ノ適用ヲ受ケサル船舶ハ傳染病豫防法第十九條ニ據リ「ベスト」豫防ノ爲所轄警察官署又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ隨時硫黃燻蒸其ノ他適當ト認ムル除鼠方法又ハ除鼠ニ關ス

ル施設ヲ爲スヘシ
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●虎列拉ノ疑似アル病症ニ對シ
傳染病豫防法適用ノ件

(明治四十年八月九日)
縣令第八十一號

吐瀉ノ二症ヲ兼テ虎列刺ノ疑アル病症ニ對シ傳染病豫防法ノ
全部ヲ適用ス
本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

●赤痢ノ疑似症ニ對シ傳染病
豫防法ヲ適用ノ件

(明治四十三年六月十日)
縣令第五十號

赤痢ノ疑似症ニ對シ傳染病豫防法ノ全部ヲ適用ス
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●發疹室扶私疑似症ニ對シ傳
染病豫防法適用ノ件

(大正三年四月十一日)
縣令第二十四號

傳染病豫防法第二條ニ據リ發疹室扶私豫防ノ爲其ノ疑似症ニ
對シ同法ノ全部ヲ適用ス

(數回ニ分送ヲ要スルトキハ右發送期日ヲ記入セス左ノ
如ク内譯スヘシ)
何 具 發送期日 何月何日
何 具 發送期日 何月何日
右請求候也

收入
印紙

明治何年何月何日

神奈川縣

何市役所又ハ何郡何町役場

〔痘苗製造所〕宛

●種痘明細表並死亡表中外國
人區別方

(明治三十四年四月三十日)
訓令第三十九號

明治二十五年一月神奈川縣訓令第三號死亡表並明治十九年一月
第十六號種痘細則ニ依ル種痘明細表ニシテ外國人ニ係ル事實
アルトキハ其ノ様式ニ準シ國籍別ニ區別シ表尾ニ附記スヘシ

●種痘施行時季ニ關スル件

(明治三十年十月二十六日)
訓令第五十九號

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●痘苗請求手續

(明治三十七年五月二十四日)
訓令第二十七號

郡役所 市役所 町村役場

明治二十九年十月神奈川縣訓令第五十九號市町村痘苗請求手續
左ノ通告正ス

痘苗請求手續

第一條 市町村長ハ豫メ定期秋季種痘期日ヲ定メ規則ニ遵ヒ
其名簿ニ就キ當季接種人員ヲ調査シ之レニ要スル痘苗具數
一具ハ五人分ニシテ個人ノ請求ニ係ルモノハ一具五錢ナル
モ市町村ニ於テ施行スル種痘ニ要スルモノハ一具二錢五厘
ストヲ測定シ左記書式ニ準シ〔痘苗製造所 東京市麻布區富〕ニ
直接請求スヘシ但シ請求多數ナル場合ニ於テハ自然發送遲
延スヘキヲ以テ可成速カニ本文ノ手續ヲ爲スヘシ
第二條 臨時種痘ヲ施行スル場合ニ於テハ臨時痘苗ノ請求ヲ
爲スコトヲ得但シ五百具以上ニ渉ルトキハ成ルヘク前以テ
請求ノ手續ヲ爲スヘシ
第三條 定期、臨時ノ別ナク多數ノ痘苗ヲ要スルトキハ其ノ
發送期日ヲ數回ニ分割シテ請求スルコトヲ得
(痘苗請求書式)

一 痘苗何具 發送期日 何月何日

郡役所 市役所

從來種痘施行ノ狀況ヲ觀ルニ多クハ春季ヲ主トシ秋季種痘ハ
施行セサルモノ少ナカラス蓋シ秋季ハ農家收藏ノ時ナルヲ以
テ勢ヒ此ノ慣行ヲ馴致シタルモノナルヘシト雖痘瘡ノ流行ハ
之ヲ既往ノ實歴ニ徴スルニ概ネ十一月ノ交ヨリ翌年四五
月ニ渉ルヲ常トスルヲ以テ今若シ秋季種痘ニシテ普及セサラ
ン乎春季種痘後出生ノ兒童ハ多クハ未タ種痘ヲ了ヘスシテ流
行期ヲ迎フルモノニシテ甚タ危險ノ至ニ付自今主トシテ秋季
ニ於テ種痘シ一層行届候様措置スヘシ

●「トラホーム」豫防規則

(明治四十三年五月十六日)
縣令第四十一號

「トラホーム」豫防規則左ノ通之ヲ定ム

「トラホーム」豫防規則

第一條 醫師「トラホーム」患者ヲ診斷シタルトキハ口頭又ハ
書面ヲ以テ其ノ住所氏名、年齢、職業等ヲ當該市町村長ニ
通知シ且患者又ハ家族ニ豫防上ノ注意事項ヲ指示スヘシ但
シ患者ニシテ他府縣ニ居住スルモノナルトキハ通知スルノ
限ニ在ラス
第二條 徴兵検査ヲ受クヘキ者ハ其ノ前年中市町村長ノ指定
シタル日時場所ニ於テ縣醫ノ檢診ヲ受クヘシ
第三條 學校、幼稚園、育兒院其ノ他之ニ準スヘキモノニア
リテハ其ノ管理者ニ於テ「トラホーム」豫防上ノ施設ヲ爲シ

第十六類 衛生 第八章 傳染病

所轄警察官署ノ指定シタル日時ニ於テ醫師ノ檢診ヲ受ケシムヘシ

第四條 寄宿者アル工場又ハ寄宿者アラサルモ常ニ職工、徒弟五十人以上ヲ雇使スル工場ニ於ケル工場主、管理者又ハ

之ニ代ルヘキ者ハ其ノ役員、職工、徒弟及雇人ヲシテ所轄警察官署ノ指定シタル日時ニ於テ醫師ノ檢診ヲ受ケシムヘシ

第五條 左ニ記載シタル營業者若ハ管理者ハ其ノ家族及傭人等ヲシテ所轄警察官署ノ指示シタル日時ニ縣醫ノ檢診ヲ受ケシムヘシ

宿屋、下宿屋、貸座敷、待合、料理店、飲食店、理髮店、遊技場、合宿所、第四條以外ノ工場

第六條 前各條ノ外特ニ必要ト認メタル者ニ對シ縣醫ノ檢診ヲ行ハシムルコトアルヘシ

第七條 前各條ニ依リ「トラホーム」ト診斷セラレタル患者若ハ其ノ保護者ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ豫防上ノ措置ヲ爲スヘシ

第八條 第一條、第二條、第四條、第五條及第七條ノ規定ニ違背シ又ハ第三條ノ義務者ニシテ同條ノ規定ニ違背シタル者及第六條ノ檢診ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第九條 本則第三條ノ規定ハ公立ノ學校、幼稚園、育兒院其ノ他之ニ準スヘキモノニモ之ヲ適用ス

「トラホーム」豫防規則施行

心得 (明治四十三年五月十六日) 訓令第三十四號
 (沿革) 明治四五年五月訓令第三四號、大正元年八月同第四號改正
 郡役所 警察署 警察分署 市役所 町村役場
 「トラホーム」豫防ノ緊切ナル今更緊切ヲ要セス之ヲ小ニシテハ一家ノ福利ヲ障害シ之ヲ大ニシテハ國運ノ消長ニ關ス之カ局ニ當ル者須ラク左ノ各條ニ依リ熱誠以テ豫防上ノ實效ヲ擧ケ遺策ナキヲ期スヘシ
 「トラホーム」豫防規則施行心得
 第一條 「トラホーム」豫防規則(以下單ニ規) 第一條ノ通知ヲ受ケタル患者ニシテ他市町村ノ住民ナルトキハ當該市町村長ヘ移牒スヘシ
 第二條 市町村長ハ其ノ翌年ニ於テ徵兵適齡ト爲ルヘキ區域内ノ現住者ニシテ本縣内ニ本籍ヲ有スル者ノ名簿ヲ作り町村長ハ七月二十日迄ニ其ノ人員ヲ郡長ニ報告スヘシ
 前項ノ人員ニ對シテハ郡市長ハ其ノ區擔當警察醫ト協商シ之カ檢診ノ日時ヲ定メ郡長ハ町村長ニ通知スヘシ
 市町村長ハ前項指定期日十五日以前ニ受診者ニ通告シ指定ノ日時場所ニ參集セシムヘシ但シ第一項名簿調製後本縣内ニ本籍ヲ移シタル區域内ノ現住者ニ對シテモ亦同シ
 止ムヲ得サル事故ノ爲受診當日參集スルコト能ハサル者ニ對シテハ更ニ受診日時ヲ指定スヘシ
 第三條 規則第三條、第四條、第五條及第九條ニ依リ檢診ヲスヘシ
 第五條 「トラホーム」ト診斷セラレタル者ハ其ノ本人又ハ保護者若ハ各首長ヲシテ醫師ノ治療ヲ受ケシムヘシ
 第六條 規則第三條ノ義務者ハ第一號、第四條ノ義務者ハ第二號丙様式ノ簿冊ヲ備ヘ置キ患者ノ發生其ノ他ノ異動ヲ記入スヘシ
 第七條 警察官吏ハ市町村長ト協力シ時々患者ノ治療票ヲ點檢シ其ノ治療ヲ督勵スヘシ
 第八條 「トラホーム」患者貧困ニシテ治療ノ資力ナシト認ムルモノハ市町村長ニ於テ治療ノ方法ヲ講スヘシ
 第九條 市町村長ハ第二號様式ニ據リ「トラホーム」患者表ヲ製シ甲、乙、丙ハ毎年二回、二月、八月末日、丁ハ其ノ年十二月二十日迄ニ縣廳ニ報告スヘシ但シ町村ニ在リテハ郡長ヲ經由スヘシ

要スルモノノ檢診ハ毎年二回以上之ヲ行フ但シ第三條及第九條ニ依リ檢診ヲ行フヘキ日時場所ハ所轄警察官署長ニ於テ當該郡市長ト協議ノ上之ヲ指定スヘシ
 規則第六條ニ依リ縣醫ニ於テ檢診ヲ行フヘキ日時場所ハ所轄警察官署長ニ於テ必要ニ應ジ當該郡市長ト協議ノ上之ヲ指定スヘシ
 前項ノ檢診ハ學校醫又ハ町村醫、工場醫等ノ設アリテ其ノ必要ヲ認メサルモノノ外ハ縣醫之ヲ行フ
 第四條 縣醫、町村醫、學校醫及工場醫患者ヲ發見シタルトキハ住所、氏名、年齢及職業等ヲ當該市町村長ニ通知スヘシ
 當該市町村長ハ前項ノ通知ヲ受ケタルトキ及規則第一條ニ依リ醫師ヨリ通知ヲ受ケタルトキハ第一號様式ノ名簿ニ記入シ第三號様式ノ治療票ヲ交付シ治療ニ關スル事故ヲ指示

第一號様式甲
 一般「トラホーム」患者名簿

番 號	重、中、輕症別	全治月日	死亡其ノ他ノ異動	大字別	戶主氏名	戶主トノ續柄及雇人等ノ別	患者 氏名	職業	生年月日
-----	---------	------	----------	-----	------	--------------	-------	----	------

第一號様式乙

學校、幼稚園、育兒院等「トラホーム」患者名簿

番 號	學 年 別	病 症 程 度	全 治 月 日	住 所	氏 名	生 年 月 日	備 考
-----	-------	---------	---------	-----	-----	---------	-----

第十六類 衛生 第八章 傳染病

第十六類衛生 第八章 傳染病

業體其ノ別	總人員		檢診人員		トラホーム患者數		備
	男	女	男	女	重	中	
他ノ區別							
理髮業							
料理店							
何々業							
同							
醫師							
通知者							
合計							

市町村長名

備考
 一、業體別ハ規則第五條ニヨリ縣醫又ハ町村醫ノ檢診セシモノヲ記入スヘシ
 二、醫師通知者ハ規則第一條ニヨリ醫師ノ通知セシモノノ合計ノミヲ記入スヘシ
 第二號様式丁

壯丁者「トラホーム」患者表 明治 年

職業別	壯丁人員	檢診人員	トラホーム患者數			備
			重	中	輕	
合計						

市町村長名

第三號様式(表面)

第 號	住 所	住 氏 名	住 戸 主 名	病 症	病 程 度	職 業	檢 診 年 月 日	郡 市			番 地	年 月 日 生
								郡	市	町 村		

第 號	檢 診 年 月 日	治 療 開 始 月 日	主 治 醫 生	票 療 治 (ム ホ ラ ト)			郡 市	町 村	番 地	年 月 日 生
				全 治 月 日	主 治 醫 生	主 治 醫 生				

注 意

一、速ニ醫師ノ治療ヲ受ケ全治ニ至ル迄持續セラルヘシ
 二、治療ヲ開始シタルトキハ主治醫ノ署名捺印ヲ受ケラルヘシ醫師ヲ變更シタルトキ亦同シ
 第十六類衛生 第八章 傳染病

要點ハ此等病毒ノ媒介物タル眼ノ分泌物ヲ他人ノ眼ニ輸サシメサルニアリ又眼ニ對スル諸種ノ刺戟ハ本病ノ感受力ヲ助長セシム故ニ勉メテ刺戟ヲ避ケ眼ヲ保護シテ其ノ誘因ヲ防クヘシ以下列記スル各項ノ主旨又茲ニ存ス各自意ヲ此點ニ致シ之カ豫防撲滅ノ實行ヲ期スヘシ

一般ノ注意

- 一、眼疾ニ罹リタルモノハ速ニ醫師ノ診斷ヲ受ケ若「トラホーム」ナルトキハ治療ヲ受クルハ勿論之カ豫防上ノ注意ヲ怠ルヘカラス
 - 一、塵埃、煤煙、砂塵等ノ刺戟ハ本病ノ誘因トナルヲ以テ成ルヘク之ヲ避クル様心掛ヘシ
 - 一、室内ハ常ニ清潔ニシ採光及換氣ヲ佳良ニシ身體殊ニ手指及手巾、衣類、寢具等ハ常ニ清潔ニ保ツヘシ
 - 一、多クノ人ノ共用スル手拭ハ「トラホーム」病毒媒介ノ危険アルヲ以テ神社、佛閣、理髮店、湯屋、旅館、工場、寄席、劇場等ノ共用手拭貸手拭ハ使用スヘカラス
 - 一、工場其ノ他多數ノ作業又ハ集會若ハ寄宿スル場所ハ殊ニ前各項ニ注意スヘシ
 - 一、兒童ノ集合遊戯ハ往々本病ノ傳染ヲ媒介スルコトアルヲ以テ父兄ハ宜シク此點ニモ留意スヘシ
- 患者ノ注意
- 一、「トラホーム」患者アル家ニ於テハ前諸項ノ外尙ホ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一、患者ハ眼ヲ刺戟スル塵埃、煤煙等ヲ避ケ成ヘク飲酒喫煙セサル様心掛ヘシ
- 一、患者ノ洗面器及手拭等ハ專用トシ嚴重ニ健康者ト別チ且其ノ置場モ一定シテ健康者ノモノト混同セサル様ニスヘシ
- 一、衣類、寢具、玩具品、文具其ノ他日用品等モ健康者ト區別シ置ヘシ
- 一、患者ノ手巾、手拭等ハ熱湯ニテ毎日清洗シ其ノ他ノ日用器具、衣類、寢具等ハ時々日光ニ曝露スヘシ
- 一、眼脂ヲ拭取ルニハ必ス清潔ナル布片又ハ脫脂綿等ヲ用ヒ決シテ手指、袖、前垂等ヲ用ユヘカラス
- 一、前記ノ布片又ハ脫脂綿ハ使用後熱湯ニテ清洗シテ再用スルカ又ハ焼却スヘシ
- 一、患者ハ手指ヲ以テ其ノ眼ニ觸レサル様心掛ケ若之ニ觸レタル時ハ直ニ清洗スヘシ
- 一、患者ハ入浴前ニ眼ヲ洗ヒ決シテ浴槽内ニテ洗フヘカラス
- 一、本病ハ視力障害ヲ來タシ又ハ時トシテ失明ニ陥ル等ノ恐れヘキ疾病ナレハ之カ治療ヲ怠ル可カラス
- 一、本患者ハ公德ヲ重シシ多人數集合スル場所ハ可成之ヲ避ケ病毒ヲ他人ニ傳播セシメサル様心掛ヘシ
- 一、「トラホーム」ニ罹リタル兒童ハ其ノ父兄若ハ保護者ニ於テ前各項ヲ遵守セシムル様注意スヘシ

「トラホーム」豫防費補助規

求手續

(大正二年四月二十九日) 訓令第三十二號

郡役所 町村役場

「トラホーム」豫防費補助請求手續左ノ通定ム

「トラホーム」豫防費補助請求手續

- 第一條 「トラホーム」豫防費補助規則第一條ニ依リ補助ヲ受ケントスルトキハ別紙第一號様式ノ請求書ニ第二號様式精算書及支拂證書ヲ添付シ所轄郡役所ヲ經由シテ當廳ニ請求スヘシ但シ支拂證書ハ審査結了ノ後還付ス
- 第二條 郡役所ニ於テ前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ精査ノ上意見ヲ付シ書類ヲ當廳ニ進達スヘシ但シ不都合ナシト認ムルトキハ證書類ヲ其町村ニ還付スルコトヲ得
- 第三條 補助金請求書ハ豫防方法ヲ終リタルトキ直チニ提出スヘシ
- 第一様式 「トラホーム」豫防費補助金請求書
- 一金 四

但シ「トラホーム」豫防費補助規則第一條ニ依リ支出シタル精算額金何圓ニ對スル五分ノ一
右ノ通大正 年 月 日ヨリ同年 月 日迄ニ支出候條前記ノ補助金御下付相成度別紙精算書相添此段請求候也
大正 年 月 日 町村長氏名印

則

(大正二年四月二十九日) 縣令第五十五號

「トラホーム」豫防費補助規則左ノ通定ム

「トラホーム」豫防費補助規則

- 第一條 「トラホーム」蔓延ノ著シキ町村ニ對シ豫防上當廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其一部又ハ全部ニ特別ノ豫防方法ヲ指示シ本則ノ定ムル處ニ依リ豫防費ノ五分ノ一以內ヲ縣費ヨリ補助ス但シ特別ノ事由アルトキハ或ル費目ニ限り其五分ノ一以上全部迄ヲ補助スルコトアルヘシ
- 第二條 縣費ヨリ補助スル豫防費ハ左ノ諸費トス
 - 一 醫師給與
 - 二 治療介補給與
 - 三 吏員給與
 - 四 備入料
 - 五 醫療器具及藥品費
 - 六 消耗品費
 - 七 其他特ニ要シタル費用
- 第三條 前條諸費ノ支出精算額ニシテ適當ト認メタルトキハ之ヲ査定シ其査定額ニ對シ補助歩合ヲ定ム
- 第四條 町村ニ於テ「トラホーム」豫防費ニ伴フ收入又ハ寄附金アルトキハ支出總額ヨリ之ヲ控除ス

「トラホーム」豫防費補助請

- ラサレハ使用スルコトヲ得ス
- 五 建物ニ適應スヘキ個數ノ唾壺ヲ備付且汚物ニ對シ消毒若ハ燒却ヲ行ヒ得ヘキ設備ヲ爲スヘシ
- 六 本條ニ該當スル現在ノ建物所有者ハ七月三十一日迄ニ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第五條 貸座敷營業者、貸布團營業者及宿屋營業者(木貨宿)ハ左記各號ヲ遵守スヘシ
 - 一 營業用ニ供スル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコト
 - 二 前號ノ白布及貸浴衣ハ清潔ヲ保持スルコト
- 第六條 本令第二條第四條第五條ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

明治三十七年三月神奈川縣令第二十四號ハ之ヲ廢止ス

肺結核豫防ニ關スル措置方

(明治三十七年三月二十四日) 訓令第十三號

郡役所 警察署 警察分署 市役所 町村役場

近年肺結核ハ全國各地ニ互リ蔓延ノ傾向アルヲ見ル今般内務省令第一號ヲ以テ之カ豫防ニ關シ嚴密ナル規定ヲ設ケラレタルモ亦茲ニ基因ス就テハ此ノ際各營業者ニ對シ洩ナク此ノ主旨ヲ懇篤說示シ豫メ各般ノ準備ヲ爲サシメ該規程ヲシテ極メテ有效ノモノヲラシメ又告諭第四號ヲ以テ示シタル本病豫防上個人ノ遵守スヘキ緊要ナル事項ハ一般人民ヲシテ周知セシ

癩豫防ニ關スル件及同施行規則取扱手續

(明治四十二年四月二十七日) 訓令第二十七號

(沿革)明治四十五年七月訓令第四四號改正

郡役所 警察署 警察分署 市役所 町村役場

明治四十年法律第十一號及同施行規則取扱手續左ノ通之ヲ定ム

第一條 警察署長警察分署長ハ癩ニ關スル檢診ヲ爲サシムル爲豫メ醫師ヲ指定シ置クヘシ

第二條 法律第十一號第一條ノ届出ヲ受理シタル警察署長警察分署長ハ直ニ患者又ハ死體所在ノ場所ニ臨檢シ豫防並消毒ノ方法ヲ指示シ且繼續監視スヘシ

本條ニ依リ臨檢スヘキ警察官吏ハ制服ナラサルヲ可トス

前項豫防消毒方法ハ明治四十二年四月訓令第二十二號癩ニ關スル消毒其ノ他豫防方法ヲ標準トシ第一號様式ニ依リ指示スヘシ

第三條 警察署長警察分署長ニ於テ規則第二條ノ患者ヲ發見シタルトキハ第四號様式ノ引渡書ヲ添ヘ市町村長ニ引渡ノ手續ヲ爲シ一時救護セシメ家族又ハ扶養義務者ノ明瞭セルモノハ第二號様式ニ依リ通知シ且其ノ顛末ハ第三號様式ニ依リ知事ニ報告スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ警察署長警察分署長ハ直ニ扶養義務者ノ調査ニ著手シ第五號様式ニ依リ其ノ結果ヲ知事ニ報告スヘシ

規則第二條第二項但書ニ依リ扶養義務者ニ對シ引取ヲ命ジタルトキハ其ノ旨救護地ノ警察署ニ通知スヘキニ依リ當該警察署ニ於テ之カ引渡ヲ了シタルトキハ速ニ知事ニ報告スヘシ

第四條 前條患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シ必要ト認ムルトキハ市町村長ニ於テ相當ノ救護ヲ爲スヘシ

第五條 警察署長警察分署長ニ於テ癩若ハ癩ニ疑ハシキ患者死者アルヲ知リタルトキハ指定醫師ヲシテ檢診ヲ行ハシム

第十六類 衛生 第八章 傳染病

第六條 左ノ場合ニ於テハ直ニ病毒汚染ノ家其ノ他ノ物件ニ對シ消毒其ノ他豫防方法ヲ指示シ確實ニ之ヲ行ハシムヘシ

一 指定醫師ニ於テ癩患者ノ治癒ヲ認定シタルトキ

二 癩患者其ノ住所又ハ居所ヲ退去シタルトキ

第七條 癩患者所轄外ニ移轉シタルトキハ第七號様式ノ患者票寫ヲ添ヘ移轉地ノ所轄警察官署ニ通知スヘシ但シ其ノ移轉地ニシテ他府縣ニ係リ若ハ移轉地不明ナルトキハ該患者票寫ヲ添ヘ警察部長ニ報告スヘシ

第八條 警察署長警察分署長ハ市町村長ニ於テ救護中ノ癩患者ヲ療養所ニ送致スヘキ指揮ヲ受ケタルトキハ第六號様式ノ送致書ヲ作り汽車、汽船、擔荷其ノ他便宜ノ方法ニ依リ巡查ヲシテ護送セシムヘシ但シ歩行ニ堪ユル患者ニ在リテハ汽車、汽船ノ便アル場合ノ外ハ徒歩セシムヘシ

癩患者ヲ汽車又ハ汽船等ニ乗載セシムトキハ豫メ當該驛長又ハ船長ニ協議スヘシ

本條ノ患者運搬用ニ供シ病毒汚染ノ虞アル場所及物件ハ適當ノ消毒ヲ爲スヘシ

第九條 癩患者ノ救護ニ要シタル費用及救護中死亡シタル者ノ取扱ニ關スル費用ハ住譯書ヲ作り證據書類ヲ添ヘ當廳ニ請求スヘシ

第十條 癩患者及患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對スル救護及救

第十六類 衛生 第八章 傳染病

第十四條 毎年一月、七月ニ於テ既往半箇年間ノ癩患者表ヲ第八號様式ノ一及ニ依リ調製シ其ノ月十五日迄ニ報告ス

ヘシ
(第一號様式) (用紙厚紙)

癩豫防ノ爲左ニ記載シタル事項ヲ繼續施行スヘシ
一 何 何
二 何 何
三 何 何
四 何 何
五 何 何
右指示ス

明治 年 月 日 何警察(分)署

(此指示書ハ癩患者ノ有ル間ニ保存シ當該吏員ノ求アルトキハ呈示スヘシ)

(第二號様式)

住 所 氏 名

右癩患者ト診斷シ常署ニ救護中

右通知ス

明治 年 月 日

何警察(分)署

家族又ハ扶養義務者宛

(第三號様式)

一時救護又癩患者ニ關スル報告
ハ自宅療養

(一) 患者ニ對スル調査事項

- 一、本籍、住所、族稱、職業、氏名、生年月日(無籍者ナラバ籍トシ家族ハ戸主ト)
- 二、診斷醫師ノ住所氏名及診斷年月日
- 三、癩ノ種類、程度、中、輕症ノ別
- 四、癩以外ノ疾病併發者ハ其ノ病名
- 五、一時救護ヲ爲シタル年月日及救護ヲ要スル事由(扶養者ナキカ又ハ義務者アルモ引取リ得サル者ハ其旨記入スルコト)
- 六、本人又ハ義務者ニ於テ適當ノ治療ヲ爲シ得ル者ハ其旨並ニ消毒其豫防方法ヲ指示シタル年月日
- 七、處刑ノ有無(處刑年月日罪名、刑名)
- 八、兵役ノ關係(徵兵年及兵種官等)

(二) 扶養義務者ニ對スル調査事項

- 一、本籍、住所、職業、氏名、生年月日
- 二、資産ノ程度並患者トノ續柄
- 三、患者ニ對スル所遇ノ狀況並義務者トシテノ適否
- 四、其ノ他參考ト爲ルヘキ事項

明治 年 月 日 警察(分)署長 知事 宛

(第四號様式)

引 渡 書

住所本籍 癩患者 氏 名 年 齡
住所本籍 癩患者同伴者 氏 名 年 齡
又ハ同居者 氏 名 年 齡

右ハ明治四十年法律第十一號施行規則第二條該當ノ者ニ付一時救護相成度及引渡候也
明治 年 月 日 何警察(分)署

(第七號様式) (カード式)

自宅療養癩患者票

患者ノ氏名生年月日	住 所	轉住シタルトキハ舊住所ヲ朱抹シ新住所及轉住年月日記載スルヲ要ス
診察醫師ノ住所氏名及届出年月日	診察醫師ノ住所氏名及届出年月日	
指定醫師ノ檢診年月日及指定醫師ノ氏名	指定醫師ノ檢診年月日及指定醫師ノ氏名	
再診事由及其ノ結果	患者又ハ扶養義務者ノ請求ニ依リ知事ノ指定シタル醫師ニ於テ檢診シタルトキハ其ノ事由及結果等ヲ詳記スルヲ要ス	
病 況		

(第五號様式) (削除)

癩患者送致書

住 所

氏 名 年 齡

右療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキヲ以テ神奈川県知事ノ指揮ニ依リ及送致候也
明治 年 月 日 神奈川県何警察(分)署 第一區府縣立全生病院宛

第十六類 衛生 第八章 傳染病

第十六類衛生 第八章傳染病

生	活	狀	態
轉	歸		

備考

(第八號様式ノ一)

明治 年(上)(下)半年中自宅療養癩患者表

計	女	男	前期未現	新	他	治	死	他	行	現
			在患者數	患者數	ヨリ移入シタル患者數					

(記載例)

前期末現在患者數ノ欄ニハ前記ノ終ニ於ケル現在患者數即チ六月末日又ハ十二月末ニ於ケル患者數ヲ記入スヘシ
 新發患者ノ欄ニハ本期間内ニ於テ癩患者ト決定シタル數ヲ收ムヘシ
 他ヨリ移入シタル患者數ノ欄ニハ他管内ニ於テ癩ト診斷セラレタル患者ニシテ本期間内ニ轉入シタル數ヲ收ムヘシ
 現在患者數ノ欄ニハ本期ノ終ニ於ケル患者ノ現在實數ヲ收ムヘシ
 前期末現在患者數、新發患者數、他ヨリ移入シタル患者數ノ合算シタル數、治癒數、死者數他ヘ移轉シタル患者、
 行方不明トナリタル患者數ノ合算シタル數ヲ控除シタルモノ即チ現在患者數ナルヲ以テ之ニ依リ算出シタル數ニシ
 テ實在患者數ト對比シ差違アルトキハ違算アリト知ルヘシ

(第八號様式ノ二)

明治 年(上)(下)半年中癩患者救護表

第一表

計	女	男	警察署ニ於テ救護	上	欄	内	
			シタル患者數	療養所ニ送致シタル數	家族又ハ扶養義務者ニ引渡シタル數	救護中ニ死亡シタル數	其ノ他

第二表

計	女	男	市町村長ヲシテ一時救護セシメタル患者數	上	欄	内	
			療養所ニ送致シタル數	家族又ハ扶養義務者ニ引渡シタル數	救護中ニ死亡シタル數	其ノ他	患者救護ノ延日數

(記載例)

本表ハ一月ヨリ六月迄ヲ第一期トシ七月ヨリ十二月迄ヲ第二期トシ療養ノ途ナク且救護者ナキニ依リ救護シタル癩患者數ノミヲ調査製表スルモノトス
 其ノ他ノ欄ニハ逃亡其ノ他救護ノ事由消滅シタルモノニシテ何レノ欄ニモ屬セサル患者數ヲ收ムヘシ

癩ニ關スル消毒其他豫防方法

法

(明治四十二年四月九日訓令第二十二號)

郡役所 警察署 警察分署 市役所 町村役場

癩ハ古來本邦各地ニ蔓延シク其ノ病性ヲ誤認セラレタルモ癩菌ノ發見ニ依テ其ノ傳染性ナルコトヲ確定セラレタルモノニシテ主トシテ觸接ニ依リ又ハ患者ノ鼻汁、唾液、潰瘍部ノ膿汁等ニ汚染シタル物件ヲ介シテ病毒ヲ他ニ傳播スルノ危

險アルモノトス是ヲ以テ政府ハ明治四十年三月本病ノ豫防ニ關シ法律第十一號ヲ發布シ癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ者ハ之ヲ府縣ノ療養所ニ隔離シ其ノ他ハ各自ニ於テ消毒其ノ他豫防方法ヲ行ハシメ以テ本病ノ蔓延ヲ防止シ漸次其ノ根絶ヲ圖ラムトス然ルニ本病ハ從來非傳染性ト思惟シ來レルト其ノ經過緩慢ニシテ長年月ニ渉ルヲ以テ縱令外部ヨリ督勵ヲ嚴ニスト雖一般人民ヲシテ自衛ノ途ヲ講セシメ又患者竝家人ヲシテ公德ヲ重セシムルニ非ラサレハ隱微ノ間ニ於テ病毒ノ散漫ヲ來シ所期ノ目的ヲ達セムコト容易ナラス依テ一般人民ニ對シ常ニ本病ノ性質豫防ノ方法等ヲ訓諭シ之カ誘導ヲ忘ラサルハ勿論現ニ患者アル家ニ對シテハ特ニ左記各號ノ事項ヲ指示シ學校、病院、製造所、旅店、船舶等ニ於テ患者ヲ發見シ若ハ患者ヲ入ラシメタルトキ亦之ニ準シ相當處置セシムル等本病豫防ノ效果ヲ收ムルニ努ムヘシ

癩ニ關スル消毒其ノ他豫防方法

- 一、患者ノ居室ハ可成別ニ之ヲ定メ他ノ家人等ト雜居セサルコト
- 二、患者ノ衣類、寢具其ノ他日用器具等ハ特ニ專用ノモノヲ備ヘ他ト混同セサル様注意スルコト
- 三、患者ノ常用衣類、敷布、寢具等ハ時々消毒ヲ行ヒタル後洗濯スルコト
- 四、患者ノ居室ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト
- 五、患者ノ居室ニハ消毒藥ヲ容レタル唾壺ヲ備フルコト

- 六、病毒ニ汚染シタル繻帶、手巾等ハ消毒ヲ行ヒ患者ノ紙屑襤褸類ハ燒却スルコト
- 七、患者ノ外出ハ可成避ケシメ止ムヲ得ス外出セムトスルトキハ清潔ナル衣服ヲ著用シ又ハ潰瘍アルモノハ其ノ繻帶ヲ更ムルコト
- 八、患者ハ可成他トノ交通ヲ避ケシメ又理髮店、公衆浴場、料理店、飲食店、劇場、寄席、乗合船車等公衆ノ出入スル場所ニ立入ラサルコト
- 九、患者ハ牛乳ノ搾取、飲食物、飲食器具(金屬陶器類ヲ除)玩具ノ調製又ハ其ノ販賣其ノ他病毒傳播ノ虞アル業ニ從事セサルコト
- 十、患者ノ居住シタル家屋ハ消毒ヲ行ヒタル後ニ非サレハ他ニ使用貸與又ハ授與セサルコト
- 十一、患者ノ使用シタル衣類、寢具、器具ハ勿論家人ノ常用衣類等病毒ニ汚染シ又汚染ノ疑アル物件ハ消毒ヲ行ヒタル後ニ非サレハ他ニ使用、授與移轉又ハ遺棄セサルコト
- 十二、患者ノ一時滯留シタル場合ニ於ケルモ其ノ占居シタル室竝其ノ使用シタル衣類、寢具、器具等ニ對シテ亦前二號ヲ適用スルコト
- 十三、看護等ノ爲常ニ患者ニ接近シ又ハ病毒汚染物件ヲ取扱フ者等ハ常ニ手指ノ消毒ニ注意シ又可成上被ヲ著用シ時時之ヲ消毒スルコト
- 十四、癩患者ノ死體ハ消毒ヲ行ヒタル後可成之ヲ火葬スルコト

倉庫取締規則

(明治三十九年三月六日) 縣令第十四號

十五、消毒方法ハ明治三十年內務省令第十三號ノ規定ニ準シ施行スルコト

(沿革) 明治四〇年六月縣令第六八號、四一年九月同第七八號、四二年五月同第三八號、大正三年一月同第七號 改正

倉庫取締規則左ノ通之ヲ定ム

- 倉庫取締規則
- 第一條 本則ニ於テ倉庫ト稱スルハ倉庫業者、運送業者、問屋、工場、製造所ニ於テ使用スル倉庫(納屋、物置藏ヲ含)ニシテ棉花、穀類及其ノ粉類、落花生、豆粕其ノ他搾粕、毛羽、皮革、屑繭、襤褸、古麻布、古敷物、古俵、蠟、紙屑、古綿、古筵、古繩及古袋類ヲ收藏スルモノヲ謂フ
 - 第二條 倉庫ヲ新設セムトスル者ハ著手前左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘシ其ノ改築、増築、變更セムトスルトキ亦同シ
 - 一 位置
 - 二 構造仕様書及敷地周圍ノ略圖
 - 三 收藏物品ノ種類
 - 第三條 倉庫ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 内部ノ地盤ハ板石、燒過煉瓦又ハ厚サ一寸以上ノ「アスワルト」厚サ三寸以上ノ「セメント」敷キト爲シ又ハ煉瓦ヲ用フルトキハ其ノ接合部ニ「セメント」モルタル「」ヲ以テ填充スルコト但シ其ノ上面ニ板床ヲ設ケタルトキハ容易ニ取外シ得ル様構造スルコト
- 二 土藏造ニシテ構造不完全ナルモノ又ハ木造ナルトキハ其ノ周壁ノ内部及屋根裏ヲ金屬板張トナスコト
- 三 出入口ニハ嚴重ナル戸扉ヲ設ケ其ノ内部ヲ金屬板張トナスコト但シ網戸ニ在リテハ木製部分ヲ金屬板ヲ以テ被包スルコト
- 四 窓及其ノ他ノ孔隙ニハ金網ヲ被フコト
- 五 其ノ位置河海ノ涯岸ニ接スルトキハ其ノ護岸ヲ石垣ト爲シ鼠ノ出入棲息セサル様構造スルコト
- 六 倉庫ニ沿フタル下水溝渠ハ石、煉瓦、「コンクリート」又ハ陶管ヲ以テ築造シ其ノ兩端ニハ金網ヲ被フコト
- 第四條 現在ノ倉庫ノ所有者又ハ管理人ハ本則施行ノ日ヨリ六十日以内ニ第二條ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ヘシ其ノ改築、増築又ハ變更セムトスルトキハ第二條ニ準シ届出認可ヲ受クヘシ
- 第五條 現在ノ倉庫ニシテ第三條ノ制限ニ適合セサルモノハ本則施行ノ日ヨリ三箇年以内ニ改築又ハ修理スヘシ前項ノ期限内ト雖特ニ必要ヲ認ムルモノニ對シテハ一定ノ

第十六類 衛生 第八章 傳染病

第四條 肺結核、癩病、梅毒、傳染性皮膚病、傳染性眼病、癩痢、精神病者及酩酊セル者ハ就業スルコトヲ得ス

第五條 女髪結ヲ除ク外理髮營業場ノ床ハ石、煉瓦石、コンクリート、土漚青、漆喰敲キ又ハ厚サ一寸以上ノ板張ト爲スヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ所轄警察官署ノ認可ヲ得テ本條ノ規定ニ據ラサルコトヲ得

第六條 營業場ノ構造不完全ナルトキハ警察官署ハ期日ヲ指定シ之カ改造ヲ命スルコトアルヘシ

第七條 營業ノ用ニ供スル櫛、剃刀、刷毛、頭垢取り其ノ他頭髪皮膚ニ接觸スル器具及布片ハ一客毎ニ消毒シタルモノヲ使用スヘシ

第八條 消毒方法ハ左ノ三種トス但シ本條規定外ノ方法ヲ以テ消毒セムトスルトキハ所轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ

一 藥物消毒

甲) クレソール水(日本藥局方所定ノモノ)

乙) 石鹼精 (同上)

丙) 消毒用石炭酸水(同上)

丁) フォルマリン水(同上)

以上藥品中ニ消毒スヘキ物件ヲ浸漬スルモノトス但シ第九條第七號但書ニ依リ使用セル場合ヲ除ク外剃刀、鉸等

ノ如キ拭淨ニ適スル物件ハ前項藥品中ニ浸漬シタル布片ヲ以テ拭淨スルニ止ムルコトヲ得

二 蒸汽消毒 攝氏百度以上ノ水蒸氣ヲ三十分以上通スルモノトス

三 煮沸消毒 攝氏百度以上ノ熱湯中ニ五分以上煮沸スルモノトス

第九條 理髮業者ハ左記各號ノ事項ヲ遵守シ且使用人若ハ家族ヲシテ營業ニ從事セシムルトキハ各從業者ヲシテ遵守セシムヘシ

一 營業場内ノ清潔ヲ保持スルコト

二 就業中ハ清潔ナル白色ノ被服ヲ着用スルコト但シ女髪結ニ在リテハ白色ノ前掛ヲ以テ本項ノ被服ニ代フルコトヲ得

三 剃髯ノ用ニ供スル石鹼ハ粉末ヲ用キ湯又ハ水ト共ニ一客毎ニ更新スルコト

四 剃髯後ニ使用スル明礬塊ハ一客毎ニ洗滌スルコト

五 布帛又ハ紙片等ヲ以テ剃刀把柄ヲ卷キタルトキハ一客毎ニ更新スルコト

六 營業用ノ被布手拭ノ類ハ總テ清潔ニシテ白色ノモノヲ用ウルコト

七 耳孔及鼻腔内ハ剃毛セサルコト但シ客ノ特ニ要求アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

八 剪剃シタル毛髮ハ一定ノ容器ニ收容スルコト

九 客ノ求ニ應ジ營業場外ニ於テ就業スル場合ハ第二號乃至第五號ノ規程ヲ遵守スルコト

第十條 警察官吏又ハ衛生技術員ハ營業時間中其ノ營業場ニ臨檢シ又ハ就業者ノ健康診査ヲ行フコトアルヘシ

第十一條 營業者ノ家族又ハ使用人ニシテ本則第四條第七條乃至第九條ニ違背シタルトキハ營業者モ共ニ其ノ責ニ任スルモノトス

第十二條 理髮業者ハ區域ヲ限リ組合ヲ設クルコトヲ得

前項ニ依リ組合ヲ設ケムトスルトキハ代表者ヲ定メ其ノ區域内營業者數三分ノ二以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り知事ニ出願認可ヲ受クヘシ其ノ規約ノ全部又ハ一部ヲ變更セムトスルトキ又ハ組合ヲ解散セムトスルトキ亦同シ

第十三條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

- 一 組合名稱
- 二 組合事務所位置
- 三 組合役員名稱員數並職務權限等ニ關スル件
- 四 組合事務ニ關スル件
- 五 組合規約違反者處分ニ關スル件
- 六 理髮料金額
- 七 組合會計ニ關スル件
- 八 組合解散ニ關スル件

第十六類 衛生 第八章 傳染病

九 取締規則履行法ニ關スル件

第十條 前各號以外組合設置ニ關シ必要ナル條項

第十二條 本則第四條及第七條乃至第九條ニ違背シ又ハ第六條ノ命令ニ違背シ若ハ風俗ヲ紊リ公安ヲ害スルノ虞アルトキハ營業ヲ停止又ハ禁止スルコトアルヘシ

第十三條 本則第二條乃至第五條第七條及第九條ニ違背シタル者及第十條ノ臨檢又ハ健康診査ヲ拒ミタル者並ニ第十二條ニ據リ停止中私ニ營業シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十日未滿ノ科料ニ處ス

附則

第十四條 現在ノ理髮業者ハ本則施行ノ日ヨリ一个月以内ニ第二條ノ手續ヲ爲スニ非サレハ營業スルコトヲ得ス

第十五條 現在ノ營業場ニシテ本則第五條ニ適合セサルモノハ明治四十三年三月三十一日限リ改修スヘシ

第十六條 本則ハ明治三十七年四月一日ヨリ施行ス

理髮業取締規則施行手續

(明治三十七年一月十三日)

(沿革) 明治三十七年一月聽訓第九號、四三年二月訓令第六號 改正

理髮業取締規則施行手續左ノ通之ヲ定ム
警察部 警察署 警察分署 右訓令ス

ノ物質ヲ以テ密著セシムルコト但シ土地ノ狀況ニ依リ厚サ一寸以上ノ板ヲ以テ代用スルコトヲ得

- 二 流シ場ハ石、模造石、煉化石、釉薬ヲ付シタル陶器、「コンクリート」、土瀝青等不透過質ノ材料又ハ厚サ八分以上ノ板ヲ以テ築造シ接合部ヲ密著シ汚水ノ滲漏ヲ防クコト
- 三 汚水溜ニハ堅牢ニシテ密著セル覆蓋ヲ設クルコト
- 四 汚水ノ誘導路ハ第八條第一號又ハ第二號ノ材料ヲ以テ築造スルコト

第十條

汚水ニシテ甚タシキ臭氣ヲ發シ又ハ多量ノ沈澱物ヲ混スルモノ其ノ他警察官吏又ハ汚物掃除監視吏員ニ於テ溝渠ヲ障害シ若ハ衛生上有害ノ虞アリト認メタルモノハ除害ノ措置ヲ爲シタル後ニ非サレハ溝渠ニ排泄スヘカラス

第十一條

公共溝渠ニ非サル場所ニ汚水ヲ排泄セムトスルトキハ其ノ事由及施設ノ方法ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十二條

汚水溜ノ汚水ハ充溢セシメス掃除監視吏員ノ指示ニ從ヒ處分スヘシ

第十三條

溝渠ハ常ニ疏通セシメ沈澱槽ハ毎月少ナクモ一回以上掃除スヘシ

第十四條

塵芥並汚泥容器ノ構造及置場ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 塵芥容器ハ厚サ五分以上ノ板ヲ以テ造リ縦一尺五寸以上三尺以下横一尺以上二尺以下深サ一尺五寸以上二尺

- 以下ト爲シ接合ヲ緊密ニシ堅牢ノ覆蓋ヲ設クルコト
- 二 汚泥ノ容器ハ釉薬ヲ付シタル陶器又ハ厚サ五分以上ノ板ニテ造リ接合ヲ緊密ニシ堅牢ノ覆蓋ヲ設クルコト
- 三 塵芥並汚泥ノ容器ハ適當ノ臺ヲ設ケ地盤ニ接著セシメサルコト

第十五條

塵芥及汚泥ノ運搬器具ハ堅牢ニ造リ且緊密ノ覆蓋ヲ設ケ臭氣及汚液ノ漏泄ヲ防止スヘシ

第十六條

汚物取扱場ノ位置及構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 人家及飲用井戸ヲ距ルコト三十間以上ノ場所タルコト但シ毎日他へ搬出シ汚物ヲ堆積セサルモノハ此ノ距離ヲ短縮スルコトヲ得
- 二 地盤ハ石、模造石、煉化石、土瀝青、「セメント」、敲ノ類ニテ敷詰メ又ハ厚サ一寸以上ノ板張トナスコト
- 三 周圍ハ外部ヨリ見透ササル様高サ六尺以上ノ圍ヲ爲シ屋根ヲ設ケ出入口ニハ戸扉ヲ付スルコト

第十七條

塵芥汚泥ノ捨揚及塵芥燒却場ノ位置及構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 人家稀疎ノ地ニシテ衛生上障害ナキ場所タルコト
- 二 周圍ニハ適當ノ防圍ヲ設クルコト
- 三 燒却場ニハ燒却竈ヲ設ケ高サ五十尺以上ノ煙突ヲ付シ且臭氣ノ漏レサル裝置ヲ爲スコト但シ土地ノ狀況ニ依リ知事ノ認可ヲ得テ燒却竈ヲ設ケサルコトヲ得

第十八條

便所ノ位置及構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ但シ特殊

ノ裝置ニシテ周邊ノ土地ヲ汚ス虞ナキモノハ市長ノ認可ヲ得テ本條各號ニ依ラサルコトヲ得

- 一 飲用井戸ヨリ二間以上ノ距離ヲ有シ且成ルヘク日蔭ノ場所タルヘキコト
- 二 大便所數口ヲ併設シタルトキハ毎口別ニ糞壺ヲ設クルコト
- 三 尿尿壺ハ内外ニ釉薬ヲ施シタル陶器若ハ堅石ヲ用ヒ其ノ接合部ハ汚液ノ滲漏セサル適當ノ物質ヲ以テ密著セシムルコト
- 四 地盤ヨリ床下迄石、模造石、煉化石等不透過質ノ材料ヲ以テ其ノ四壁ヲ積上ケ尿尿壺ノ周邊ハ土瀝青、「コンクリート」ノ類ヲ以テ厚サ三寸以上ニ突固メ漏斗狀ニ勻配ヲ取り汲除口ニハ堅牢ナル蓋ヲ爲シ臭氣ノ發散ヲ防クコト

第十九條

公共便所ノ構造ハ第十八條ニ依ルノ外尙左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 大便所小便所ヲ併設シ外部ヨリ見透ササル塀牆ヲ設ケ且大便所ニハ入口毎ニ扉ヲ設クルコト
- 二 敷地地盤ハ石、煉化石、模造石、土瀝青、「セメント」、敲ノ類ニテ敷詰メ洗滌ニ適セシムルコト
- 三 屋根ニ換氣窓ヲ設クルコト
- 四 標燈ヲ設ケ夜間ハ點火スルコト

第二十條

尿尿運搬器具ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ

第十六類 衛生 第九章 清潔

一 尿尿容器ハ堅牢ニ造リ且臭氣汚液等ノ滲漏セサル様密閉シ得ヘキ覆蓋ヲ備フルコト

- 二 運搬船車ニハ箱又ハ適當ナル覆蓋ノ裝置ヲ爲シ外部ヨリ容器ヲ見透シ得サラシムルコト
- 三 牛馬ニ駄シ若ハ擔荷シテ運搬スルモノハ其ノ汚物容器ニ適當ナル被覆ヲ用ヒ外部ヨリ見透シ得サラシムルコト
- 四 運搬船ニハ營業者ノ住所氏名ヲ木札(方五寸ノ厚板)ニ記載シ船首見易キ場所ニ釘付スヘシ

第二十一條

夜間尿尿ヲ汲除シ若ハ之ヲ運搬スルトキハ提燈ヲ携帶スヘシ

第二十二條

尿尿壺ハ時々汲除シ充溢セシムヘカラス

第二十三條

便所以外ニ尿尿溜ヲ設ケムトスルモノハ第九條第一號ノ制限ニ從フヘシ但シ人家及樞要ナル道路ト隔絶セル場所ニ設クルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條

尿尿ニ加工シ肥料製造ヲ爲サムトスル者ハ製造場ノ位置構造並ニ製造ノ方法ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五條

土地ノ狀況ニ依リ尿尿汲除及運搬ノ時間又ハ運搬スヘキ道路ヲ制限スルコトアルヘシ

第二十六條

市長ハ知事ノ認可ヲ經テ郡村ニ接近シタル地區ノ汚物處分ニ關シテハ地域ヲ指定シテ別段ノ方法ヲ設クルコトヲ得

第二十七條 左ニ掲クル場所ノ掃除義務者ハ市長ノ指揮ニ從ヒ其ノ汚物ヲ所定ノ汚物取扱場、汚物捨場又ハ焼却場ニ搬出スヘシ

廣大ナル市場、畜舎、諸製造場其ノ他營業上特種ノ汚物ヲ多量ニ生スル場所

第二十八條 宅地内ニ於テハ劇臭ヲ發スル汚物ヲ肥料トシテ施スヘカラス但シ第二十六條ニ依リ市長ノ指定シタル地域内ハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 劇臭ヲ發散シ若ハ人ノ嫌惡スヘキ不潔物ハ本令ニ該當セサルモノト雖警察官署ハ特ニ適當ノ措置ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十條 本令ニ違背シタル者ハ汚物掃除法並ニ汚物掃除法施行規則ニ明文アルモノノ外十日以内ノ拘留又ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

附則

第三十一條 本令ニ抵觸スル從來ノ塵芥容器汚物運搬器具ハ明治三十五年十二月三十一日迄ニ汚物取扱場、捨場、燒却場、溝渠、便所、汚水溜及湯殿、井戸、臺所等ノ流シ場ハ明治三十六年十二月三十一日迄ニ改造若ハ移轉スヘシ但シ土地ノ狀況ニ依リ市ニ在テハ知事私人ニ在テハ市長ノ認可ヲ受ケ本條ノ期限ニ依ラサルコトヲ得

第三十二條 本則第八條第二號ノ規定ニ適合セサル既設ノ開渠ハ明治四十二年十二月三十一日迄ニ改造スヘシ

第三十二條 汚物掃除法ヲ準用スヘキ地域並ニ施行ノ事項ハ別ニ之ヲ告示ス

第三十三條 明治二十年四月縣令第二十二號市街清潔規則及附則ハ之ヲ廢止ス

●汚物掃除法令準用地指定ノ件

左ノ各町ニ明治三十三年法律第三十一號汚物掃除法第十一條ニ依リ同法ノ全部同年內務省令第五號汚物掃除法施行規則及明治三十五年四月神奈川縣令第三十七號汚物掃除法施行細則ヲ準用ス

一 本令ニ抵觸スル從來ノ塵芥容器汚物運搬器具ハ明治四十年十二月三十一日迄ニ汚物取扱場汚物捨場塵芥燒却場溝渠便所汚水溜及湯殿井戸臺所ノ流シ場等ハ明治四十一年十二月三十一日迄ニ改造又ハ廢止スヘシ但シ土地ノ情況ニ依リ町ニ於テハ郡長私人ニ於テハ町長ノ認可ヲ受ケ本項ノ期限ニ據ラサルコトヲ得

二 町長ハ市街地ニ隔リタル地區ニ對シ別段ノ規定ヲ設ケテ知事ノ認可ヲ受ケ本令ニ據ラサルコトヲ得

三 本令ハ明治四十年四月一日ヨリ施行ス
浦賀町、小田原町、大磯町、川崎町、保土ヶ谷町、鎌倉町

●掃除義務者便宜汚物處分區

(明治三十四年十月一日) 縣令第四十九號

(沿革)大正二年一月縣令第二號改正
左ノ地區ニ於ケル掃除義務者ノ掃除シタル汚物ハ當分ノ内市長ノ指揮ニ從ヒ義務者ニ於テ便宜處分スヘシ

- 横濱市 神奈川町ノ内 白樂
- 同 青木町ノ内 三ツ澤
- 同 根岸町ノ内 瀧上
- 同 久保町ノ内 久保山、林越、大丸、外荒具、東臺
- 同 弘明寺町 一圓
- 同 井土ヶ谷町 一圓
- 同 岡村町 一圓

●塵芥容器設備義務者ノ件

(明治三十五年四月二十九日) 縣令第三十六號

汚物掃除法施行規則第二十條ニ依リ塵芥容器設備ノ義務ヲ建物所有者ノ負擔ト定ム

●掃除巡視採用規則

(明治三十三年三月二十七日) 訓令第十七號

其ノ市ニ設置スル掃除巡視採用規則左ノ通之ヲ定ム

第一條 掃除巡視ハ試験ノ上採用スヘキモノトス但シ左ニ記載シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 判任官以上ノ官職ニ在リタル者及判任官タル資格ヲ有スル者
- 二 市書記又ハ附屬員ニシテ一年以上ノ勤續セシ者
- 三 一年以上ノ勤續ニシテ衛生課ノ雇員タリシ者
- 四 一年以上ノ勤續ニシテ職ニ在リタル者
- 五 陸軍兵卒ニシテ現役滿期トナリ又ハ戰時召集ヲ解除セラレ下士適任證書ヲ有スル者

第二條 掃除巡視ハ品行方正體力強健年齡二十一年以上四十五年未滿ニシテ左ノ諸項ニ抵觸セサル者タルヘシ

- 一 (重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラレ若ハ同上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シ單ニ監視ニ附セラレタル者及輕禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期後五年ヲ經過セサル者
- 二 賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル者
- 三 官吏懲戒例又ハ巡查懲罰例ニ依リ免職セラレ二年ヲ經過セサル者
- 四 身分不相應ノ負債アル者又ハ家資分散者タルノ宣告ヲ受ケ未タ復權ヲ得サル者又ハ從前身分限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者

第十六類 衛生 第九章 清潔

- 五 酒癖アル者又ハ暴行ノ癖アル者
- 第三條 掃除巡視ノ試験ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス
 - 一 衛生法規及市制ノ大要ニ通スル者
 - 二 地方地理ノ大略
 - 三 假名交リノ論文及普通往復文ヲ作り得ル者
 - 四 算術加減乗除ヲ爲シ得ル者
 - 五 普通ニ楷書又ハ行書ヲ書キ得ル者
- 第四條 現ニ市書記又ハ附屬員ニシテ衛生吏員タル者ハ汚物掃除法施行後一個月間ニ限り前各條ノ規定ニ拘ハラズ掃除巡視ニ採用スルコトヲ得

●掃除巡視服務規律

(明治三十三年三月二十七日) 訓令第十八號

市役所

- 掃除巡視服務規律左ノ通之ヲ定ム
- 掃除巡視服務規律
- 第一條 掃除巡視ハ汚物掃除法其ノ他衛生ニ關スル法規ヲ服膺シ常ニ市街清潔ノ保持ニ注意スヘシ
- 第二條 掃除巡視ハ監督吏員ノ指揮命令ヲ遵奉シ職務ヲ勤勉スヘシ
- 第三條 掃除巡視ハ清廉公平ヲ主トシ苟モ偏頗貪汚ノ所爲アルヘカラス

掃除巡視 拾貳圓以上貳拾五圓以下 三十人

●産穢物並湯灌汚水取締規則

(明治三十九年五月八日) 縣令第二十六號

- (沿革) 明治四一年九月縣令第七八號改正
- 産穢物並湯灌汚水取締規則左ノ通之ヲ定ム
- 産穢物並湯灌汚水取締規則
- 第一條 胞衣其ノ他出産ニ伴フ汚穢物(以下單ニ産穢物ト稱ス)並屍體ヲ湯灌シタル汚水(以下單ニ湯灌水ト稱ス)ハ住宅ヲ距ル十間以上ニシテ道路鐵道ニ接近セス且家用汚水ニ滲漏ノ虞ナキ場所ニ非ラサレハ投棄又ハ埋納シ又ハ焼却スルコトヲ得ス但シ疏通セル下水若ハ溝渠ニ湯灌水ヲ投棄スルハ此ノ限リニ在ラス
- 第二條 産穢物ハ焼却スルモノ、外二尺以上ノ地下ニ埋納スヘシ
- 第三條 産穢物並湯灌水ノ取扱營業ヲ爲サムトスル者ハ左記事項ヲ具シ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ
 - 一 族籍住所氏名生年月日
 - 二 捨場又ハ燒却場ノ位置並四隣ノ狀況ヲ詳記シタル圖面
 - 三 埋納又ハ燒却ノ方法
 - 四 運搬器具ノ種類
 - 五 取扱手数料額
 - 六 捨場又ハ燒却場若シ借地ナルトキハ地主ノ承諾書

第十六類 衛生 第九章 清潔

一四〇

- 第四條 掃除巡視職務ニ服スルトキハ制服ヲ著シ嚴正ニ執行スルヲ要ス然レトモ人ニ接スルニハ懇切丁寧ヲ旨トスヘシ
- 第五條 掃除巡視ハ監督吏員ノ許可ヲ得ルニ非ラサレハ其ノ職務ニ關シ何等ノ名義ヲ以テスルモ總テ他人ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス
- 第六條 掃除巡視ハ職務上ノ機密ヲ漏洩スヘカラス
- 第七條 本規定ニ掲クルノ外服務上ニ關シテハ總テ一般市吏員ノ規律ニ從フヘシ

●掃除監視吏員俸給及定員表

(明治三十三年三月二十七日) 訓令第十六號

(沿革) 明治三十三年一月二月訓令第五〇號、三十四年三月同第四號、四二年五月同第三三號改正

市役所

明治三十三年三月法律第三十一號汚物掃除法第五條ニ基キ其ノ市ニ汚物掃除監視吏員ヲ設置セシム其ノ定員及俸給額左表ノ通之ヲ定ム

掃除監視吏員俸給及定員表

區 別	俸 給 額	定 員
掃除監督長	五拾圓以上百圓以下	一人
掃除監督	貳拾五圓以上五拾圓以下	五人

- 第四條 取扱營業者前條第二號第三號及第五號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ願出認可ヲ受クヘシ
- 第五條 取扱營業者ノ設置スヘキ捨場又ハ燒却場ノ位置並構造制限ハ左記各號ニ依ルヘシ
 - 一 捨場ハ道路鐵道河川ニ接近セス住宅又ハ家用汚水ヲ距ル六十間以上ニシテ衛生上障害ノ虞ナキ地タルコト
 - 二 燒却場ハ人家稀疎ニシテ衛生上障害ナキ地タルコト
 - 三 燒却場ニハ火煙筒ヲ備ヘ臭烟ヲ防クノ裝置ヲナスコト
 - 四 捨場又ハ燒却場ノ周圍ニハ高サ六尺以上ノ防圍ヲ設クルコト
- 第六條 取扱營業者ノ使用スル産穢物又ハ湯灌水ノ運搬器具ハ金屬又ハ厚サ一寸以上ノ板ヲ以テ堅牢ニ構造シ且緊密ナル覆蓋ヲ設ケ營業者以外ノ者ニ在リテハ適宜ノ方法ヲ以テ臭氣發散及汚液ノ漏洩ヲ防クヘシ
- 第七條 取扱營業者左記事項ノ一ニ該當スルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ届出ヘシ
 - 一 住所氏名ヲ變更シタルトキ
 - 二 捨場又ハ燒却場ノ一部又ハ全部ヲ廢止シタルトキ
 - 三 運搬器具ヲ變更シタルトキ
- 第八條 取扱營業者ハ捨場又ハ燒却場外ニ産穢物又ハ湯灌水ヲ投棄又ハ埋納シ又ハ燒却スルコトヲ得ス
- 第九條 取扱營業者ハ手数料ノ外何等ノ名義ヲ問ハス金錢物

一四一

第十六類 衛生 第九章 清潔

品ヲ要求スルコトヲ得ス

第十條 本則ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第十一條 取扱營業者ノ家族雇人其ノ他ノ従事者ニシテ本則ニ違背ノ所爲アリタルトキハ之ヲ罰スルト共ニ營業者亦其ノ責ニ任ス

第十二條 取扱營業者本則ニ違背シ又ハ公安上必要ト認ムルトキハ捨場焼却場ノ移轉改造ヲ命シ若ハ其ノ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ營業ヲ停止若ハ禁止スルコトアルヘシ

附則

第十三條 本則ハ明治三十九年六月一日ヨリ施行ス本則施行前認可ヲ得タル取扱營業者ニシテ引續營業ヲ爲サムトスル者ハ本則施行ノ日ヨリ二个月以内ニ第三條ノ手續ヲ爲スヘシ

● 尿尿汲除及運搬時間制限令

(明治三十七年一月十二日) 縣令第三號

(沿革) 明治四一年九月縣令第七八號改正

明治三十五年四月神奈川縣令第三十七號汚物掃除法施行細則第二十五條ニ依リ尿尿汲除及運搬時間制限令左ノ通之ヲ定ム

尿尿汲除及運搬時間制限令

第一條 左ノ地域内ハ日没後日出前ニ非サレハ尿尿ノ汲除及運搬ヲ爲スコトヲ得ス

横濱市

一四二

海岸通

元濱町

北仲通

本町

南仲通

辨天通

太田町

相生町

住吉町

常盤町

尼上町

眞砂町

湊町

境町

第二條 左ノ地域内ハ午後十時後日出前ニ非サレハ尿尿ノ汲除及運搬ヲ爲スコトヲ得ス

横濱市

山下町

諏訪町

元町一丁目ノ内

白一番地

北方町ノ内

至五番地

第三條 本則ニ違背シタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

● 横須賀市尿尿處分ニ關スル件

(大正二年一月二十三日) 縣令第十號

横須賀市尿尿處分ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 明治三十三年三月内務省令第五號汚物掃除法施行規則第二十二條但書ニ依リ横須賀市ニ於テ爲ス尿尿ノ處分ハ本令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ施行ス

第二條 市ハ尿尿汲除ノ區域期日及取扱ノ方法ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ其ノ變更セムトスルトキ亦同シ

第三條 尿尿汲取ノ際ハ厠間及其ノ周圍ヲ不潔ニシ又ハ其ノ

汲取口ヲ開放シ置クカ如キ所爲アルヘカラス

第四條 所轄警察官署ハ必要ニ應ジ明治三十五年四月神奈川縣令第三十七號汚物掃除法施行細則第二十五條ノ制限ヲ爲スコトヲ得

第五條 掃除義務者ハ便所其ノ他一定ノ容器ニ尿尿ヲ蒐集シ置クヘシ

第六條 私人ハ市若ハ市ノ委任ヲ受ケタル者ニ於テ尿尿ノ汲除ヲ爲サムトスルトキ之ヲ拒否スヘカラス

第七條 私人ハ市ノ承認ヲ得スシテ尿尿ノ汲除引渡運搬等一切ノ處分ヲ爲スヘカラス

第八條 本令第六條及第七條ニ違背シタルモノハ拘留又ハ科料ニ處ス

第九條 本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十章 市町村衛生

● 衛生組合設置規則

(明治三十一年六月二十八日) 縣令第二十六號

衛生組合設置規則左ノ通り之ヲ定ム

衛生組合設置規則

第一條 衛生組合ハ市街ニ在テハ一小區域又ハ凡ソ二百戸村落ニ在テハ字又ハ五十戸ヲ標準トシ土地ノ狀況ニ依リ適宜區劃シテ之ヲ設置スヘシ

第十六類 衛生 第十章 市町村衛生

第二條 衛生組合ニハ組合長組合副長各一名及委員二名乃至十名ヲ其ノ組合内居住ノ市町村住民中ヨリ選舉スヘシ

第三條 衛生組合長組合副長及委員ノ選舉ハ市町村長ノ認可ヲ受クヘシ

市町村長ニ於テ認可スヘカラスト爲ストキハ市ニ在リテハ知事町村ニ在リテハ郡長ノ指揮ヲ受クヘシ

第四條 衛生組合長ハ組合ニ屬スル一切ノ事務ヲ整理シ組合副長ハ組合長ヲ助ケ組合長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理スヘシ

第五條 衛生組合長ハ時々組合内ヲ巡視シ其ノ履行スヘキ規約ノ事項ヲ督勵スヘシ

第六條 衛生組合委員ハ衛生組合長組合副長ノ指揮ヲ承ケ組合ニ屬スル一切ノ事務ヲ處理スヘシ

第七條 衛生組合ニ於テ施行スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

一 飲料水、使用水ノ清淨及其ノ除害方法ニ關スルコト

二 家室内ノ清潔ニ關スルコト

三 溝渠、下水、汚溜ノ浚渫疏通ニ關スルコト

四 便所、塵芥溜ノ掃除ニ關スルコト

五 汚濁其ノ他健康上障害ヲ來スヘキ虞アル場所ノ除害方法ニ關スルコト

六 傳染病毒傳播ノ媒介ト爲ルヘキ昆蟲類ノ驅除ニ關スルコト

七 家畜及家禽ノ傳染病ヨリシテ人ノ健康ニ障害ヲ及ボス

第十六類 衛生 第十章 市町村衛生

ヘキ虞アルトキ之レカ防遏ニ關スルコト
八 種痘ニ關スルコト
九 組合内若ハ他ノ組合ト共同シテ時々衛生講話會ヲ開クコト

第八條 衛生組合内ニ於テ傳染病又ハ其ノ疑アル患者發生シ若ハ發生ノ虞アルトキハ其ノ組合員協同シテ左ノ事務ニ従事スヘシ
一 傳染病又ハ其ノ疑アル患者ハ速ニ醫師ノ診斷ヲ受ケシメ若ハ市役所町村役場又ハ警察官吏ニ届出ツルコト
二 傳染病流行地方ト出入交通スル者ニ注意スルコト
三 臨時種痘ノ普及ヲ計ルコト
四 病家ノ飲料水及便所ヲ共用セサルコト此ノ場合ニ於テ差支ヲ生スルトキハ其ノ供給ヲ爲スコト
五 市町村若ハ患家ニ於テ施行スル豫防事務ヲ助ケタルコト
六 傳染病豫防法令施行細則第二十三條市町村長ノ爲スヘキ事務ヲ助ケタルコト

第九條 一市町村内衛生組合長ハ一箇年三回以上會同シテ衛生上ノ事項ニ關シ協議ヲ爲スヘシ其ノ會期及會同ノ場所ハ市町村長ノ指示ニ依ルヘシ
第十條 衛生組合ノ規約ニハ第七條第八條ノ履行ニ關スル方法其ノ他必要ノ事項ヲ掲クヘシ
第十一條 市町村ニ於テ衛生組合ノ支出シタル費用ヲ補助ス

第四條 補助ハ現品ヲ以テ之ヲ交付スルコトアルヘシ但シ金額ニ換算ス
附 則
第五條 市町村ヨリ申請セル支出精算額過當ト認ムルトキハ之ヲ査定シ其ノ査定額ニ對シテ補助ス
第六條 本則ハ明治三十二年分ヨリ施行ス
但シ第三條中補助金寄附金等ノ收入控除ニ關スル規定ハ明治三十四年度收入ノ分ヨリ施行ス
第七條 明治三十一年神奈川縣令第十一號ハ明治三十二年三月三十一日限り廢止ス

ルハ第八條ノ事項ニ係ルモノトス
第十二條 衛生組合ノ設置及規約並ニ其ノ異動ハ市町村長ヨリ之ヲ所轄警察官署ヘ通報スヘシ
附 則
第十三條 本則ハ明治三十一年八月一日ヨリ施行ス
市町村衛生費補助規則左ノ通之ヲ定ム
市町村衛生費補助規則
第一條 (地方稅)ハ傳染病豫防法第二十一條第二十三條ノ市町村衛生費ノ精算額ニ對シ左ノ歩合ニ依リ之ヲ補助ス
一 傳染病院、隔離病舎、隔離所及消毒所ニシテ別ニ定ムル規則ニ依リ認可ヲ受ケタル建築、改築、増築若ハ大修繕ノ費用ハ其ノ三分ノ一
二 傳染病豫防法第二十一條中前項ヲ除キタルモノ及同法第二十三條第二項ノ費用ハ其ノ五分ノ一
第二條 市町村ノ支出額知事ニ於テ其ノ負擔ニ堪ヘスト認ムルトキ又ハ特別ノ事由アルトキハ其ノ精算額ノ五分ノ四マテ補助スルコトアルヘシ
第三條 支出ニ伴フ收入又ハ補助金寄附金等アルトキハ支出總額ヨリ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助歩合ヲ定ム

市町村衛生費補助規則取扱手續

(沿革)明治三十二年一月二月訓令第五四號改正

市町村衛生費補助規則取扱手續

第一條 市町村ニ於テ衛生補助金ヲ請求セムトスルトキハ第一號書式ノ請求書ニ第二號及第三號書式ノ任譯書並第四號書式ノ收支計算書第五號書式ノ患者表ヲ添附シ市ハ直ニ町村長ハ郡長ヲ經テ縣廳ニ差出スモノトス
傳染病院隔離病舎隔離所及消毒所ノ建築改築増築若ハ大修繕費ニ對スル補助ヲ請求セムトスルトキハ工事設計書及圖

第十六類 衛生 第十章 市町村衛生

市町村衛生費補助規則

(明治三十二年三月二十八日) 縣令第十六號

(沿革)明治三十四年四月縣令第三一號改正

市町村衛生費補助規則左ノ通之ヲ定ム
市町村衛生費補助規則
第一條 (地方稅)ハ傳染病豫防法第二十一條第二十三條ノ市町村衛生費ノ精算額ニ對シ左ノ歩合ニ依リ之ヲ補助ス
一 傳染病院、隔離病舎、隔離所及消毒所ニシテ別ニ定ムル規則ニ依リ認可ヲ受ケタル建築、改築、増築若ハ大修繕ノ費用ハ其ノ三分ノ一
二 傳染病豫防法第二十一條中前項ヲ除キタルモノ及同法第二十三條第二項ノ費用ハ其ノ五分ノ一
第二條 市町村ノ支出額知事ニ於テ其ノ負擔ニ堪ヘスト認ムルトキ又ハ特別ノ事由アルトキハ其ノ精算額ノ五分ノ四マテ補助スルコトアルヘシ
第三條 支出ニ伴フ收入又ハ補助金寄附金等アルトキハ支出總額ヨリ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助歩合ヲ定ム

面ノ添附ヲ要ス
第二條 衛生補助金ハ毎年度末日迄ニ請求スルモノトス但シ非常ノ流行ヲ極メ多額ノ費用ヲ要スル場合ハ年度内ト雖支出額ニ對シ概算ヲ以テ請求スルコトヲ得
第三條 前條但書ニ依リ概算請求ヲ爲ス場合ハ第二號書式ノ任譯書第六號書式ノ請求書ニ第四號第五號書式ノ書類ヲ添附シ差出スモノトス
第四條 概算補助請求ヲ爲シ其ノ殘額ヲ請求スル場合ハ第七號書式ノ請求書ニ第二號以下第五號書式迄ノ書類及概算補助下付指令寫ヲ添附シ差出スモノトス
第五條 郡長ニ於テ衛生補助金ノ請求書ヲ受ケタルトキハ町村長出入整理簿、諸收入金徵收原簿、現金受拂簿其ノ他ノ證憑書類ニ照シ審査ヲ遂ケ進達スヘシ
第六條 此ノ手續ハ明治三十二年分ヨリ施行ス
第七條 明治三十一年四月神奈川縣訓令第十六號ハ此ノ手續施行ノ年度ヨリ廢止ス
(第一號書式)
衛生補助金請求書
一金何程
別紙任譯書ノ通
市町村衛生補助金請求高
右明治何年度衛生費別紙ノ通支出候條前記ノ補助金御下附相成度此段及請求候也
明治何年何月何日

第十六類衛生 第十章 市町村衛生

何市長氏

名印

神奈川縣知事氏名殿

(第二號書式)

一金何程

明治何年度衛生費支出仕譯書

傳染病院
隔離病舎 費

科	目	金額	摘要
給料	醫員給料		月給何程ノモノ何人何ヶ月分金何程日給何程ノモノ何人延何日分金何程
給料	書記給料		同上
給料	看護人給料		日給何程ノモノ何人延何日分金何程日給何程ノモノ何人延何日分金何程
給料	使丁給料		同上
給	雜給		
旅費	旅費		醫師或ハ看護人何處ヨリ何處迄旅費實費何程又ハ何々何程
雇料	雇料		何々人夫何程ノモノ何人一人何程金何程
需用費	需用費		スフレ一何個一個何程金何程何々何個一個何程金何程
備品費	備品費		炭何貫目一貫目何程金何程何々何程一個何程金何程
消耗品費	消耗品費		

科	目	金額	摘要
通信運搬費	通信運搬費		郵便何程電報何程何々運搬費何處ヨリ何處何回一回何程金何程
患者費	患者費		
藥劑費	藥劑費		石炭酸何本一本何程金何程生石灰何罐一罐何程金何程何々何程金何程
賄費	賄費		何々賄費何日分一日何程
汚物付取費	汚物付取費		汚物取片付人夫日給何程ノモノ何人金何程何々
雜費	雜費		何々
建築費	建築費		何々建坪何坪一坪何程金何程
何々	何々		何々

一金何程

內譯

種痘所費

科	目	金額	摘要
給料	醫員給料		日給何程ノモノ何日
給料	使丁給料		同上

第十六類衛生 第十章 市町村衛生

雜給	何々
諸手当	何々
雇人料	何々日給何程ノモノ何人
需用費	
痘苗費	痘苗何具一具何程
備品費	何々何個一個何程
何々	何々

合計金何程

備考

本書式ハ一例ヲ示シタルニ過キサレハ實際調製ノ場合ハ歳出豫算科目ニ依リ掲載スルモノトス

(第三號書式)

一金何程

明治何年度衛生費收入仕譯書

衛生費收入高

内譯

科	目	金額	摘要
貸付金	穀利子		元金何程幾割何月分利子金何程又ハ何々
預金	穀利子		同上

何病院	院收入	延人員何人一人一日金何程
何隔離所	所收入	同上
何用品	拂下代	何々何個一個何程金何程何々
何	々	何々
計		

(第四號書式)

明治何年度衛生費收支計算書

名稱	支出額	收入額	差引支出額	地方稅補助額	摘要
規則第一條第一號					支出額三分ノ一
同第二號					同五分ノ一
計					

(第五號書式)

明治何年度中傳染病患者表

病名	患者			延日數		
	全	治	死	現	計	自
虎刺						宅治療入院入舎

- 一 借家料 一日 金參拾錢以内
- 一 生活費 大人 一日 金貳拾四錢以内
小人 一日 金拾五錢以内
- 一 埋葬費 大人 金參圓 以内
小人 金貳圓 以内

恩賜衛生費費消方法

(明治十三年十一月九日) (布達甲第九十八號)

恩賜衛生費々消方法左ノ通相定候條此旨布達候事

- 第一條 恩賜衛生費ハ郡(區)ノ戶數ニ分割シテ之ヲ郡(區)役所ニ配賦スヘシ
- 第二條 郡(區)役所ニ於テハ前條ノ分割法ニ據リ之ヲ(戶長)役場ニ配賦スヘシ
- 第三條 (戶長)役場ニ於テハ衛生資金トシテ之ヲ積ミ置キ淑旨ヲ奉體シテ該金費消方法ヲ町村人民ニ協議シ決議ノ旨ヲ具申スヘシ但町村人民ノ決議ニ據リテハ郡(區)役所ニ積ミ置ク事ヲ得

市町村種痘事務整理標準

(明治四十三年三月十二日) (訓令第十五號)

郡役所 警察署 警察分署 市役所 町村役場

者ニ通知スルコト

- 第二 公種痘施行ノ準備
- 第四條 種痘ハ市町村醫ヲシテ之ヲ施行セシメ又ハ相當技能アル醫師ニ之ヲ囑託スルコト但シ便宜數町村協議シテ巡回種痘ヲ囑託スルモ妨ナシ
- 第五條 市町村ハ痘苗ノ外種痘ニ要スル器械藥品ヲ準備スルコト其ノ品目概ネ左ノ如シ
 - 一、切種用種痘針
 - 二、藥盤
 - 三、滅菌「ガーゼ」及脱脂綿、同上容器
 - 四、「アルコール」又ハ「クレゾール」水若ハ其ノ他ノ消毒藥液
 - 五、「ペトリ」氏小皿及硝子製圓筒(「コップ」ノ類)
- 第六條 市町村ハ種痘ヲ行フヘキ人員(受痘者ハ第一期及第二期ヲ合シ人口千ニ内外ヲ普通トス)ニ應シ痘苗數ヲ豫算シ發送期日ヲ指定シテ一箇月以前ニ傳染病研究所ニ請求スルコト
- 第七條 種痘施行ノ場所ハ受痘者ノ集合ニ便利ナル地區ニ於テ相當廣潤ニシテ可成清潔ナル箇所ヲ撰定スルコト授業ヲ妨サル限リハ小學校等ヲ種痘所ニ充ツルヲ便宜トス
- 前項ノ種痘所ハ地域廣潤ナル市町村ニ於テハ可成之ヲ數箇所ニ設置スルコト

明治四十二年四月法律第三十五號種痘法並同年十二月省令第二十六號種痘法施行規則執行ニ關スル市町村種痘事務整理方ハ左記標準ニ依リ取扱フヘシ

市町村種痘事務整理標準

- 第一條 種痘期日ノ指定及公種痘施行ノ期間
 - 第一條 市町村長ハ毎年三月ヨリ六月ニ至ル間ニ於テ前年中出生ノ者數ヘ歳十歳ノ者及前年ノ定期種痘不善感ノ爲更ニ種痘ヲ要スル者其ノ他種痘ヲ行フ必要アル者(第十一條第五號及第十)ノ種痘期日ヲ指定スルコト
 - 三條參照)
 - 前項ノ種痘期日ハ公種痘(市町村ニ於テ施行)施行期間ノ最終日迄トスルコト但シ市町村内ノ字等ニ依リ種痘期日ヲ異ニスルモ妨ナシ
- 第二條 市町村長ハ受痘者ノ豫定員數ニ應シ(醫師一人一日百人以内)公種痘施行ノ期間及其場所ヲ定メ種痘期日ノ指定ト共ニ豫メ之ヲ公告スルコト
- 市町村長ハ前項公告ノ外種痘簿種痘票學齡簿等ニ依リ種痘定期ニ在ル者其ノ他種痘ヲ行フ必要アル者ヲ調査シ其ノ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務者ニ對シ種痘期日ノ指定公種痘施行ノ期間及其場所ヲ漏ナク通知スルコト
- 第三條 種痘法施行規則第四條ノ患者(痘瘡、猩紅熱、實布ム)丹毒、麻)アル家ノ受痘者ニ付テハ公種痘施行ノ日時又ハ場所ヲ別ニ定メ之ヲ其ノ保護者又ハ種痘法第三條ノ義務

- 第八條 種痘所ニハ少クモ受痘者控室及施術室ヲ區別シ各室トモ豫メ濕拭掃除ヲ行ヒ又換氣採光ニ注意シ寒冷ナル日ニ在リテハ相當煖室ノ設置ヲ爲スコト
- 第九條 警察署長警察分署長ハ公私種痘普及ニ關シ市町村長ト協力シ保護者又ハ義務者ニ對スル義務履行ヲ督促スルコト
- 第三 種痘簿ノ編製
- 第十條 種痘簿ハ其ノ年施行スル公種痘ノ用ニ供シ併テ其ノ年ニ於ケル公私種痘ノ成績ヲ明ニスル目的ヲ以テ編製スルモノトス
- 第十一條 市町村長ハ毎年二月末日迄ニ左記各號ニ依リ別紙雛形ニ準シ第一期及第二期種痘簿ヲ編製スルコト
 - 一 戶籍簿、身分登記簿及寄留簿ニ就キ前年中出生ノ現住人ヲ調査シ前年中既ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ之ヲ第一期種痘簿ニ登載スルコト但シ寄留等ノ届出ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ登載スルコト
 - 二 學齡簿等ニ就キ歳十歳ノ現住人ヲ調査シ前年迄ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ第二期種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ之ヲ第二期種痘簿ニ登載スルコト但シ學齡簿ニ登載ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ登載スルコト
 - 三 戶籍吏又ハ他市町村長ヨリ第一期種痘未了者ノ通知ヲ受ケタルトキハ他市町村ニ轉居シタル者ヲ除キ之ヲ第一期

種痘簿ニ登載スルコト

四前年種痘ヲ猶豫シタル者及前年第一回ノ種痘不善感ナル者其ノ他前年ノ種痘簿ニ登載ノ者ニシテ前年中ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ種痘ヲ完了セサルトキハ之ヲ第一期又ハ第二期種痘簿ニ登載スルコト

五前各號ノ外學校、育兒院、製造所等ノ首長警察官吏又ハ衛生組合長ノ通報、種痘法第四條第二項ノ届出其ノ他種痘法第十四條ニ依レル調査等ニ依リ種痘ヲ忘リタル者(種痘ヲ受ケタル證據不明)ヲ第一期又ハ第二期種痘簿ニ登載スルコト

第十二條 市町村長ハ種痘簿編製後種痘ノ指定期日マテニ前條ニ該當スル者其ノ市町村内ニ來住シタルトキハ遲滞ナク種痘簿ニ登載スルコト

第十三條 市町村長ハ前二條ノ外常ニ種痘ヲ忘リタル者ヲ調査シ之ヲ第一期又ハ第二期種痘簿ニ登載スルコト
前項ノ場合ニ於テ其ノ年内ニ種痘ヲ完了セシメ難シト認ムル者ニ就テハ其ノ通報書、届書、調査書等ヲ一括保存シ翌年ノ種痘簿ニ登載スルコト

第十四條 市町村長ハ種痘簿ニ登載ノ者種痘ノ指定期日マテニ死亡シ又ハ他市町村ニ轉住シ若ハ一年以上居所不明ナルトキ又ハ痘瘡ヲ經過シタル爲種痘ヲ要セサルトキハ其ノ事由ヲ當該欄内ニ記シ氏名ノ欄ヲ朱線ニテ抹消スルコト
前項ノ外種痘簿記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ(既ニ種痘

ヲ完了シタル者ニ)遲滞ナク之ヲ加除訂正スルコト

第十五條 市町村長ハ公種痘ヲ施行シタルトキ及種痘法第十條第二項私種痘ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ都度遲滞ナク種痘ノ月日成績等ヲ種痘簿當該欄内ニ記入シ種痘ヲ猶豫シタル者ニ付テハ備考欄内ニ其ノ事由ヲ記載スルコト

其ノ年出生ノ者第一期種痘ヲ完了シ又ハ數ハ歳八歳九歳ノ者第二期種痘ヲ完了シタルトキ其ノ他種痘簿ニ未登載ノ者種痘ヲ完了シタルトキハ之ヲ登載記入スルコト
第三十六條ニ依リ種痘施行ノ場所ニ於テ其ノ年内出生者ノ種痘ノ月日成績等可成別ニ種痘簿ヲ調製シ之ニ登載記入スルコト

種痘簿編製前(一月一日ヨリ種痘簿編製ニ至ル間)私種痘ノ届出ヲ受ケタルトキハ其ノ届書(口頭届出ナレハ)ヲ保存シ種痘簿編製ノ際之ヲ登載記入スルコト

第十六條 種痘簿ノ記入順序ハ受痘者ノ多數ナル市町村ニ於テハ町名、字名若ハ番地ニ依リ適當ニ區別シ又ハ氏名ノ「イロハ」順ニ記入スル等搜索ニ便ナラシムルコト
種痘定期ニ在ル者及種痘ヲ忘リタル者ニ付テハ可成各別ニ種痘簿ヲ調製スルコト
種痘簿ハ十年間之ヲ保存スルコト

第十七條 市町村長ハ便宜第十條乃至第十六條ノ種痘簿ヲ編製セス本條以下ニ依リ種痘簿ヲ調製スルモ妨ナシ

種痘票ハ專ラ公種痘ノ用ニ供スルノ目的ヲ以テ調製スルモノトス但シ第二十四條ニ依リ併テ私種痘ノ成績ヲ明ニスルノ用ニ供スルモ妨ナシ

第十八條 市町村長ハ毎年二月末日迄ニ左記各號ニ依リ別紙雛形ニ準シ第一期及第二期種痘票ヲ調製スルコト

一戸籍簿、身分登記簿及寄留簿等ニ就キ前年中出生ノ現住人ヲ調製シ既ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ第一期種痘票ヲ調製スルコト但シ寄留等ノ届出ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ種痘票ヲ調製スルコト

二學齡簿等ニ就キ數ハ歳十歳ノ現住人ヲ調査シ前年迄ニ痘瘡ヲ經過シ又ハ第二期種痘ヲ完了シタル者ヲ除キ第二期種痘票ヲ調製スルコト但シ學齡簿ニ登載ナキ現住人ハ警察官吏ノ通報等ニ依リ之ヲ調査シ種痘票ヲ調製スルコト
三戸籍吏又ハ他市町村長ヨリ第一期種痘未了者ノ通知ヲ受ケタルトキハ他市町村ニ轉居シタル者ヲ除キ第一期種痘票ヲ調製スルコト

四種痘法第四條第二項ノ届書、警察官吏衛生組合長ノ通報書其ノ他種痘ヲ忘リタル者ノ覺書等及種痘猶豫期限ノ經過シタル猶豫願書並私種痘ノ第一回不善感届書ヲ取出シ種痘票ヲ調製スルコト

五前年ノ種痘票中種痘ヲ猶豫シタル者及前年第一回ノ種痘不善感ナル者其ノ他未タ種痘ヲ完了セサル者ノ種痘票ヲ

取出シ本條各號ノ種痘票ト共ニ整理スルコト

六前各號ノ外種痘ヲ忘リタル者アルコトヲ知りタルトキハ其ノ種痘票ヲ調製スルコト

第十九條 市町村長ハ種痘票調製後種痘ノ指定期日マテニ前條ニ該當スル者其ノ市町村内ニ來住シタルトキハ、遲滞ナク其ノ種痘票ヲ調製スルコト

第二十條 種痘票調製後種痘ノ指定期日マテニ死亡シ又ハ痘瘡ヲ經過シ若ハ私種痘ノ届出ヲ爲シタル者ニ付テハ第二十條ノ場合ヲ除ク外其ノ種痘票ヲ廢棄スルコト又他市町村ニ轉居シタル者ニ付テハ其ノ種痘票ヲ廢棄シ若ハ便宜之ヲ轉居地ノ市町村長ニ送致シ轉居通報ノ用ニ供スルコト
種痘票調製後種痘ノ指定期日マテニ種痘ヲ猶豫シタル者ニ付テハ其ノ種痘票備考欄内ニ其ノ事由ヲ記入シ他日ノ用ニ供スルコト

第二十一條 市町村長ハ常ニ種痘ヲ忘リタル者ヲ調査シ若シ直ニ種痘ヲ完了セシメ難キトキハ其ノ覺書ヲ調製シ他日ノ用ニ供スルコト

第二十二條 種痘票ハ使用後善感、不善感、猶豫、不參等ニ依リ區分シ十年間之ヲ保存スルコト

第二十三條 種痘法第十二條第二項私種痘ノ届書(口頭届出書ヲ)猶豫申請書、種痘法、第四條第二項ノ届書警察官吏衛生組合長ノ通報書、未種痘者覺書等ハ一括保存スルコト
前項書類ノ保存期間ハ私種痘届書ハ十年間其ノ他ハ種痘完